

平成24年 6月18日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

2番	川瀬知之	3番	鈴木みどり
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長 前野幸代
児童課長 渡辺秀樹
都市計画課長 竹川 彰
生涯学習課長 八木春美
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター
所 長 佐野 隆
農政課長 半田安利
下水道課長 橋村正則
十四山スポーツ
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊藤邦夫
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名いたします。

発言を許す前に、那須議員のほうから資料の配付の依頼がありました。これを認め、各位に資料配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いいたします。

4番（那須英二君） それでは、御質問させていただきます。

昨年3月の東日本大震災で大きな被害を受けた我が国では、原発の問題、消費税や社会保障の問題、雇用、教育、子育て、少子・高齢化の問題など、さまざまな課題が緊急のものとなっており、国民、市民の政治に対する意識は高まっている状況です。これらの問題は、決して国の行政の問題だけではなく、地方行政、すなわち地方自治体として積極的に関与し、または発信していく、その姿勢が今求められていることと思います。そういう意味でも住民に一番近い地方自治体の役割が大切になっていると思っています。

そこで、今回、私、大きく分けて3点について御質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目の項目であります原発及び再生可能エネルギーについてです。

昨年の9月の市議会では、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書を全会一致で採択し、市長御自身も中部電力から原発や電力事情の御説明を受けたときに、今、原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを推進すれば多くの国民から称賛されるだろうと発言していたと伺っております。

そこで、まず市長に御質問させていただきますが、現在の市長の原発に対する立場は以前とお変わりないか、お答えをいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

那須議員の御質問に御答弁申し上げたいと思います。

基本的にはそのときの考え方を変えておるわけではございません。昨年3月11日の東日本

大震災は、2つの大きなことがありました。1つは、想定外と言われた津波災害でございます。そしてもう1つは、自然の破壊力の前にもろくも崩れた福島第一原発の事故でございます。

その後、福島第一原発のさまざまな問題につきましては、各議員御承知のとおりでございます。目に見えない放射性物質との闘いは、余りにも厳しさがあるわけでございます。過去におきましては、この原発事故でソビエトのチェルノブイリもしかりであります。日本でも初めて、これから長い間、生活ができない台地ができるのではないかと大変厳しい現実がそこにあるわけでございます。国民の多くは、この原発に対する安全性、本当に毎日の生活にとって安全なのかということに対して多くの国民の皆様が正しい理解をされているかどうかということについては、その情報からしても大変難しい問題がある。

また、福島第一原発の事故以来、国民の一つの受けとめ方として、いわゆる原発に対する脱原発、あるいはもう原発は要らないのではないかとというような考え方も醸成されてきているのではないかと考えております。

しかしながら、一方、私たちは、しっかりとした社会経済を培っていかねばならないわけでございます。そうした意味におきまして、電力の安定的な供給というのは必要になってくるわけでございます。

従来、エネルギーというのは国策でやってこられたわけでございます。これからこの原発に対してどのような自然代替エネルギーを、再生エネルギーを日本の国として培っていくか、そういうことが一つのしっかりとした工程の中に国民の前に示されれば、私は多くの国民は、脱原発、あるいは原発ゼロということに対して大きくその意思を傾けられるのではないかと考えております。

しかし、再生エネルギー、いわゆる自然エネルギーというのはまだまだ構成比が少ないわけでございます。これから10年、20年の間に、日本のこの再生エネルギーの工程をしっかりと保ちながら、脱原発、あるいは原発のゼロという方向に向かっていくのが正しいのではないかと考えている次第でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須英二議員。

4番（那須英二君） 4月28日に脱原発を目指す首長会議が元首長などによって結成され、66の自治体、72名の参加で、5月14日に原子力政策の転換を求めて経産省に決議文を手渡して申し入れもしたと。こちらの資料1にありますように、この中日新聞の記事でございますが、脱原発派と推進派の割合は、今8対2と世論が高まっている状況です。しかし、国では、この国民的世論をないがしろにして、野田総理は再稼働を強行しようと。何も安全対策がとられていないまま、新たな安全神話を振りまきました。

先日の16日には福井県の西川知事がこの原発再稼働を認め、大飯原発は再稼働するという

ことで決定しました。

福島第一原発の事故から、今、1年3カ月ほどたっておりますが、16万人という福島の皆さんの避難生活、そしていまだに事故の直接的な原因がわからないばかりか、現在も放射能を自然界に出し続けている、そんな状況です。

菅直人前総理も、当時、そういった危機一髪の実験から考えが一転し、原発に依存しないように野田総理に進言しています。人の命、住む場所、経済などにおいてこれだけ甚大な被害が出ている状況で、あってはならないことですが、もし再び原発の事故が起きてしまえば、もう我が国は本当に致命的な状況になり、本当にそれでは想定外ではもう済まされない問題だと思っています。

きわめつけは、資料2という形でお配りさせていただいておりますが、使用済み核燃料の問題です。この使用済み核燃料は、8年もすればおよそ半数以上の原発で保管するプールも満杯になるということです。要するに、核のごみは、もう捨て場すらないんです。

こんな状況でも本当に原発を続けていくのか、今の政府には大きく疑問を感じます。まるでエネルギーが原発しかないかのような政策ばかり進めているからです。国の予算や経済においても、例えば福井県にある高速増殖炉の「もんじゅ」などは、動いていなくても1日1億3,000万円、年間にすると約500億円かかると言われていますし、原発推進予算は4,200億円もついています。例えば、これを自然エネルギー推進予算に使い方を変えていくだけでも、またこのエネルギーの政策として違ってくるのではないのでしょうか。

再生可能エネルギーのよさは、原発のように広範囲に迷惑をかけるような危険が少なく、CO<sub>2</sub>の排出などが少ない環境に優しいエネルギーである点、2つ目は枯渇せずに日本でも自給自足でエネルギーが生み出せる、そういった点です。例えば、原発の燃料であるウランや火力発電の天然ガスなどは輸入に頼るしかない、そんな現状になっています。

そして3点目は、原発のような大がかりなものばかりではないために、大企業だけではなく、中小企業にとっても参加しやすく、そこで雇用も大きく生まれるという点です。要するに、国の方針いかんでこの国のあり方が大きく変わり、ひいては国民、市民の生活においても大きく影響があるという問題です。こうした問題において国の問題として傍観するのではなく、自治体の首長として市民を守る立場で今後もぜひ行動していただきたいと思っています。

そういった部分では、先ほどの市長のお言葉、大変心強く思っております。こちらの資料1のほうですが、先日の中日新聞の記事なんですけれども、原発アンケートに対しての記事でした。一宮の市長が10年以内に原発を廃炉すべきと踏み込んだ回答をしていると、こういった記事がありましたが、しかし、ここには弥富市が載っていなかったんですけれども、その理由とこのアンケートの御回答をこの場でお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願

いいいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

原発のアンケートにつきましては、「通販生活」という企業というか、そんなようなところからの申し込みでございました。私といたしましては、その通販生活ということに対してしっかりとした知識がないというようなこともありまして、この場合につきましては保留をさせていただいたほうがいいだろうという中でアンケートには答えなかったわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それぞれの首長が、いわゆる原発の廃炉につきましてその考え方を示されておるわけですが、私は先ほども言いましたように、想定外はこれからも起きる。そしてまた、国民の信頼というものが本当に取り戻されているだろうかということについては、これは真剣に考えていかなきゃならない大きな問題であろうというふうに思っております。

しかしながら、先ほども言いましたように、しっかりした安全対策を国民の前に示していただく、こういうことと同時に、社会経済の発展ということも大前提としていかなきゃならない電力の供給でございます。そういうことに対してしっかりとした電力供給の、いわゆる作業工程、自然再生エネルギーに対して代替していくというようなことを考えていかないと、市民、国民は納得できないというふうに思っておるところでございます。

先ほどの全国市長会におきましても、私たちは市長会決議といたしまして、国からはしっかりとした隠しのない、原発の状況に対して国民の前にさまざまな情報を提供していただきたい。そして国民生活に対する正確な情報を提供していただきたいということを決議し、全国市長会を終えたところでございます。このことは私も弥富市民に対しても、やはりこの原発に対する安全性ということと一緒に考えていかなきゃならない立場にあるというふうにも思っておるわけでございます。

先ほども言いましたように、何回も繰り返して申し上げますけれども、再生エネルギー、自然エネルギーに転換していくための工程をしっかりと国民の前に示していければ、いわゆる再生稼働というか、再稼働という問題についても国民は理解できるというようなこともあるんじゃないかなあというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、そういう工程が必要だろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 那須英二議員。

4番（那須英二君） 市長、今、再稼働も理解があればという御回答でございましたけれども、この弥富市でも決して実はよそごとじゃなく、最も危険だと言われております静岡県の浜岡原発から120キロの圏内にありまして、現在の再稼働が決定しました大飯原発からは108.5キロという地点にこの市役所自体があります。

それで、脱原発を目指す民主団体が大飯原発のある浜から風船を飛ばす実験を行ったそうです。そうすると、この尾張地方や稲沢市まで伊吹おろしと呼ばれる風に運ばれて、2時間ほどで風船がこの地域まで到達したそうです。ということは、放射能も伊吹おろしによって運ばれやってくるということです。

冒頭でも申し上げましたとおり、こうした観点からも、市民を守るために、今は地方から声を上げるということが必要になっています。だからこそ、現在、さまざまな自治体の首長が脱原発を目指す首長会議などに参加したり、東海市議会議長会でも全会一致で脱原発の決議文が採択されたり、住民の運動も連日連夜のようにデモが行われて、そういうふうにして広がっている。ぜひ、この弥富市においても市長を先頭に、そういった踏み込んだ形で取り組んでいただきたいと思います。

具体的には、ぜひ脱原発を目指す首長会議に参加していただき、ぜひ市長の再生可能エネルギーへの転換を図るといった御意見を強く訴えていただきたいと思いますし、市民には原発の危険性や再生可能エネルギーの推進に向けて啓発、アピール行動を試みたり、一宮や名古屋市など近隣市町村と共同して国に申し入れするなどして踏み込んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 全国でも脱原発を目指す首長会議という形の中で加盟してみえる自治体があるわけですが、その数はまだ全体の1割にも満たないというような状況であります。私の記憶が正しければ、73の団体の首長がこの脱原発ということに対する首長会議に参加してみえるわけですが、この会議の内容というのは、基本的には産業よりも人の命が優先であるという、はっきり言えばイデオロギー的な政策、考え方に基づいた首長会議ではないかなあというふうにも思っているところでございます。

私どもといたしましては、さまざまな角度から物事を考えていかなければならないという現実的なものもあるわけですが、そうした中において原発に対する厳しさということとは十分理解できるわけですが、これはこれとして、しっかりと国民のほうに情報として提供していかねばならない。

もう一つは、先ほどから言っておりますけれども、社会経済の発展ということをしっかりと考えて電力の供給というのにも必要になってくるわけですので、一面的な問題だけでこの問題に参加するということはいかなるものかと判断をしているところでございます。

そのような状況の中にあって、この首長会議の動向につきましても注視をしていきたい、そんなふうには現状としては思っているところでございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今回、福島原発事故が起こってから1年3カ月という時間がありま

した。そこで、本当に国が脱原発という形に踏み込んで再生可能エネルギーを推進するんだと、そういったことを行っていれば、またこの電力不足ということにならなかったのではないかと思いますので、やはりいち早く抜け出すためにも施策の転換を強く求めていく、こういった姿勢が大切になってくるんじゃないかと思っています。

話をそればかりしておりますと申しわけございませんので市のほうに戻していきたいと思いますが、市長、再生可能エネルギー推進というお立場ですね。じゃあ、今、市が取り組んでいる再生可能エネルギーの推進事業といたしましてどのようなものがございますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

地球温暖化防止対策の一環として市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電施設を導入する者に対して補助金を交付しています。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、当市が行っている太陽光発電の補助といたしまして、市と県合わせて1キロワット当たり2万円、最大4キロワットで8万円と伺っています。そして、国から3万円から3.5万円、最大12万円から14万円、そういった補助があるということですが、この当市の太陽光発電補助については、昨年度と比べましても1キロワット当たり3万円から2万円に減額していると伺っております。

市長、市長は中電の社員に、原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを推進すれば多くの国民から称賛されるだろうと。さらには、先ほど答弁にもありましたとおり、再生可能エネルギーを一刻も早く推進していく、そういったお立場にありながら、なぜこの再生可能エネルギー普及を促進する補助金を減らしたのか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

国の補助もあり、市の補助をお断りすることがないよう、一人でも多くの方に補助を受けていただこうと考え、改正させていただきました。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 私が伺っているお話によると、昨年度は3万円を50人という形の中で予算を組み、行ったと言われております。そして今年度はその50人を75人にふやす、そういった立場で3万円から2万円に減額、要するに予算の総額自体は変えずに薄く広く延ばした、そういった形になっていると伺っています。しかし、弥富市の市民、または中小の企業のお話を伺いますと、太陽光を導入したいけれども、初期費用がかさむ、つけたくてもつけられ



ない、そういったお話を伺っています。多くの市民や弥富市の企業が太陽光を導入すれば、少しでも省エネという形で脱原発に近づけていくのではないのでしょうか。それが広がり全国的になったら、これこそ原発は必要ない、そんな社会が目指せるのではないのでしょうか。こんな状況だからこそ予算をふやして、太陽光発電をつけたいと思っている、そういった市民や地元の中小企業がなるべく取りつけられるよう補助することが脱原発、再生可能エネルギーを推進することになるとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 太陽光発電に対する補助金の問題でございますが、私たちも今公の施設の、例えば小学校の建設のところで太陽光発電、いわゆるソーラーを実施していきたいということにおきましても国の援助をいただいているわけでございます。そうした形の中において、国から私ども行政のほうも援助していただいている。また、先ほども所管が述べましたように、人数の拡大をするということで一定の理解をいただきたいというふうに思っておるわけでございますが、額そのものを伸ばしていかないと、これもまた厳しいだろうというふうに思っております。一度平成25年度の当初予算に対しては、これからしっかりと考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） このほかにも全国的に見ますと、自治体独自で再生可能エネルギーの推進や普及のために、エネルギーを変えていくためにさまざまな工夫を凝らして取り組んでいます。例えば、この資料をお出しいたしました、資料3をごらんください。

原発事故のあった福島県では、原発ゼロを目指して、自然エネルギーに100%に変えていくんだという形でさまざまな再生可能エネルギーの模索が行われています。

お隣の三重県ではメガソーラーなどを導入して、この電力の施策を行っています。しかも、7月より国の方策で再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度が始まります。弥富市においては、この太陽光補助以外の再生可能エネルギー推進事業といたしまして独自の工夫などは考えておられますでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

原発にかわるエネルギーを求めることは、国家的なプロジェクトと考えていくことも必要と考えます。市独自ではなく、電気事業者などの意見もお聞きし、国・県・企業等に働きかけを行い、また議員のお考えもお聞きし、市としてどんなことができるのか研究してまいります。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 御回答にもありましたとおり、さまざまな形で模索して、私たちも御

提案させていただき、皆様方と協力して本当にエネルギー政策を考えていきたいと思っています。

そして話はかわりますが、自然エネルギー推進と、もう一方で脱原発に向けて考えられることは省エネの施策です。現在、弥富市において省エネの施策といたしましてどのようなことに取り組んでおられますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

防災安全課所管の防犯灯設置に関し、新設、改修の場合、節電及び維持管理費削減のため、今年度からLED灯を設置することとしております。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど街灯にLEDということで、私も以前の全協で伺っております。これについても、本当にさまざまな自治体で省エネ対策を工夫しており、例えば資料4という形でお出しさせていただいておりますが、これはインターネットから拾ったものになりますけれども、近隣市町村でいきますと、あま市が家庭用のLED照明の購入補助という形で出しておりますし、東京の足立区、これは申し込みが今切れておりますが、足立区でLEDの補助を行っております。そのほかの自治体においても、たくさんの方が、自治体でLED導入に対して家庭用のほうで行っています。この足立区に関しては、さらには中小企業支援対策という形で、商品券という形で補助を出しております。ぜひそういった工夫も今後していただきまして、原発に依存しない方向で推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 弥富市の補助につきましては、LED電球は白熱電球に比べ10倍前後高いようですが、40倍長もちと言われております。目先の値段にとらわれないで長い目で考えていただければ、LED電球のほうが消費電気量も少なく経済的であることを皆さんに発信し、取りかえ時にLED電球にさせていただくようお願いしてまいります。したがって、補助は考えておりません。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 確かに長い目で見ると、例えば電力などはLEDにかえれば2分の1から10分の1に軽減されるという形になっています。しかし、弥富市の補助なくして、なかなかつけたくてもつけられない、初期費用がかさむためにつけられないという方々がいらっしゃるものですから、ぜひその導入を図っていただきたいと。ほかの市町村は、それを後押しする形でこういった補助をつけておりますものですから、そういった形の観点から、再度検討していただきたいと思います。

2つ目の項目に移りますので、よろしく申し上げます。

地域振興、地域活性化について御質問させていただきます。

現在、弥富市は多額の優遇制度を行い、西部臨海部に大手企業を誘致しています。しかしながら、もともと地元で頑張っていた農家や中小零細の企業、商店、職人さんなどはいかがでしょうか。この市役所があります前ヶ須地区においても、あのあたりで商店街はほとんど寂れてシャッター通りになっています。栄南や十四山地区ではお店が近くにない、買い物に行くのも不便だと、そういった市民の声も聞いております。

地元の中小企業は、雇用の場においてもその支えとなっておりますが、規模を縮小、または仕事がないために工場やお店などを閉めるなどして雇用の場も失われる。農家の多くはオペレーターなどに任せて兼業、個人事業主は、職人さんに至っては頑張っているにもかかわらず採算が合わずに廃業したり、限界まで生活を切り詰めて何とか開業している、そういった現状です。お店や大工さんなどの職人さんがいなければ工場もやっていけない。市民にとっては近くに働く場所がある、近くに買い物ができる場所がある、そういったことは生活していく上でとても大切なことだと思っています。それを守りたいという思いで頑張っている地域の担い手である地元の中小零細業者にこそ、この支援の手が求められていると思います。

そこで、まず市長に伺いますが、この弥富市の農業や中小零細企業、商店に対してどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

農業を取り巻く環境は、那須議員御承知のとおりでございます。日本の農業、内面的には少子・高齢化社会という中で農業に対する従事者が非常に高齢化をしてきているというような状況、あるいはそこから生産されるさまざまな生産物に対する価格が非常に安いというようなこと、あるいはそういった中で大規模化についてもなかなか進んでいないというような状況でございます。

そうした中で、市は市単独の補助金という形の中で減反に対する奨励金、あるいは麦・大豆に対する転作の奨励金という形の中で独自の応援もさせていただいておるわけでございます。

しかしながら、一方では、このところ急激に出てきたのは、TPPに対してどのように農業を位置づけしていくかというような大変厳しい問題もあるわけでございます。国のほうは自給率を上げていくんだという形で、この10年の間で40%から50%というような一つの施策をしているわけでございますけれども、なかなかその方向に対して具体的なものが見えてこないというのが現状ではないかなというふうに思っております。

アメリカを中心とする外圧に対して、非常に厳しい環境にあるのが今のTPP農業問題で

あろうというふうに思っております。国が日本の農業を守るということに対して、本当にしっかりとした農業施策というものを私どもとしてもお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、中小企業、あるいは商店に対しても、那須議員同様、大変心配をしているところでございます。御承知のように、リーマンショック以前におきましては、3年ほど前になりますけれども、景気の回復が一時見られたわけでございますけれども、アメリカに端を発するリーマンショック、そして一昨年の3・11東日本大震災というような状況に対して、あるいは現在のヨーロッパ各国、ユーロ圏におけるさまざまな金融信用不安というようなものが世界を駆けめぐっているわけでございます。中小企業どころか、大企業にとっても大変厳しい現実があるわけでございます。それは具体的には円高の加速だろうというふうに思っております。また、デフレ経済の進行、そういうようなことがとまることを知らない。そういうような状況の中において日本の経済における位置づけということが極めて厳しい状況にあることは、議員御承知のとおりでございます。

しかしながら、私どもといたしましては、中小零細企業の皆様、そして商店の皆様に対しても、市独自として商工会を通じて応援をさせていただいているところでございます。具体的には、後ほどそれぞれの施策について申し上げますけれども、いずれにいたしましても、地域活性化のために支援をさせていただきますので、今後ともその応援体制につきましては、継続をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういった形の中で補助を考えていらっしゃるということで、今後も本当に地域に根差した中小企業を守るという立場で頑張りたいと思っています。

そして、現在、中小零細の企業、商店にとって障害が大きいのは、価格に転嫁できない消費税です。この消費税が導入され、3%から5%に上がったことや、労働者の賃金が下がったことなどで景気が悪くなりました。家庭の財布のひもはかたくなり、より安いものを求めるようになり、遠くても大型量販店まで足を延ばすようになり、地元の商店の経営は大変苦しくなってきました。

先日、この弥富市にある商店の方からお話を伺うことができました。大型量販店は大量に仕入れるためにメーカーなどから2割から3割近い、そういった形で仕入れをすることができるそうです。さらに、そこから大手の取引先には拡売費という形で補助をつけているそうです。これは以前リベートと呼ばれていたそうですが、今の公正取引の法にひっかかるそうですから、現在は拡売費という形で、これはメーカーによっても名称が若干違うんですけれども、そう呼ばれているそうです。

大型量販店は、もともと仕入れ値が安いばかりじゃなくて、拡売費も多くついてくるおかげ

げで価格を安くすることができるんです。だから、消費税もそんなに苦ではないと。しかし、個人の商店や小さな商店はそうはいかないんです。価格の差を埋めるために消費税分を自分で負担したり、利益どころか生活まで削って何とか価格を近づけて経営努力をしているそうです。

その商店に伺いますと、昨年1,800万円ほどの売り上げがあったそうです。表向きには1,800万円ということで、おう、結構もうかっているじゃんとか勘違いされる方がいらっしゃるかもしれませんが、このうちの9割方が仕入れや経費のために、実際に手元の残るのは年間150万円ほどだそうです。しかも、そのお店自体は夫婦2人で行っているものですから、年間150万円で2人生活しているそうです。これ、月に直しますと1人当たり7万5,000円です。こんな7万5,000円で本当に生活ができるのでしょうか。平成17年度までは3,000万円以上の売り上げがあるところのみ消費税の課税対象でありましたが、現在はこの消費税は1,000万円以上の売り上げがあれば納税しなくてはならない、そういった義務が課せられています。

こういう今お話しした弥富市の本当に大変苦しい中小の商店でも5万円から7万円ほどの消費税を納めなくてはならず、これが倍になったと考えたら、とてもやっていけないと言っております。要するに、この消費税が今国会でも論議されておりますけれども、上がってしまえば地元の商店が軒並み消えていくと。農家の方も肥料や農機具など、消費税は転嫁できないと。中小企業も機械、燃料などにおいて価格が上がり、それが転嫁できない。

そういった中で本当に大変な状況になっているということを御理解いただきまして、さらに、この消費税において一番の問題は何なのかといいますと、逆進性の強い税金だということです。例えば、こちらは私の資料に基づきまして出させていただいたグラフになりますが、中小企業よりも、こちらにあります1,000万円から1億円、10億円という、資本金の低いところよりも10億円以上の資本金がある、いわゆる大企業と呼ばれる税の負担率が極端に低いんです。

さらには、こちらもごらんください。企業ばかりでなくて、年収が1億円を超えると、その税負担率がどんどん下がっていく。例えば、トヨタの社長あたりは年収3億5,000万円ほどもらっているそうですが、自分の社員、年収700万円ほどの社員よりその税負担率が低い、そういったところになっています。

現在、国は消費税を10%に増税しようとしておりますが、こんな逆進性の強い税金を増税したら、もっと格差が広がっていくと。しかも、今、国民の半数以上、約5割から6割の人がこの消費税増税に対して反対の言葉を投げかけ、世論が広がっていると。野田内閣は、自民党と公明党、両党に修正協議を持ちかけてまで、先日、15日には3党合意という中で決着しまして、この消費税増税をさっさと決めてしまおうと、国民の声を無視した姿勢をとって

います。国民主権というのはどこに行ったのか、全く疑問に思っています。

市長、この消費税増税において市民や地元の工場や商店などにも大きく影響を与えると、そういった観点から、国の問題だけじゃなくて市の問題としても市長の見解をお伺いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今国会の最大のテーマであるのは、いわゆる社会保障・税一体改革における、その中での消費税の増税問題であろうということは御承知のとおりでございます。多くは7つの法案からこの税一体改革という形であるわけでございますけれども、今、那須議員がおっしゃったのは、中小企業、あるいは零細企業、あるいは商店という形の中では、いわゆる経済的な側面から消費税増税という形になるのかなというふうに思っております。

今回、一番大きなテーマである社会保障、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援ということに対する消費税という形に対してどのように改正させていくかということがポイントでありまして、経済的な側面と社会保障の充実という側面があるかと思っております。確かに中小企業の皆様にとって、いわゆる消費税の増税というのは価格に転嫁できない、いわゆる競争力の低下を招くということにおいて大変な問題であろうということは十分承知をしているところでございます。また、中小企業の事業にとっても大変事務負担が大きい、そういうようなことにもなります。また、その結果として売り上げが減少し、あるいは資金繰りが大変厳しくなってくるという悪循環がそこにあるわけでございます。

そうした形から見ると、経済的な側面からすると大変厳しい側面があるわけでございますが、私たち地方自治体を預かる者としていたしましては、社会保障、医療、介護、福祉という右肩上がりの給付金額、こういったことに対して、ぜひ国の考え方も明確にさせていただかなきゃならないところであるわけでございます。

そういった意味におきましては、2014年に8%、現在の5%から3%上昇するわけでございますけれども、このところにおきましては、社会保障の充実という中での社会保障目的税という中で考えていくのがいいんではないかなというふうに思っております。

さまざまな形でこの3党合意が今示され、可決の方向に向かっていくわけでございますけれども、今、国民の多くの意見として、那須議員もおっしゃったように、3つほど私はあるというふうに思っております。このことをこの国会の中でも、しっかりともう一度議論していただきたい。それは行財政改革なくして消費税増税はあり得ないということ、そしてもう1つは経済の再生なくして消費税増税はあり得ないということ、そしてもう1つは、先ほど言いましたように社会保障の充実、医療、介護、福祉という国の負担、国の役割を果たすことなくして消費税増税はあり得ないというふうに考えているところでございます。

大変厳しい経済的な側面として、大企業も、そして中小企業も、さまざまな形でこの消費税増税につきましては厳しい関係になってくるだろうというふうに思っております。そういったことも含めて再度御議論をいただき、経済の再生をどうしていくんだというようなことを中心に考えていただかなければ、この消費税増税はあり得ないのではないかなというふうに思っております。私も、この最終的な側面に対して注視していきたい。できれば、2014年、3%アップのみで、一たんそこで区切るべきではないかというような意見も私個人としては持っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） もともと税金というものは所得再分配という、そういった役割があります。お金持ちから所得の少ない方に分配するという役割を果たすものです。消費税という逆進性の強い、そういった税金で社会保障の財源を確保するというのであれば、所得再分配の役割を果たしていないんじゃないかと思えます。ちょっと乱暴な言い方をしますと、貧乏人から貧乏人に対してお金を分配するということは、正しい税金の使い方ではない、社会保障ではないということです。しかも、日本の財政再建は、まるで消費税しかないかのようにならされておりますけれども、例えばこちらをごらんください。

当時3%から5%に上がったところで見ていきますと、確かに消費税の増額分は5兆円ほど上がっております。しかし、法人税は8.5兆円下がっている。その他の税を見ますと、これはもっと大きく下がっている。所得税や住民税も4兆円ほど下がっている。要するに、消費税を増税しても税収という形でプラスにならない、逆にマイナスなんだと。景気を大きく後退させて悪くさせて、税収自体マイナスになって、もっとも社会保障が大変になると、そういったことをよく考えてやっていただきたいと。しかも、これを今、国のほうでは21日までに採決をという形で消費税増税になっておりますが、多くの国民は、まだこの消費税増税においてもっと議論をしなくてはならないんじゃないかという形の中で、反対は5割から6割、今回、国会で決めなくてもいいんじゃないかという意見に至っては、7割近い国民がその意思を告げております。しかも、先ほどもお話しさせていただいたとおり、この法人税が下がっている状況は何かといいますと、消費税の増税分はほとんど法人税減税分に使われている、そういった現状があったんですね。ここを抜きにして本当に増税ありきという形の考えは、ぜひとも踏みとどまっていただきたいと思っております。

では、財源はどうするかという問題ですが、消費税を上げなくても財源が確保できるという提案を我が党、日本共産党では行ってきました。一応こういった資料もお作りさせていただきまして、ちょっと今回、本当はお配りさせていただきたいと思っておりましたが、ちょっと都合の関係でこれは差し控えるという形になりましたので、この提言の中で、ぜひとも皆さんに読んでいただきたいんですが、具体的に、かつ現実的に行える財源再建の道を書い

てあります。多くの国民や経済学者などからも多数の共感を得ています。本当に詳しくお話ししたいところではありますが、時間も余り残されておりませんので要点をかいつまんでお話しさせていただきますと、この内容は、主に政党助成金や無駄な大型公共事業など無駄遣いをやめる、お金のある大企業や資産家に応分の負担をしていただき、266兆円という国家予算の3倍もあるこの内部留保を活用して、少し還元していただくということです。

私どもは、大企業に重い税金を払えと言っているわけじゃない。証券優遇税制などの本当にお金持ちの優遇政策をやめると、法人税5%減税などの行き過ぎた減税措置をやめて、たかだか5%ほどの内部留保を社会に還元してほしいと、そういったささやかな提案になっております。これだけで今回の消費税増税分である13.5兆円という財源をつくれるんです。ぜひ皆様方にはこの提言を読んでいただき、もう一度皆さんの中でお考えをしていただきまして、今後、今の情勢であることを見守っていくとか、もしくは発信していただきたいと思っています。

今、クローバーTVをごらんの市民の皆さん、こちらの提言が欲しければお配りいたしますので、私に声をかけてください。

余り消費税のことばかり言っておりますと、この市議会がまるで国会のようなものになってしまうので話を市に戻しますと、先ほど地元の中小企業の大変苦しい状況をお話しさせていただきましたが、この当市において地元中小企業施策のために具体的にどのようなことを行っておりますか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 那須議員の御質問にお答えいたします。

地域産業活性化についてということで、地元中小企業支援のためにどのようなことをという御質問でございますが、市といたしましては、各地域、地区でございますが、中小企業者により組織されている地域経済団体の弥富市商工会を支援し、また指導団体としての機能を発揮していただき、地域商工業の総合的改善、発達を図り、地域産業の活性化に努めていきたいと考えております。

地域中小企業の発展と地域活性化のために日々努力している商工会の事業活動が積極的に推進できるよう、とりわけ小規模事業指導費補助金といたしまして予算額でございますが2,150万円及び地域振興対策補助金といたしまして予算額でございますが480万円、これら商工会の事業運営に対し財政的支援を行っております。

また、商工業者に対する金融支援といたしまして、小規模企業等振興資金信用保証料補助金、予算額でございますが800万円、この補助金につきましては、昨年4月1日より補助率を、従来、小規模企業資金融資70%、通常資金30%という基準でありましたが、100%ということで信用保証料と同額、限度額30万円と改正して支援いたしております。



また、愛知県との協制度であります小規模企業等振興資金制度の金融機関への資金預託であります、預託金、予算額でございますが4,000万円であります。

商工会では、「商工会は行きます 聞きます 提案します」ということで、会員満足向上運動をキャッチフレーズとして掲げ、巡回訪問を徹底し、経営支援、会員サービス、PR活動など、きめ細かい支援や、会員増強、組織率の向上に努めているというふうに伺っております。

これらの支援により地域産業の活性化を図っているところでございます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） たくさんの補助をしているという形の中で、今年度、さらに予算を組むという形で、ある一定度の考えを示してきているということですが、今回の議会だよりにちょっと載っておりませんでした、3月議会中に三宮議員の御質問の中で住宅リフォーム制度について県内3つの自治体を調査し、今後、検討していくという形でお話をいただいておりますが、現在どのようになっていますでしょうか。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

3月時点で私どもが把握していました県内の住宅リフォーム実施団体は、蒲郡市、江南市、設楽町の3自治体でしたけれども、その後、東栄町も実施していたことがわかりましたので、4自治体が23年度で実施したということです。

各市町村の補助の概要ですけれども、蒲郡市は10万円以上の工事で工事費の10%、上限20万円の補助額、江南市は10万円以上の工事で工事費の20%、上限20万円の補助額、設楽町は20万円以上の工事で工事費の20%、上限10万円の補助額、東栄町は10万円以上の工事で工事費の20%、上限10万円の補助額となっていました。

対象工事は、各市町村、おおむね老朽化などによる住宅の修繕工事、フローリング、壁紙の張りかえ、外壁の塗りかえ工事、浴室、トイレなどの改修工事ということになっております。

また、本年度、24年度の住宅リフォームの助成制度をとということで県内の状況をまた5月に調査しました。今年度実施しているのが、江南市、岩倉市、設楽町、東栄町、豊根村の5自治体となっております。蒲郡市は平成23年度で中止しております。

補助の概要ですけど、自治体まちまちということで、対象工事費は、先ほどもそれぞれ市町村の状況を御説明したんですけれども、10万円以上、また20万円以上、30万円以上、補助率もそれぞれまちまちで、5%、10%、20%、または3分の1、補助限度額は、それぞれまた10万、20万、25万でばらばらという形になっております。

それで、実施している5自治体のうち、4自治体が平成24年度で中止、あるいは中止する予定という形で伺っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 時間も迫ってきたようですが、かいつまんでお話しさせていただきます。

住宅リフォーム制度のよい点は、大がかりな耐震工事とは違って、ちょっと家を直したい、破れた壁やぶよぶよする床などを直したい、水漏れ工事をしたい、公共下水道につなぎたい、そういった方がお金がかかるという形で我慢している、そういった形の人を支援する、そういった制度になっています。

この弥富市を見ますと、こちらの新しい新興地域はまだ建物も新しく、強固なものとなっておりますが、しかし、十四山や栄南地区を見ますと、まだまだたくさんの古い家屋がありまして、その方々は、やはりぜひとも家を直したいと思っている方が多くいらっしゃるかと思います。そして、私、先日、自分のうちの下水の接続をいたしました。この初期費用というのは本当に高額で、負担は大変なんです。ここに市の補助があれば、もっと公共下水道につないでいただくと、そういう方も出てくると思います。

ぜひこういった形は、市民にも喜ばれ、地元の業者さんにも喜ばれ、地域の経済も活性化する、下水の接続率も上がると、まさに一石二鳥、三鳥の制度だと思っておりますが、ぜひ本格導入する方向で御検討いただきたいと思っております。

御質問する予定でございましたが、時間切れとなりましたので、回答のほうは、また委員会のほうで伺いたいと思っておりますし、3項目めに用意しておりました保育所の児童受け入れと空き状況においても厚生文教委員会の中で御質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をします。再開は11時10分から行います。

~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いいたします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に孤立死を防ぐための取り組みについてお伺いをいたします。

だれにも知られずに亡くなる孤立死が改めて社会問題化し、ことしになってからも報道が相次いでいます。1月には北海道釧路市で72歳の妻が病死後に84歳の夫が凍死をし、2月に

は、さいたま市で60歳代の夫婦と30歳代の息子が3人とも餓死した状態で発見されるという痛ましいニュースも記憶に新しいところです。また、3月には95歳の認知症の母とその娘が死後1カ月の状態で発見をされたり、東京足立区では高齢の男女の遺体が発見されるなど、相次ぐ中、福島県では旧避難準備地区で死後二、三週間たったと思われる69歳の母親と47歳の長男が遺体で見つかり、また埼玉県入間市の民家では、応答がないのを不審に思った乳酸飲料の女性配達員の通報により、孤立死する可能性があった精神疾患の男性が助け出されましたが、その男性の世話をしていた母親は、死後10日ほどたっている状態で発見をされています。

このように、昨年末から相次いで発覚した複数人世帯の孤立死では、世話をする家族が病死した後、支えを失った高齢者や障害者が息絶えるパターンが目立ちます。

孤立死は、従来、独居老人と結びつけられがちでしたが、高齢化が進む中、複数の人が亡くなるケースもふえる可能性があり、老老介護の家族や障害を抱える世帯など、社会とのつながりを失った家族が共倒れをするというケースであります。

厚労省の発表で2010年の国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の人がいる世帯は全世界帯の42.6%で、うち夫婦のみの家庭は29.9%、単独世帯は24.2%と、高齢者だけの世帯が半数を超えています。

ことしに入って弥富市内でも、ひとり暮らしの高齢者が自宅で倒れているところをお弁当の配達サービスをする女性配達員の通報で助け出されています。女性が担当する配達地区だけでもこの半年で2件、それぞれ男女の高齢者が発見されたことを伺いました。

こうした接点を考えますと、お弁当の宅配サービスのみならず、電気、ガス、水道、郵便や新聞、乳飲料の配達などの事業者と連携をして、高齢者を見回るネットワークの構築を進めることも大事であるかと思えます。

国や各自治体では、これまで高齢者のひとり暮らしの孤立死を防ぐ安心生活創造事業の取り組みを続けてきておりますが、今後、取り組みへのさらなる強化、また充実をしていく必要があると考えます。

そこで、初めにお尋ねをいたします。本市における高齢者世帯、また単独世帯の現状をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、炭竈議員の御質問にお答えいたします。

現在、弥富市における高齢者世帯でございますが、今年度、24年4月1日現在のデータでございますが、高齢者のみ世帯におきましては、世帯数が1,527世帯、人数は3,110人です。ひとり暮らしの高齢者の世帯は、1,282世帯となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それでは、孤立死を防ぐ、この厚労省の打ち出しであります安心生活創造事業に向けては、本市としてはどのようにお考えになりますでしょうか。また、その取り組みについてお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

安心生活創造事業につきましては、愛知県では平成21年度に高浜市がモデル地区として実施しています。その取り組みは、1つとして支援を必要とする人々とそのニーズを把握すること、2番目として支援を必要とする人々が漏れなくカバーされる体制をつくること、3番目としてそれを支える安定的な自主財源に取り組むこと、こういうことで始まったものでございます。

弥富市はこの安心生活創造事業としては実施しておりませんが、高齢者世帯や重度の障害者世帯及び高齢者と重度の障害者世帯を対象とした給食サービス、これは登録でございますが、この6月6日現在では248人が登録されてみえますが、給食サービスを行って、その方々の見守りを兼ねて実施しております。

給食を配達するときは、できるだけ手渡しで行うようにしております。何か高齢者の方々に異変があれば、消防署、市役所等に連絡していただきたいと考えております。

改めて給食サービスの事業者の方々には、このようなことでお願いしたいと考えております。

また、民生児童委員さんの皆さんの御協力により、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象としたふれあい昼食会を年3回実施し、平成23年度の実績は、673人の方が参加されました。

そのほか6月は、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象とした高齢者福祉票といいまして、実態調査を実施しております。民生児童委員の方々の御協力によるものですが、今後も地域の方々の御協力を得ながら、高齢者のみの世帯の方、ひとり暮らしの高齢者の方の見守りを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、続きまして障害をお持ちの家族を支える取り組みについてお尋ねをさせていただきます。

ことし、札幌市で42歳の姉の病死後に知的障害の妹が凍死で亡くなるという事件がございました。また、東京では母親と知的障害の次男が死後一、二カ月後に発見されたりと、今回は障害のある子供らを支える家族の孤立死を防ぐ重要性が改めて浮き彫りになりました。障害のある人を家族だけで支えるのは本当に難しく、福祉のネットワークの中で療育できるた

めにどのような支援が必要なのか、具体的な取り組みも急務であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。我が市の障害をお持ちの家族を支える取り組みについては、どのような対策で取り組みをされておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害をお持ちの方がお見えになる家族を支える取り組みについての御質問でございますが、現在、弥富市には障害をお持ちの方は1,796人お見えになりまして、そのお一人お一人、障害の程度、環境が違います。

市では、ことし3月に「弥富市障がい者計画・第3期弥富市障がい福祉計画」、これは平成24年度から26年度までの3年間の計画でございます。この計画を策定いたしました。「認め合い、支え合い、すべての住民がいきいきと生涯をおくれるまち・弥富」の実現を基本理念、福祉サービスの充実と相談体制の整備による地域生活の継続促進を基本目標とし、障害をお持ちの方が住みなれた地域で安心して自立した生活を送っていくため、障害をお持ちの方やその家族が適切なサービスが利用できるよう、身近なところで適切かつ総合的な相談体制を確保するため、相談支援体制の強化を施策に掲げております。

具体的な取り組みといたしまして、障害をお持ちの方御本人や家族、関係機関からサービスの利用関係や障害の病状の理解などの相談が増加しておりますので、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が行われるよう、相談支援事業を弥富市社会福祉協議会や市内にございます愛厚弥富の里等に委託をしており、相談支援事業の職員による訪問や電話、同行、または来所等で支援を行い、障害をお持ちの方々の不安が少しでも解消し、安心して生活ができるよう支援を行っておりますので御利用していただければと思います。

また、市では心身障害者父母の会の皆様と市長との懇談会を年1回開催し、皆様から要望等をお聞きするなど、意見交換を行っております。その中におきましても、自分たちが死んだ後、子供たちはどうやって生きていけばいいのか、親亡き後の子供の生活の悩み、不安を口にされ、心配をしていらっしゃる。そのようなケースが発生した場合には、関係機関が協議をし、その人の暮らしに合った支援、尊厳を保ったその人らしい生き方ができるよう、生活支援や施設入所支援、共同生活援助等を行っていくこととなります。

県におきましては、親が亡くなった後の障害児の救済制度として、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡、または重度障害者になったとき、障害者に終身一定額の年金を給付する心身障害者扶養共済制度がございます。皆様に参加をいただいております。

高齢者と障害者の家族の支援につきましては、行政だけでは限界がございます。障害者の支援でかかわっておみえの福祉関係者、民生委員や自治会の皆様にも日ごろのかかわりの中

で気にとめていただきたいと思います。

また、近年、住民相互のつながりが希薄化しておりますが、隣近所による見守りや支援、助け合いは欠かせません。今後とも、障害をお持ちの方や高齢者など生活弱者と言われる方々が地域で安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

先に弥富市における高齢者のみの世帯と、それからおひとり暮らしの高齢者とで、合わせまして2,809世帯ですね。また、障害をお持ちの方は1,796名ということで御答弁をいただきました。その御家族もそうでございますけれども、先ほどよりお話をいただきました、日ごろのかかわりなどで一番お世話になる民生委員の皆様方の活動にも限りがあると思います。もちろん、同様に行政だけでも支援の限界があるかとは思いますが。課長より市や県でのさまざまな支援の取り組みについて御答弁をいただいたところでございますけれども、どうか今後も地域の皆さんと行政が一体となって見守り体制を充実していただきたいと思います。

こうした思いの中で、次に地域力の向上についてお尋ねをいたします。

自治会や町内会など地域住民による安否確認や、消防、警察、ごみ収集での訪問確認、また緊急通報体制の整備を進める自治体もあります。しかし、問題は、高齢者の中に支援を望まず、みずから孤立する人々も少なくないということです。若いころから地域と積極的に交流がない人や、支援を拒否する人もいらっしゃいます。

また、個人情報保護法への過剰反応や、プライバシーの壁によって自治体などから必要な情報が提供されない問題も指摘をされております。

内閣府の平成23年度版高齢者白書によりますと、高齢者をめぐる社会関係の中で困ったときに頼れる人はいますかという調査で日本の場合、友人も近所の人もいるという方は17から18%と少なく、友人が多いというアメリカでは45%、友人も近所の人も多いというドイツでは41%と、それとは対照的に日本の高齢者の社会的つながりは大変弱いことがわかります。

一方、同じく内閣府の2010年高齢者の地域によるライフスタイルに関する調査では、60歳以上の回答者で高齢者世帯の手助けをしてもよいと答えた人は8割を超えているとあります。こうした熱意を現実の活動に生かす工夫が地域には求められているのではないのでしょうか。

また、現在、あま市では住民のニーズに合わせたサポートづくりのために、生活介護サポート養育講座が定期的開催をされているそうでございます。高齢者世帯や障害者のいる家族世帯などのニーズに合わせて、見守りや声かけなら私にもできるわという人も少なくないと言われております。本市もこうした取り組みをされてはいかがでしょうか。

また、高齢者の生活に一番近いところにあるのが町内会だと思います。高齢者の暮らしに

かかわる多様な接点を見つけて、それを広げていく活動の取り組みが必要になってくるのではないかと考えます。

そこで、弱りがちな地域力向上への取り組みとして、本市のお考え、また具体策があればお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） お答えいたします。

地域力とは、地域の方々支援を必要とするの方々に対しての見守り力だと考えます。平成23年度におきましては、地域包括支援センターが生活・介護支援サポーター養成研修ということで実施したものでございますけれども、参加者は少なかったようです。これをまた続けていきたいと考えておりますが、本年度は少し観点が違うかもしれませんが、自殺予防としての対策として、自殺を考えたり悩んでいる方への相談などができる方を養成するため、健康推進課がゲートキーパー養成研修を民生委員の方や市役所の職員を対象に、11月に実施する計画です。

さらに、外出時に体調が悪くなったときに救急隊員の方や御近所の方が応急処置等に役立てていただくため、病歴や連絡先を明記した「安心安全カード」を福寿会の会員の方や障害のある方にまずもって配付し、市役所の窓口でも備えつけさせていただきたいと思います。これにつきましては7月に実施したいと考えておりますが、また今回の補正予算でもお願いしております地域支え合い地図情報作成委託料を計上いたしまして、要援護者の所在情報を地図データとしての確に把握して、今後の施策展開に役立てていきたいと考えております。

今後は、民生委員さんを初めとして、地域で介護・福祉にかかわっていただける方々の育成を進めていく必要があるかと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

さまざまな面から取り組みに大変御尽力をいただいていることがわかり、安心をいたしました。地域力は見守り力という御答弁もいただきました。

また、あま市で行っているという生活・介護支援サポーターの養成研修が23年度では弥富市で行われ、人数は少なかったという御答弁をいただきましたけれども、今後は、こうした取り組みに対して市民の皆さんにより協力を求める意味においても大いにPRをしていただきたいなということを思いましたので、よろしく願いいたします。

個人化社会では家族や地域のきずなは、ともすれば弱くなりがちです。しかし、個人の安心・安全は、家族や地域力を復活させてこそ可能になるかと思えます。自然体が意識を共有し合い、地域力や市民の連帯感を強めていくための取り組みをしっかりとやっていただくことをお願いし、また大いに期待を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、市内小・中学校の交通安全対策についてお伺いをいたします。

愛知県では交通事故の抑止及び交通事故数全国ワースト1位の返上に向けて、全県を挙げて各種の交通安全施策が推進されておるところでございますが、依然として交通死亡事故が多発しており、5月末現在の交通事故死による死者数は92人と、非常に憂慮すべき事態となっております。

また、昨今、登下校における事故も多発しており、県内では、昨年、登下校中に交通事故に遭ってけがをした小学生は82人に上り、ことしも4月末までに28人がけがをしています。また、個人で通学をする中学生の場合は、昨年は死者が1人、負傷者は204人と発表がされておりました。

全国においても、ことし4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうち、2人は幼い学童であり、もう1人は2週間ほど前に入学した長女の登校に付き添い、事故に巻き込まれて亡くなった若いお母さんが妊娠中だったことが一層悲しみと衝撃を誘いました。

また、千葉県館山市でも4月27日の朝、遠方の学校に通うため停留所で路線バスを待っていた子供たちに軽乗用車が突っ込み、小学1年生の男の子が亡くなりました。

さらに、県内でも岡崎市で4月27日の朝、県道交差点で集団登校中、横断歩道を渡っていた小学校3年の女の子、また5年の男の子が軽ワンボックス車にはねられてけがをしました。2人が通う小学校では、前日に教員が下校に付き添い、全通学路を点検したばかりだといいます。

集団登校は、このように事故に遭うと被害者が多数に及ぶ懸念もあり、保護者の不安も広がる中、子供たちが登下校中に悲惨な事故に遭わないよう、各学校ではさまざまな対策がとられております。

そこで、初めにお伺いをいたします。弥富市内の小・中学校の通学途中における事故の実態について教えていただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、炭竈議員の市内の小・中学校の通学途上の交通事故件数について答弁させていただきます。

23年度でございますけど、小学校につきましては2件でございます。中学校につきましては、4件でございます。幸い、いずれもすり傷、打撲等の軽傷でございました。

24年度につきましては、小学校につきましてはゼロ件、中学校については2件でございます。この2件につきましても打撲等でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。



今、国も通学路における危険箇所早期点検をと打ち出されている中でございますが、ただいま23年度は小学校が2件、それから中学校が4件、また24年度に入りまして中学校が2件ということでございますけれども、このように事故が起きた場合、学校側、また教育委員会などは事故現場の実地検証はされておりますでしょうか、教えてください。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 過去の事故現場の検証については行っておりませんが、議員も御存じかと思いますが、各学校におきましては、学期の最初に通学路の地図を教育委員会のほうに出していただきます。そのときに保護者、教職員が歩きまして、危険な場所につきましては、その都度点検をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。新年度に入りますと、教員、保護者、PTAなどで通学路点検がされているかと思えますけれども、こうした登下校中での多発事故を受け、ハード面から安全対策への取り組みをしている自治体が多くあります。例えば、信号機の設置やガードレールの設置、また片道1車線になった道路のセンターラインをなくして運転手が速度を出しにくいようにしたり、人が歩く路側帯を拡幅したり、またカラー舗装などを施すなど、こうしたハード面でのさまざまな対策がなされております。

そこで、本市における安全対策へのお考え、また今なされている取り組み、そしてさらには今後の計画についてお伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 小・中学校の本市のこれまでの取り組みでございますけど、弥富北中学校の北側市道の拡幅整備、白鳥小学校の東側の市道歩道の改修整備、十四山西部小学校北側の市道の拡幅整備、こういった通学路の安全対策を進めてまいりました。

今後につきましては、弥富北中学校の北側市道、中央幹線1号及び鎌島33号線の一部の交通安全施設の整備事業を計画しております。

それと、あと5月30日に文科省、国土交通省並びに警察庁の3省合同で通学路の点検整備についての文書が参っております。8月末をめどに危険点検箇所を回答するように文書が参っておりますので、現在、こちらの点検等を進めておる段階でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） さまざまな対策を考えてくださり、前向きな取り組みへの御答弁をいただきました。どうか安全確保のために、さらなる推進、取り組みをお願い申し上げます。

また、同じくハード面の安全対策から信号機の設置について1点お尋ねをいたします。

以前より保護者の方々から求められているのが、弥富北中学校の東側の信号機には歩行者専用の信号機が設置されておりません。信号の見方に迷われたりする生徒さんたちもいて、非常に危険な思いをされていることから、歩行者専用信号機を早急に設置をしていただきたいと思いますが、この点について御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 弥富北中学校の東側信号交差点の歩行者専用信号機の設置の要望につきましては、以前も聞いておりまして、蟹江警察署のほうに要望書を提出しておりますが、まだ実現をしておりません。引き続き要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。どうか子供たちの安全を最優先に考えていただき、早急に設置をしていただくように、さらなる要望をしていただきまして、よろしくお願い申し上げます。

次いで集団登校の見守り体制について、通学路の見直しなども含めましてお伺いをいたします。

本市も集団登校を見守る保護者の増員であったりとか、また通学路に立つ保護者は、例えば黄色のベストを着用するなどといった周囲にも本当に目立ちやすい服装にしてはどうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 集団登校は、現在、PTAの方とか、いろんなスクールガードの方に登下校については協力をいただいております。横断歩道の旗とか、スクールガードの方についてはベスト等を配付しておりますので、今後につきましても、引き続き計画的に準備をして配付したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） どうかよろしくをお願いいたします。

また、重なる集団登校中での事故後、通学路の見直しをするところもふえてきております。例えば、子供たちには遠回りをしてでも信号を渡るコースにしたり、また車が通れない道に通学路を変更したところとか、こうしたソフト面での安全対策について本市のお考え、また取り組みがございましたらお聞かせ願えますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通学路の見直しにつきましては、現在、最も安全な道路をPTAの方とかと協議して通学路として指定しておると考えおりますが、再度安

全等を確認しまして、見直す箇所がございましたら通学路を変更してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈ふく代議員。

11番（炭竈ふく代君） どうぞよろしくお願いいたします。

また、通学路の安全対策の観点からお尋ねをいたします。

我が子の通学路の知るに、ほとんどの母親は詳しくわかっていても、父親は通学路の詳しくを知らない人のほうが多いのではないのでしょうか。といいますのも、先日、自転車で登校中に事故に遭い、けがをした中学生の父親から、僕がもっと子供の通学路をちゃんと知っていたら、運転をする側の目線で危険な箇所を子供に伝え注意してやれたのにと、事故後に悔しい思いを話してくださいました。

そこで、例えば通学路の安全マップなどを利用して、我が子の通学路を親子、また家族で確認し合い、危険な場所や注意すべき点、また通学路に変更が必要な場合などを家族、親子で話し合い、事故防止を個々に認識することが大切であるかと思いますが、市内の小・中学校においてもこうした取り組みをされてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通学路につきましては、標示につきましては、議員も御存じのように、各通学路のほうに「通学路徐行」という標識がございます。それと、あと保護者の方への通学路の、特に父親の関係でございますけど、両親学級等で学校へ来ていただくことがございますので、そういった機会に各家庭で通学路についてお互いに家族で話し合っただけであれば幸いかと思っております。

安全マップにつきましては、小学校については学区全体のものを作成しておる学校がございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） そうしますと、その安全マップ、確認できるものを各家庭に持ち帰って、私はこういう通路で通っているんだわというような話し合いができるものというのは家庭に持ち帰ることができないものなんでしょうか。

議長（佐藤高君） 学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校でつくっておりますのはかなり大きなものでございますので、それを個々の家庭というふうにはなかなかちょっとまいりませんが、先ほど申しました通学路のA4判等で縮小したものは教育委員会にございますので、そういったものを御希望のある方につきましては、配付については考えたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。御希望のある方ということでもございましたけれども、やはり事故が起きてからではあれですので、できる限り、小・中学校における家族との話し合いのそういう安全マップをお配りできるような体制をしていただきたいと思います。

子供たちのとうい命を守るために、ハード・ソフトの両面からやれることはすべてやるのが肝要でございます。児童がルールを守って歩いている、車が突っ込んできたらどうしようもないという問題が根底にはございます。危険箇所や道路標識、さらには通学時間帯の指導や取り締まりを強化するために、地元や警察と連携をし、被害を最小限に食いとめる施策の実施をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

初めての一般質問でございます。多分に無礼でございますが、大目に見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の内容といたしましては、弥富市の農業の将来像について、耕作放棄地、人・農地プラン、集落営農の3点について質問させていただきます。

まず、弥富市における耕作放棄地、遊休農地の状況でございます。

4月11日、中日新聞尾張版に、清洲市で耕作されていない田畑の貸し借りを促す農地バンク制度が始まったという記事が掲載されておりました。遊休農地の解消を目指し、農地の持ち主と意欲のある就農者のお見合いを仲介するという取り組みで、尾張地方では珍しいということでした。

この記事では、所有者が管理しない耕作放棄地には草木が生い茂り、廃材や解体されたテレビが転がっていて、清洲市の担当者は、耕作が放棄されるとごみが捨てられ、周囲に草木も生えやすくなる。市がすべて片づけるのは不可能で、農地として管理してもらうほかに解決策はないということ頭を悩ませているということです。

この清洲市の農地バンク制度は、市や農業委員会、農協などでつくる対策協議会が運営し、農用地を貸したい地主と借りたい農家や企業が登録し、互いの希望条件に合う相手を探して仲介しているそうです。清洲市内には113ヘクタールの宅地に転用が難しい農用地があり、うち2割近くが耕作されていないとされ、農家の後継者不足で高齢化が進んだことで拍車をかけているということだそうです。

弥富市では平成23年12月時点で農業振興地域内の農用地が1,590ヘクタールあり、清洲市と比べ物にならない農地が存在しております。弥富市においての耕作放棄地の状況はどのよ

うになっておりますか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市における耕作放棄地の状況はという御質問でございますが、農地法の規定によりまして農業委員会が毎年農地の利用状況調査を実施することになっておりますので、農業委員さんによる農地パトロールにより状況の把握をさせていただいております。

そこで、適切に管理されていない農地については草刈り等の指導をしております、平成23年度は34件、面積にして約5.5ヘクタール通知しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

また、農地バンク制度は農業の将来に向けてよい制度とは思いますが、弥富市ではバンク制度に取り組むつもりはございますか。耕作放棄地の広がりを防ぐ対策とあわせてお答えください。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農地バンク制度でございますけれども、市といたしましては今のところ考えておりませんが、遊休農地や農作物が作付されていない、いわゆる不耕作地につきましては、今後も農地利用集積円滑化団体でありますJAと連携をとりまして利用権設定を促進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。今後も弥富市の農業のためにも耕作放棄地が広がらないよう、指導のほど、よろしくお願いいたします。

次に、農林水産省が提案している人・農地プラン（地域農業マスタープラン）について質問させていただきます。

先ほど来の説明で弥富市ではまだまだ問題ではないですけれども、愛知県で見ますと、2010年、世界農林業センサスの農業就業人口の平均年齢は64.8歳、耕作放棄地面積は8,378ヘクタールになると言われております。10年後には、このままだと農家の平均年齢は75歳以上になるおそれもあります。農業の存続、発展に大きく影響することとなり、新規就農者を早急に確保するには無理があり、問題解決は非常に困難であります。

そこで、農林水産省は、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成し、後継者や農地利用にかかわる課題を個々の農家だけではなく地域全体で解決していこうと、平成28年度までの5年間で可能な策を見出そうとしております。弥富市としては、この施策に対してどのように取り組むお考えですか。また、検討が始まっているのであれば進捗状況をお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

人・農地プランでございますが、これは農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を集落、地域で話し合っ解決していこうという趣旨のもので、プランにつきましては、集落の意見をもとに市町村が策定するものでございます。

この人・農地プランの位置づけによりまして、幾つかの支援が受けられることとなります。支援の内容でございますけれども、1つ目に新たに農業経営を開始する方に対して青年就農交付金、2つ目に中心となる経営体に農地を提供する農業者に対して農地集積協力金、3つ目に、認定農業者が借り入れられるスーパーL資金の5年間無利子化といった支援が受けられます。

この人・農地プランの策定の今後の予定でございますが、7月に説明会及び農業者への意向調査を行いまして、これをもとにプランの原案を作成し、検討会で審議していただき、9月末をめどに策定したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。まだまだこれから検討、審議していくとのことですが、難しいプランです。集落、自治会での話し合いを含め農業者への理解には時間が必要だと思います。しかしながら、弥富市の農業の将来にかかわるプランです。次回、また機会を見つけ進捗状況をお聞かせください。

最後に集落営農についてですが、人・農地プランの中身でも触れている事業です。しかしながら、あえて集落営農単体で質問させていただきます。

先ほど来申しておりますが、農業者の高齢化、担い手不足が進んでいます。地域の農業、農村を維持し、発展させていくため、国の支援で集落営農が進められております。

今年度、私はたまたま集落の支部長を務めておりまして、この制度の取り組みに深くかかわっております。集落として33%の転作もクリアしておりますし、米の所得補償交付金に加入する際にも、共済資格団体として加入することにより、交付対象面積は組織全体の主食用の作付面積から10アール控除したものとなります。これは、個人それぞれが10アール控除されるより交付金が多く給付されるメリットがございます。しかしながら、農家さん、個々さまさまな考えがございます。経営形態もそれぞれ違います。一つになるには非常に時間がかかりました。米の所得補償金をもらうだけの理由では皆さんに納得していただけませんでした。集落営農に対するそのほかのメリットがあればお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 集落営農の戸別所得補償制度以外のメリットはという御質問でございますが、現在、弥富市には鮫ヶ地地区と下之割地区の2地区で集落営農の取り組みをし

ていただいております。戸別所得補償制度上の集落営農の加入要件としては2つございまして、1つは複数の農家で構成され、規約及び代表者を定めること、2つ目に共同販売経理を行っていること、この2つの要件で加入できまして、戸別所得補償の10アール控除の特例が受けられ、農家1戸当たりの所得が増大することになりますので大きなメリットだと思っております。

この集落営農をさらに発展させまして法人化すると、各種補助金を受けられたり、税制上のメリットもあります。また、農地の権利を取得することができるようになりますので、より安定的な農地の利用が可能となります。

集落営農につきましては、先ほどの御質問にもありました耕作放棄地対策、人・農地プランの策定に当たっても非常に重要な取り組みだと考えておりますので、市といたしましても、JAと協力し、普及・推進に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦義光議員。

8番（三浦義光君） 耕作放棄地対策、人・農地プラン策定、集落営農の取り組みと、これらは弥富市の農業の将来につながる一連に施策だと思います。環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉参加もささやかれている昨今ですが、現在の体制では、とても日本農業は太刀打ちできません。現状のままでは交渉参加は反対と言わざるを得ません。弥富市は、JAと協力して、より強固な農業を目指して施策に取り組んでいただきたいと思います。また、優秀な農業経営者も多くおられます。そういった方々との協議も納得のいくまで行っていただいて、弥富市の重要な産業である農業の将来が明るいものであるようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は12時50分、御協力をお願いします。

~~~~~  
午前11時59分 休憩

午後0時50分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、地震対策についてお伺いいたします。

テレビ・新聞等で報道されています南海地震が30年以内にやってくるという話を聞いております。このことにつきましては、先回も救命胴衣についても市側にどうだという話をいたしました。そのときに、最近になってから、飛鳥がこのように配布するというふうであり

ました。私が一番この救命胴衣が大事ということは、今、東日本大震災に対してはセシウムとか何とかとか、瓦れきとか言っておるけれども、実際に3,018人ですか、不明者がおります。本当に悲しい気持ちです。一日も早くこの人たちの対策の費用をつくって、そしてやっていただきたい。市長も弥富市から、県・国の市長会もあるので、そういうところでも発言をしてやっていただく。瓦れきの問題、処理はしないかんですけれども、それよりもそういう方がまだ土の下とかいろんなところに、いつその供養をしていただけるかわからん、こういうふうになる。だから、私が救命胴衣というのは、必ずやれば、大体80%近くはまず助かると思う。

伊勢湾台風が昭和34年9月26日、このときにありましたけれども、私の近所の人も亡くなりました。でも、当時はやっぱり木造だったからね、木につかまったり、いろんなことで不明まではたしかなかったと思いますけれども、やっぱりこういうふうでね。今は、こういう鉄筋とか、いろんなものがある、そういう中で今の不明というのが出ておると思いますけれども、津波もある。

それから市長が言われるように、各スーパーや、それから公共施設は当然ですけれども、ここの中で駐車場なんか避難をするようにという話も言われました。ポーリング調査はやってあるのか。

それからマンション、こういうところでも避難場所として指定されておるけれども、ほとんどのところが電子ロックで入れん。なぜかという、私のところはガス屋ですからいろんなところへ行きますけれども、これはお客さんとアポをとったり、また管理会社とアポをとらないと電子ロックがあかない。すぐ隣に高層ビルがあっても、まずそこへは避難ができない、こういうことが出てくる。だから、やっぱりこれは早く、どういうふうになっておるのか、今の駐車場について。

それから、この間は5月31日ですか、副市長が浦安、ここに対しては弥富とほぼ同じような地盤で液状化という話を聞いてから、もう2週間ぐらいたっておるわけね、たっておって、市長はそのポーリングという考えはあるのかないのか。電子ロックでそのところに入れるようになっておるのか、なっていないのか。まず、この3点をお伺いしたい。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございます。まず、駐車場等のポーリング調査をというお話でございます。現在、津波・高潮の1次避難場所という形に指定させていただいているところにつきましては、昭和50年以降の、いわゆる耐震のものがクリアされているところを指定させていただいておりますので、現在、その駐車場といいますのはパディーになるかと思っておりますけど、そちらについては基準を満たしているというふうに考えております。

それから、最初の質問の救命胴衣の関係でございますけれども、こちらのほうは3月議会



でお答えしたとおりのお答えに、またなってしまいます。議員御指摘のように、飛島村のほうでは保育所、小学校、中学生、これは学校、保育所等に設置するということでございますけれども、そちらのほうで全員分の救命胴衣の設置を考えたということでございますけれども、現在、弥富市におきましては、ことしにつきましては栄南保育所のほうに設置するということでございます。今後、他の保育所等、幼児の通うところ、そういったところから配備を考えていきたいと思っております。また、財政状況をかんがみながら、高齢者の集まる施設の配備も今後の検討課題になるかと思っております。

また、一般の家庭につきましては、やはり自分の命は自分で守っていただくといったことの考えから、個人で購入を現段階ではお願いしたいということをお思っております。

それから、最後にオートロックの関係でございます。現実に議員も御苦労されていらっしゃるようでございますけれども、消防署のほうに確認いたしました。例えば、救急とか火災報知機が鳴った場合にオートロックならどうするのかというのを問い合わせました。その場合なんですけれども、インターホンで各家庭、これはその家庭だけじゃないんですけれども、いろんなところをお願いして呼びかけるそうです。救急がありますからオートロックを解除してくださいという形をお願いするそうです。それで、ほぼ100%解除していただけるということをお聞いております。

実際に津波等になった場合ですね、津波が来るのであけてくださいということ、これは市のほうと協定を結んでいるところの家庭につきましては、そういったことの周知を徹底して、オートロックの解除を御協力を願うといったことで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） あんた、救命胴衣を学校に置いたって、家庭に帰っておるでしょう、うちに。子供さん、そうしたら、何だ学校まで取りに行くのか、もう一遍説明。

議長（佐藤高次郎） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今の取り組みにつきましては、飛島の取り組みを申し上げさせていただいたものでございまして、弥富市の考え方ということではございませんので御理解願いたいと思っております。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたに言うけれども、これ市長、平成20年、ここに書いてありますけれども、自治体の自己決定、自己責任に対して厳しくなる時代であり、市民の情報、市民参加、市民のために行政を一層邁進すると書いてある、これは何の意味なんだ。そうでしょう。こういうことを書いておいて、それから平成24年、これにはいま一度原点に戻ると、これは一体どういうふうなの。

ただ、きずなの中でも、市長もよく言われるけれども、きずなというのは人をちょうらかしたり、だましたりするのもきずななんだ、それから人を育てるのもきずな。やっぱり今のここに書いてあるようなことをやらないから、私は市長のこの6年間、個人なりにチェックをさせていただいた。市長、ここにありますけれども、これ平成19年1月の選挙で立候補されたときには各家庭に応援者と一緒に、必ず市民のために、若いから私にやらせてくださいと、高齢者の候補者じゃなくて私にやらせてくださいということを行いながら各家庭に行かれた。そして、その中には、税金を一円も無駄に使わない、今の各団体とも距離を置く、調整区域を市街化にする、それから土地改良を解散させるということここをうたっておるわけね。そういうのがあって、今ここへ来て、そういう調整区域を市街化にすれば、もっと人がよく住み、住めばお互いに安全、防犯、いろんなものに役立つ。私が今言うように、救命胴衣というのは本当に必要だと思います。

それと、ここにこういうのが来ています。これね、市長、ここに写真がついておるものだから、これはだれのうちだといったら、議員さんのうちだからよくわかりますけれども、この方の子供さんは社会教育におるんだ、子供の安心・安全を守る、あるいは通学路を守る。こういうところにおるお母さんが10年以上、駐車禁止の路上にさせておる。これは道路交通法の今の条例にあるけれども、これは何条にありますか、総務部長でもいいから。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大原議員の言われるのは、道路交通法というのは公安の関係なんです、市の条例の意味合いで言ってみると思うんですが、路上駐車の関係ですか。

18番（大原 功君） 路上駐車場の駐車をちょっと。

総務部長（伊藤敏之君） これは今の公安委員会が定めた、そういう条例に基づいて違法駐車とか、そういうことが定められておると私は認識しておりますが、ちょっと詳しいことまで、申しわけございません。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 公安委員会が認めたら、これ処罰の対象になるのかな、恐らく。これは市の条例だから、そこまではならんかもわからんけれども、公安委員会が認めると、これは罰則になるんだけど、この辺のところどうだ。公安委員会がやったのか、これは市が条例で定めただけのものか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

救命胴衣の点からお話をさせていただきたいわけでございますけれども、本年は栄南学区の栄南保育所に設置をさせていただき、順次拡大をしていこうというふうに思っているところでございます。

飛島さんはすべての保育所、あるいは小・中学校に対して学校に備えつけて、全部で655着の救命胴衣を用意されるわけでございます。ある意味では私どもも同じ環境にあるわけでございますので、そういった形の中においては他の保育所を中心に、あるいは福寿会とか、お年寄りがお集まりの場所等に少しスピードをもって対応していかなきゃならないかなあというふうに思っておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、災害協定におきまして、スーパーであるとか、私どもとしてはさまざまな形で協力を民間のほうにさせていただいております。これにつきましては、再度確認をしながら、その災害協定にのった形で利用させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから駐車違反等の問題につきましては、今、初めて私としては知るところでございますけれども、道交法の違反の問題があれば、それは自己責任であろうというふうに思っております。みずからが律していただいて、それなりの対応をしていくのが当然であろうというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大原議員の多分御指摘の件につきましては、市の条例ということで事前に情報があつたことございまして、この弥富市の違法駐車等の防止に関する条例の件だと思います。これにつきましては、ここで言うおる定義は、自転車等、これは自転車と原動機付自転車に限って市におけます駐輪の禁止区域を求めまして、それに対する違法駐車等の管理、また罰則についての管理を定めた条例でございますので、先ほど言われました議員の普通自動車については防止に関する条例ではちょっとございませんので、それだけ申し上げておきます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） どっちにしても、これだけ地震の発生があるという、例えば東京都なんかだと4年以内に震度7ぐらいの直下地震があるということも聞いております。もし、直下地震が東京で起きた場合は125兆円という、消費税でいうと50%近くの被害になるということも聞いております。この東日本についても27兆円ということも聞いておりますので、やっぱり市長は若いし、市長がなつてみんなよかったと市民は思っておるわけだ、私はそう思っておらんけれどもね、まだ。それは、やっぱり馬力がある。どこへでも走っていける。まだ、一番ちょっとあれは、体にちょっと気をつけなあかんのは、今の平成19年にはこれくらいスマートだったけれども、今ちょっと健康優良児になっておりますから、その点を気をつけながらやっていただくということが一番大事だと思うけれども、本当に起きたときに私は一番は、先ほど言ったように不明者を何とかしたい。それには、これ海拔ゼロメートルと

言われるけれども、先回にも言ったように木曾川の尾張大橋、あそここのところは大体水深が4.5メートルから5メートルあります。これは私はモーターボートを持っておりますから、魚探をつけておりますからわかります。ただ、あそこだけが深いのね。あと行くと、前のほうへ上って上のほうへ上ると50センチか、下手すると舟が通れないぐらいになっちゃう。そうなってくると、海から上げる津波というのは、河原がずうっとあれば上ってくるんだと、深ければそれほど上ってこない。だから、名古屋港なんかだと防波堤がありますけれども、防波堤があって防波堤に水が当たったときはそこで三角波が起きるから、津波がある一定でとまることができます。そういうのが今の津波の現象なんですね。だから、三角波に遭うと、船が結局沈没するというのそういうこと。だから、台風が来たときには必ず船は沖合いに出してくださいよと、そうでないと三角波で船が転覆しちゃうよということでやられるわけね。

だから、そういうのを含めて、市長も財政が厳しいと言うけれども、厳しいだけでは人が、人命があってこそ弥富市が発展して、そして地域の貢献にもなる。それをみんな服部彰文市長に期待をしておるわけです。だから、一日も早くこういうのをつけるとかというふうにしていただきたいということと、それからもう1つはシェルターの問題、先ほど言ったように地震でね。今でも昭和60年以前の住宅ね、こういうところに対しては、まだぐり石が土台にあるところがいっぱいある。そうすると、地震で揺れると、市長のところはどうか知らんけど、市長のところもじゃないかなあと思う、ぐり石の上に土台があると思うの。そうなってくると、揺すったりなんかすると、かなりの被害が出ちゃう。だから、その中にシェルターをつくって、例えば家によっては3畳とか6畳のところにシェルターをつくって、いざとなったときにはそこに避難をしていただく。なぜかということ、高齢者が、私を含めて約1万人近くおるわけね。そうすると、高齢者が300メートル歩こうと思ったらえらいことになる。歩ける人は、まず少ない。市長のところのうちでも、あそこから弥富インターへ行こうと思うと、恐らく三、四十分かかるんじゃないかなあと思っている。そのくらいの距離で時間を費やさないと行けないと思う。だから、そういうシェルターをつくって、その中に地震が起きたとき、津波の場合はあれですけども、地震が起きたとき、そういうところにシェルターをつくっていただいて、そしてそういう中に救命胴衣を置いていただいたり、こういうことをする。そして、できたら日本は木材国だから、木材でつくっていただき、そういう水害があったときでも、できたら浮くようにというような考え方は持ってみえるのか持っていないのか、市長。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回の3・11東日本大震災につきまして、かなり震度があったわけでございますので、多くのうちが崩壊し、その後の津波という形の中でとうとい人命がたくさ

んお亡くなりになったことに対しては、心から御冥福を申し上げます。

私たちが議員おっしゃるとおり、東海・東南海、あるいは南海地震ということが、その3連動、あるいは南海トラフという形の中での4連動、5連動というようなことが近い将来に予測されるわけですので、私どもといたしましても、この3・11の地震から多くのことを教訓として学び、その課題を一つ一つ、市民の皆様の安心・安全ということをしっかりと担保していかなきゃならないという観点に常日ごろ立っているわけですので。

そうした中で、先ほど地震の対策としてシェルターをということですので。以前、私も新聞の記事でこの問題につきましては読ませていただいたところでございますが、地震対策は、さまざまなことをまだやっていかなきゃならないわけございまして、それ以前にやるのがたくさんあるだろうというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様にも自助、自分たちのことは自分です、あるいは共助、地域のことは地域でという形の助け合い、そして我々はたくさんあるわけでございますが、公助という形の中でもいろんな地震対策もしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。そうした形で住民の皆様にも御協力していただきながら、地震のとき自分はどう備えていくかということをいま一度お考えいただきたいというふうに思っております。

現段階ではシェルター等につきましては補助金ということについては考えていないところでございまして、今後、勉強の課題とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） 課題としてやっていただくのは30年要るけれども、いつ来るかわかりません。そういうのも含めて、それからきょうなんかだと汗をかくぐらい一般質問をやらなかん、暑いけれども、やっぱり太陽光発電についても補助を出してやるということが大事だと思う。これは太陽光発電をつけると、夏場の温度が大体3度ぐらい下がるというふうに聞いております。冬場は5度ぐらい温度が逆に上がるというふうにも聞いておるので、こういうのも含めて、担当とかいろんな問題がある。そういうのを含めて、市長は市民に、やっぱりこの弥富に住んでよかった、住まわせたい、その気持ちがないと、幾ら調整区域を市街化にしたって、とてもじゃないけど、空き地ばっかできちゃう。そういうのを含めて放射能対策やら、弱者を守る、そういう人のためにも救命胴衣を早く皆さんに、配布したってそうかからへん。あれは1個1,100円ぐらいだから、救命胴衣、全部配ったってそれほどかからん。私、魚釣りが好きだから、魚釣りに買って着ておるけど、あれ1,100円ぐらいで買えるんだから、浮けばいいんだからね。そんなこっちにポケット、あっちにポケットがなくても、ポケット1つあれば、あれは笛がついておりますからね。あと、電池を1つぐらい入れ

てしやあええぐら이었다ら、1,000円そこそこで買えます。市が発注しやあ、もっとまけてくれるかもわからん、市長、交渉が上手だから。バイヤーでうまいことやって交渉されておったから、よくわかっておると思います。

こればっか言っておってはいけませんので、地震に対しては、市長の考えかた、そしてシェルター、それから今の救命胴衣を考えていただくということで、私なりに判断をさせていただいたので、市長もそういうふうにやっていただくよう、よろしく願いをいたします。

次に下水について聞きますけれども、下水道課長、国が自治体に下水道法施行、これは何年に義務づけられたか聞きます。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

下水道法令の義務づけについてというようなことで、下水道法令につきましては、昭和33年に下水道法が施行されました。これを受けまして、昭和34年に下水道法施行令が制定されております。

議員の御質問の地震に関する改正でございますが、下水道法施行令第5条の4におきまして、排水設備及び処理施設に共通する構造の技術上の基準が規定されております。新潟県の中越地震以降の平成17年に、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように、地盤の改良、可とう継手等の措置を講ずる、こういうようなことが義務づけがされております。平成17年に義務づけがされたということでございます。

当市におきましては平成15年度より工事をしてしておりますが、兵庫県南部地震、これは平成7年でございますが、これ以降に下水道施設の対策指針が改定されまして、ここでいいます地盤の改良とか可とう継手、こういうような措置を講じて実際に施工しておる、そんなような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたに、この間、新聞に載っておったやつを見せてあげたから大体わかっておると思いますけれども、そのとおり答えたわけだからね、いいんだけど、各市町村の管理、県内では下水の施設が29ある。その耐震性については、ここの中の4施設しか今の耐震性にはなっていないというふうに、ここに新聞に、あなたにやったように書いてあるわね。そういうことは、やっぱり公共下水になると、結局もっと悪くなるんだね、これ。公共下水につきましては4割で、6割が不足しておる、私どこは公共下水だからね。そうすると、今の下水が整備を完璧に耐震性があっておらんのに下水工事をどんどんやっていって、今だと初めの下水の見積もりは大体280億前後、私が言ったように、これからこの耐震性、いろんなものをやってくると、耐久性をやってくると、大体500億ぐらいの金額になってきちゃう。こういうのをつけて、実際に今、東日本なんかだと1都10県で620キ

口の距離が液状化されて、まずほとんど使えないということでもありますから、620キロというと、ここから九州の福岡ぐらいまで距離的には行くと思う。これだけの距離の下水が全部使えなくなるということになると、そこには何万軒かありますけれども、こういうふうにあるんだから、こういうのを一遍見直す方法を考えないと、あなたが言うように、この間聞いたら、今のソケットの部分がよくなったというふうになっていますけれども、ソケットがよくなったと言うなら、ガス管は地下60センチ以上を進めなきゃいかん、水道は1メートル、下水は何メートル以下で進めるんですか、配管。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道管をどのぐらいの地下に埋設するかというようなことでございますが、道路占用の基準におきまして最低基準が、今議員が言われたように60センチという決まりがございます。それより浅い場合は構造をしっかりとというような基準でございまして、基本的には60センチ以下に埋設するというようなことで設計のほうを考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 弥富だと弥富ガスもありゃあ、埋設管をしております。うちも市の仕様をいただいて埋設管もしております。大体60センチそこそこ行きますね。その中に水道管があって、その中に下水管があると全く危険度はあるわけで、そして結局今の、あなたはだんだんジョイントがいいと言っておるけれども、モグラで掘っていくからね。これは耐震性はどうやってやっておるの。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 推進工事の耐震性の御質問でございますが、推進工事につきましても同じように、先ほどの継手部分が一般のところより、この弥富市につきましては地盤がよくないということで深く入れるというようなことで、推進工事につきましても、全部一遍に入れるわけじゃございません。2メートルものの管を順番に継ぎ足して送っていくというような方法で工事をしておりますので、そのところで継手部分を長く持つとか、継手部分にゴム輪をつけるとかというようなことで耐震性のほうを確保しておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） それは引っ張る圧力なのか、上から押さえる重量の圧力にどういふふう耐えておるの。何キロで何圧の圧力によって、その今のジョイントが取れないようになっておるのか。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） どのぐらいの耐圧があるかというようなことにつきましては、

今、済みません、ちょっと詳しい資料を持ってございませんが、地震等の外部からの圧力、上下方向とか横方向、または引っ張り方向というようなことに耐えることができるというような設計基準になってございますので、私どももその基準に基づきまして設計のほうをさせていただいておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） そればっか言っておっていかんけれども、公共下水につながなかったら、今の法律で罰金があるのかなのか。

あなたたちは、いつも各家庭に3年以内につないでくださいと。つないでくださいということは、法律があるので3年以内と決めておるのか、お願いをしますというので3年以内でお願いしたいと、罰則は何もありませんよというのか、どっちなの。

それともう1つは、あなたたちが言う浄化槽を屋敷内に埋めて、そしてそこから公共ますにつないだらいいよという話をするけれども、市長と私は年がちょっと違いますけれども、昔から屋敷内にそういう不浄のものを埋めると、鬼門とよく言われるわけね。こういうのがあるけれども、それと屋敷内に使わないものを埋めたときは廃棄物の規制法の違反になるかならんか。

議長（佐藤高君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） まず、第1点目の接続しない場合の罰則があるかないかにつきましても、下水道への接続につきましても、下水道法第10条1項におきまして、下水道が使えるようになりまして遅滞なく接続するというような義務づけをしてございますが、このことだけで法律の罰則規定、こういうようなものはございません。

しかしながら、住民アンケート調査等におきまして、下水道の整備がおくれているというような御意見を多数お聞きしております。そんなようなことで、市民の皆様の生活の環境の向上に対する関心が高いものと私どもはとらえておりまして、弥富市の重要施策の一つとして下水道のほうを着実に推進を進めているところでございます。

もう1点の、下水道につなぎかえた場合の浄化槽をどうするかというようなお話につきましても、下水道の接続の説明会におきましても、基本的には撤去をしてくださというようにお話をさせていただいておるところでございますが……。

18番（大原 功君） 埋めた場合。

下水道課長（橋村正則君） 住居が近い、要は家のところより多少遠くにあるところにつきましても撤去が可能だと思いますけれども、基礎に近い場合は基礎に影響があるというような状況もございまして、そのまま中を掃除して上等を取っていただいて、そのまま横の管がたいは残していただいてもいたし方ないんじゃないかというようなことで、そのまま埋めていただくという方法も御検討の中に入れてもらって施工をお願いしておるところでございます。



す。以上です。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） ただ、今の埋めていい、埋めても、これは廃棄物の埋め立ての処理に違反はしないかと。これは宅建法の中では、売買する場合は、そこに埋まってあったものについては撤去しなきゃいかんとなっております。だから、そこにあったものをそのままお客さんに売った場合は、これはだめなんですね、契約不履行になっちゃう。だから、今の取ってするのが当然だと思ってくれるけども、自分の屋敷だから浄化槽を埋めておいてもええのかと。これは廃棄物の取り締まり罰則には当たらんのか当たるのかということね、これを聞いておるわけね。そうでしょう、使用しておるものなら、これは今の廃棄物にならなけれども、使用していないものについては、あなた廃棄物のその規制法ってどういうのか知っておる、罰則。そうでしょう、そういうのがわからずにおって、市がもっとしっかりしないといかんというわけ。

そしてこれは、その後、下水は備品なのか、製造でつくるのか、どっちなんだ、これは。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道の事業につきまして備品扱いなのか、またはほかのものなのかというような御質問でございますが、下水道事業につきましては、公共下水道施工管理基準に基づきまして、土木工事として工事の実施をしております。また、出来形とかできばえとか、そんなような管理をしております。

また、完成後におきましては、公共施設として適切に管理をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、製造責任法というのがあるんだけども、法律第85号、これについて一遍説明してください。

議長（佐藤高清君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 製造物責任法、略称PL法と言われるものだと思います。これにつきましては、製造物の欠陥等によりまして損害が生じた場合、製造者の賠償責任について定めた法律でございます。ここの法律でいいます製造物、これにつきましては製造または加工された動産というような定義がされており、下水道事業につきましては、製造物ではないというように私どもは考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、あなたは製造物じゃないと言うけど、これはつないでいく。ずうっと同じようなことはロットと言うんだね、ロットをつくるのは製造なんだな、これ。だから、私は製造だと思うんだけど、あなたは違うと言うけれども、例えば今の85号に規定さ

れておるのは、相手が下水で陥没したり、それから財産に影響があると、先ほど言ったように公共下水が6割が耐震性が不足しておると。ここでつないだときに、例えば私のところだとアパートをいろいろ持っていますけれども、これをつないだときに、そこの住民が使えるなかったら、これはだれが弁償するんだ。もともとここに不足と書いてあるんだ。不足と書いてあるやつにつないでしまって、あなたが言う、つないでくださいよといって協力してあげたとすると、つないだわ、これ10年間ちゃんとあるんだけど、つないで使えなかったらどうするんだ、だれが責任をとる。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水道が使えなくなった場合、どんなような責任があるか、保証等があるかというような御質問だと思いますが、下水道の利用関係の性質、これにつきましては下水道管理者でございます地方公共団体、私どもと下水道の使用者であります住民の方々との契約関係というものではございませんで、公道と同じく公共用営造物、これの一般使用の関係だと解釈しております。

災害におきまして下水道が使えなくなった場合、保証の対象とならないと、責任の対象とならないというように考えております。

しかしながら、地震等により下水が使えなくなった場合、トイレ対策をしないと、汚物の拡散などによる病原菌の蔓延などで衛生状態が悪化する可能性があります。また、阪神・淡路大震災以降、トイレが使用できないことが住民の皆様のストレス、こういうようなことになると言われてございます。市民生活に大きな影響を与えるものでございます。したがって、ほかのインフラ同様、仮設トイレなどの応急対策、それとあわせて下水道の迅速な復旧、これを図るように対応することを考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 対応するじゃない、対応してもお金は払わんでもええのかな。問題はそれなんだ。そうでしょう、例えばつないで、今なんかだとアパートやマンションなんかだと、大体軽四で2回ぐらい運べば隣のマンションへ行ったり、そういう使えるところへ行けちゃうんだ。で、礼金も保証金も要らないというふうだから、昔と大きく違うわけね。こういうのを考えると、つないであげても、協力しようと思ってもそこに不安があるわけね。そうでしょう。何年かのまだ負債が、今の借金のある方、そういう方なんかだと、いざつないで本当に大丈夫かということがあるから、その施設とか、そういうのをつくってくれるのはいいんだけど、つくったときとか、例えばマンションで当然使えなかったら、これはその大家の責任ですから、これは当然大家が責任を持って次の人の居場所を提供しなきゃいかんことになっていますね、これは宅建法で決まっています。だから、そういうふうになっているんだから、こういう点について、あなたがもし使えなくなったときには、仮設のトイレと

か、そういうやつは市が持ってくれるのか。ここの辺だけでいいわ、はっきり言ってちょうだい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

下水が大震災というような状況の中でさまざまな被害をこうむるわけでございますけれども、今現在、私どもは4市2町1村、日光川流域の公共下水道事業につきましては、震度7強に耐えるということで私も聞いているところでございます。しかし、想定外というのは、きょう午前中にもお話ししましたように、いろんなケースがあるわけでございますので大変心配をしております。

下水道の問題につきましては、私どもは浦安のほうへ何回か足を運びまして、あちらのほうの原状復帰に対する基本的な考え方も含めていると御協議いただいているところでございますけれども、そんなようなことも今度災害協定を結ばせていただくところの大きなポイントにしていきたいというふうに思っておるわけでございますけれども、今、下水道は地下15メートルで愛知県弥富市の中でも埋まっておるわけでございまして、先ほども言いましたように、震度7ぐらいにはこたえられると。いろんな形の中での接続ということに対して心配するわけでございますけれども、浦安の場合で、いわゆる大きなこの下水道に対してトラブルがあったのは液状化で、その中に土砂が入ってしまったと。そういうような形で、管路そのものについての大きな損害はなかったわけでございますが、その管の中に土砂が入ってしまった。その土砂を抜くのに相当な日数をかけてしまったということで、その間、大変市民の皆様には御不便をかけたということでございます。市といたしましては、仮設のトイレを至るところに設置をして市民の皆様の便宜を図ったというふうに聞いているわけでございますけれども、そういったものが果たしてどこまで、いろんな世代の人たちに通用するかという問題もあります。いずれにいたしましても、大変いろんな問題がかかっていることは事実でございます。

その後の復旧に対しましては、これは下水道を設置していただくときの一つの基準でございまして、公共ますのところまでにつきましては、私ども公の負担でさせていただいているところでございます。それが原状復帰の場合でも同じでございまして、公共ますのところまでにつきましては、きちっと公の責任でもって修繕していくというふうに考えておるところでございます。しかし、宅内配管につきましては、御協力もいただきたい。その中で激甚災害で指定された場合においては、さらに国のほうに対して総合的な形で補助金がいただけるだろうというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、個々のケースという形でしっかりと理解をしていかなきゃならないわけでございますが、今回、先進市町でそのようなことの事例もございまして、我々としては、

大原議員の御指摘の問題につきましては、詳細に至りますまでしっかりと勉強させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私は、下水をやっていかんということじゃないんだ、下水は初め賛成しておったんだ。ただ、加入金を15万もらうという約束で賛成しておっただけだ。ところが、加入金のお金をもらわないということで、立方当たりが157円か、こういうふうで決められたもんだから、大勢の方がつながんようになってしまったんだな。だから、下水管をどんどん工事をやったって、その金がどんどんかかっちゃうわけ。

日本なんかだと地震国だから、液状化のところに埋設管というのは本当いったら難しいことなんだ、なかなかね。それは日本の技術でだんだんってくるんだけど、私がいつも言うように、今ある浄化槽を利用しながら、そして公共ますに上げる。公共ますに上げれば、当然今年の管理費が約3万5,000円から4万円ぐらいかかります、委託管理会社にかかります、衛生ね。その中で、その管理は自分のところが持つから、その流す分のものを57円なら57円にまけていただいとすというふうにすれば、その今のテイ八についても第2テイ八になるわけな。車だとサイドブレーキと足のブレーキ、両方あるわけね。それと同じように、1つのロックじゃなくて2つのロックをすれば、途中で災害があっても、そのところの屋敷内には、そういう浄化槽が埋めてコンクリートも下に、あんたらがやる今の下水管よりはもっと強くやってあるわけだね。だから、そういうふうのことをやったらどうだということね。そういうのもひとつ、市長が言われるように参考としても、私どもも一生懸命勉強しますから、市側もやっぱり一生懸命勉強してもらわないかん。

それともう1つ言えるのは、市長が絶えず補足すると職員がだらける、これもひとつ考えないかんだ、市長。ええか、市長は職員のために、職員を教育させるためには職員にある一定のことをやらせないかん、何のために課長、部長がおるんだ。それなら、おまえさんたらあ、もう外におれ、言いたい。要る人だけおってもらやあいいわけだからね。そういうこともあるので、下水については終わります。

次に団体の補助金、これについて女性の会の補助金が約180万ついていますがけれども、この組織というのはね、私は個人的に考えるんだけど、やっぱりそういう弱者とか子供さん、それから年配者、そういう方をフォローしてあげる団体やと思っています。この役割については、昔は婦人会とあって、地域の寄り合いとか、いろんなことをやったりなんかして活動してみえたけれども、今、この女性の会の会員は、平島町で何人、前ヶ須で何人、五明で何人、中六、それから佐古木、これ何人ずつおりますか。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 大原議員の質問にお答えいたします。

会員の方の人数でございますが、お尋ねの地区については、平島町8人、前ヶ須町9人、五明はゼロ名です。中六5名、佐古木46名となっております。ただし、弥生地区についてはサークルとして女性の会に加入してみえるということがあって一部住所がわからないケースもありますので、御承知おきください。以上です。

18番(大原 功君) 全体で幾つ。

生涯学習課長(八木春美君) 全体で577名となっております。

議長(佐藤高君) 大原議員。

18番(大原 功君) そうすると、かなりこの補助金というのは、子ども会なんかだと56団体あります、110万になっておりますけれども、この577人、これをすると、比較してはいけませんけれども、福寿会は50人で8万4,000円になっていますね。そうすると、かなりの金額だね、これ倍以上になっちゃった。なぜこれだけ今の女性の会が多いんだと。

議長(佐藤高君) 八木生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 補助金の額につきましては、会の組織といたしますが、人数だけにとどまらず、事業内容やら活動内容やらによって運営費や事業費を補助するということから、人数だけに限って金額の多い少ないということの判断はしておりませんので、よろしくをお願いします。

議長(佐藤高君) 大原議員。

18番(大原 功君) そうしたら、平島町で8人見えるんだけれども、おれ見ておると、女性の会の活動をしたということは平島で聞いたことがないんだけれども、どこで活動しておるの、平島町は。地域で活動しておると言ったがな、あんた、平島町の中でどこで活動しておるの。今、平島町は、約2,800世帯ぐらいあります。8,000人ぐらい住んでいます。どこで活動しておるの。子ども会とか、そういうのを手伝ったり、今の福寿会のことを手伝ったり、そういうことをやっておるのかな、活動というのはどこでやっておるの。

議長(佐藤高君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 活動につきましては、いわゆる大字単位ということではなくて、市の女性の会であったり、地区女性の会、主に小学校単位ですけれども、そういった組織で活動してみえるので、1つの字単位での活動ということは承知しておりません。

議長(佐藤高君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長が補足するといかんであなたに聞きますけど、この間、3月にこの質問をしたときに補助金も見直すと言われたけれども、あれから3カ月たった、どこを見直したんだ、これ。

議長(佐藤高君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(八木春美君) 3月の答弁で女性の会に対して補助金を見直すということは

答えておりませんつもりですが。

18番(大原 功君) 市長、答えなかったか、そうやって。

議長(佐藤高君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 各種団体の皆様方の補助金につきましては、それぞれ既定額という形の中で1つの基準だとかというのがあるわけでございます。それに基づいて基本ベースのものは従来どおりさせていただいております。また、私は年1回、当初予算を組む前にそれぞれの団体の皆様に来年度の活動ということについていろいろとお話を伺って、例えば福寿会でどういうことをやる、文化協会でどういうことをやる、あるいは子ども会でどういうことをやる、あるいは女性の会としてどのような事業をしていくかということにつきましてお話をさせていただき、それが市民参加というような状況の中で幅広く活動していただくということに対しては、既存の予算のプラスという形の中で考えておるわけでございます。見直すということにつきましては、私も発言しておりませんし、それぞれの団体の事業の内容についてしっかりとお話をさせていただきということでございます。

議長(佐藤高君) 大原議員。

18番(大原 功君) 私が言うのは、今の女性の会というのは、やっぱり馬力があって家庭が裕福な方、こういう方が参加してやられているわけね。子ども会だと、やっぱりお互いに、自分の子供は見えるけれども、他人の子供ということも見ながら、かなりの活動してみえるわけね。こういうのを含めると、やっぱり女性の会は子供と違いますから、子供をやるわけがないから。そういうふうのほかの団体とか、いろんな方がするのは、やっぱりこれはボランティアで、民生委員なんかでも結構ボランティアでやってみえるし、それから今の福寿会でもそうです。平島なんかへ行くと、交通安全、旗を持ってやってみえます。あの方たちでも活動してみえる。してみえても一銭も払っておらんということであるので、今の福寿会、市のほうが払ったかどうかわかりませんが、払っていません。また、予算もついていないと思うんだけど、そういうふうであるということと、それからもう1つ言えるのは、女性の会の会長が先ほど言ったように、こういうところに駐車ということは、やっぱりやるべきでない。活動をするなら、やっぱり市民だれしも不公平がないよう、そして交通安全、あるいは今の地域の防災、こういうのも含めてやることであって、自主防災というのはそういう意味だと思ふんだ。そういう活動をしこなしにおって、結局、今のしておらんということと一緒に。路上に10年近く車をとめておるということは活動しておらんということ、こういうことも含めて、やっぱり市がもっときちっとしないかん。

そして職員が、市長が雇用しておる職員でしょう。職員が教育課におったら、教育課というのは青少年健全もあるし、そうでしょう、それから今の児童の通学路、市長は青少年健全育成のときに、青少年が発言ができるようにというふうになんか心強く言われたわけね。今の議員

がそんなことやってあって、とてもじゃないけど、地域の人もそんなことは言えへん。子供だったら、そんなもん議員だったら余計言えへんと思うんだ。こういうことも含めて、やっぱり市長として職員をもっとチェックをする、そういうふうにしていただきたいというふうに思っておるので、市長、答えられるなら答えてもいいし、答えなきゃ答えんでも、どっちでもええ。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 団体の補助金の問題と道交法違反の問題につきましては別の問題であろうというふうに思っておるわけでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように、それぞれの団体がそれぞれの目的を持って、年間さまざまな形で活動していただいております。そうした形の中におきましては、女性の会の皆様においても、いわゆるボランティア的な活動を大変多くやっていただいておりますことは私も知っておりますのでございます。

また、道交法の違反につきましては、これは本人の責任であろうというふうに思っておりますので、それは本人が道交法違反に対してきちっと自己責任をとるべきであろうというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長にええ答弁をもらったからええんですけど、やっぱり我々もそうです。私なんかは議員が好きで出たんだからね。結局、やっぱり自分が好きで出たら、好きなような、市民にきちっとしたことを言える。そして、きちっとしたマーカーを市民の方につけていただく。4年後の選挙を考えるんじゃなくて、毎日毎日が選挙だと思ってやるような、市長もそうだと思う。今回は無投票だから、市長にここにこしておるけれども、次の選挙は、私も一生懸命やっているときは応援させていただくので、これで一般質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は1時55分から始めます。

~~~~~

午後1時50分 休憩

午後1時56分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行でございます。

初めての一般質問でございますので大変緊張いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、一言申し上げておきます。

職員の皆様は公務員であります。公務員とは国民の公僕であるということをしっかり認識していただき、市民の皆様への行政サービスを行っていただきたい。管理職の皆様は十分承知していただいていると思いますが、部下の職員に対しても周知徹底していただくことをお願い申し上げます。もちろん、私ども議員も議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、議員としての品格、資質向上を身につけ、市民の皆様との対話を通じ、市民生活の向上に向けて頑張っていく覚悟でございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初に、湾岸地区の背後地としての八穂地区、末広地区の開発についてお伺いいたします。

まず1点目として、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に湾岸地域が指定されましたが、これを利用した背後地としての八穂・末広地区の開発についての考え方、2点目に航空宇宙産業以外の企業誘致についての考え方、3点目に特に八穂地区についてであります。参入企業があった場合の開発許可へ向けての考え方、以上3点を質問させていただきます。

御承知のように、弥富市は南北15キロ、東西9キロと非常に長い地形であります。弥富市都市計画マスタープランの中にあって、北部地域は自由空間、中部地域は農業空間、南部地域は工業空間として位置づけられています。そして弥富の財政は自主財源が60%あり、財政力指数も1.06と健全な財政状況にありますが、社会保障の充実、住民サービスの充実のためにはさらなる安定財源を確保する必要があります。

弥富市の自主財源70億円のうち、57%の40億円を占める固定資産税をさらに伸ばすことが大事であります。湾岸地区を含んだ栄南学区の固定資産税は、弥富市全体の35%を占めております。そこで、湾岸地区及びその背後地であります八穂地区、末広地区の開発をスピード感をもって進めていくことが重要であると考えております。

平成21年3月のマスタープラン発表以来3年が経過しておりますが、一向に進展しておりません。私は、湾岸地区がアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されたことにより、この航空宇宙産業を弥富の基幹産業として育てていくことが大事であると考えております。他の職種の企業誘致とともに、この八穂・末広両地区の開発をどのように考えているのか、市側の考えを示していただきたい。

特にこの楠地区においては不快施設である魚アラ処理センターの建設に続き、すぐにごみ清掃工場の受け入れを当時の弥富町と津島市ほか十一町村衛生組合より求められました。鍋田自治会の方は、断腸の思いでこれを受け入れました。その受け入れ条件として、現在の八穂クリーンセンター西側隣接地の開発許可を得ているわけでありまして、名港管理組合からも同意を取りつけておりますので、開発行為に値する企業からの申し入れがあった場合は、



早急に進めていただきたいと思います。

今、愛知県は、県内外の工場や研究所などの誘致に積極的に取り組んでいます。2012年度から産業空洞化対策、減税基金を使って21世紀高度先端産業立地補助金、新あいち創造産業立地補助金、新あいち創造研究開発補助金等、最大で100億円の補助金を用意し、企業に対する支援策を拡充しております。

大村知事も日本一の産業集積を生かし、もっと企業を呼び込み、さらに高度な産業圏にして税収アップを図りたいと各地のシンポジウム等で話しております。この際、ぜひ県側と密に話し合い、開発をスピード感を持って進めていただきたいと思います。市側の答弁を求めます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

そういう状況の中で、八穂、あるいは末広地区における土地利用という形でございますけれども、少し時代をさかのぼってお話をさせていただかなきゃならないだろうというふうに思っておるところでございます。

平成20年には愛知県を4つのブロックにわたりまして、私どもとしては西尾張ブロックという形の中で位置づけされたわけでございますが、この中で企業立地促進法に基づく基本計画ということが西尾張地区に制定されました。

そういうような形の中で私どもは、平成21年に都市計画マスタープランという形の中で市の条例化をしたところでございます。企業立地促進法に基づいたわけでございます。そうした状況の中で都市計画マスタープランをつくり、この八穂地区、あるいは末広地区における土地利用ということについて研究をしてきているわけでございます。

そして、昨年12月にはアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区という形の中で、これは弥富市と川崎重工さんの単体の企業が指定をされたところでございます。

そういった形の中で、御承知のように川崎重工さんにつきましては、事改めてお話をするまでもないと思っておりますけれども、確認のために少しお話をさせていただきますけれども、ボーイング787という飛行機を名古屋第一工場に川崎重工さんが胴体部分の一部をつくられておるわけでございます。同じように主翼の部分を三菱工業さん、そして胴体の一部を富士重工さんということで、ボーイング787の35%に当たる飛行機の部位をこの3社でつくられておるわけでございます。

そうした形の中で、昨年、航空宇宙産業について愛知県としては力を入れていくという形の中で弥富市も選定されたわけでございます。

そういう状況の中で、先ほど一番最初に言いましたように企業立地促進法という形の中で、私どもは愛知県企業庁のほうに2回ほど足を運ばせていただきました。そうした形の中で愛

知県企業庁との協議に入っているわけですが、企業庁の現状の、例えば八穂・末広地区における基本的な見解というのは、両地区とも農業振興地域という形の中で甲種の農地であるということに対して優良農地をいかにしていくかということは非常に大きな問題であるということが1点、そしてもう1つは、これは企業庁の基本的な考え方の中に平成23年3月11日の東日本大震災という状況の中で、この地域においては、いわゆる高潮・津波対策が必要になってきたというような状況で、海拔ゼロメートルでございますので、少なくとも4メートルから5メートルぐらいの造成をしていかないと基本的な企業誘致というのは無理だろうというようにも言われておるところでございます。そうした中で、非常にコストが高くなっていくというような状況の中で、ある意味では非常に厳しい状況の問題を今投げかけられているところでございます。

そうした中で、私どもといたしましては、あそこを換地にしていく、都市計画マスタープランで定めたところにつきましては、換地をお願いしていきたい。そうすることにおいて、企業を引っ張ってきた場合にさまざまな奨励金の制度というものがそれに適用されるわけでございます。これは、今、名港管理組合の中にあります楠地区、あるいは富浜地区、上野地区がそういう状況にあるわけでございます。

そうした一体感の中で定めていただきたいというふうにも思っておるわけでございます。しかし、企業庁といたしましても大変今厳しい状況の中で、あちこちに企業庁の用地があるわけですが、それが有効利用されていないというようなところもあるわけでございます。

そうした中で、次はどのような土地の開発の方向があるかということについても我々職員としても考えておるところでございますけれども、つい先日も太陽光発電という中で、約60ヘクタールを利用したらどうだというようなお話もありました。しかし、これも私ども愛知県のほうにも御相談申し上げ、やはり農地を外すことは大変厳しい状況にあるという形で、今のところその方向でございます。メガソーラーという考え方も一部の話としてあるわけでございますけれども、これはまだ現状といたしましては、話のレベルにしかすぎないという状況でございます。

いずれにいたしましても、さまざまな条件をクリアしていかねばならないわけですが、航空会社である川崎重工さんは、いよいよ来年の8月、日本毛織の跡地の中に単身独身寮260戸をつくってボーイング787の製造に取り組んでいきたいということがございます。

そうした中で、我々はこの航空宇宙産業という形も非常に大きな事業で期待をするわけでございます。そして、その背後においてもさまざまな形で利用もしていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター特区につきましては、産学協同という中でこの事業が進められるわけでございますので、弥富市単体ではなかなか事が運ばないということもございます。しかし、弥富にはこういう土地がありますよということに対しては、常に企業庁を含めて、あるいは民間の企業に対して、あるいはそういったような協議の場においてぜひ利用していただきたいということにつきましては、繰り返しお話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 前向きなお答え、ありがとうございました。

日本もかつてはテレビを初めとする家電製品においては世界でトップでありましたが、今では御承知のように、その座を韓国に奪われています。今後、日本が力を入れてリードする産業は、航空宇宙産業であると思っております。

この間も韓国から受注しました衛星の打ち上げに見事成功いたしました。今、H-Aの打ち上げ成功率は95%を超えています。今後は、このH-A事業に全力を挙げ、東南アジアをターゲットにした受注をねらって、おくれをとっているヨーロッパ、アメリカ、ロシアを追い上げることが重要であると思います。かつて、弥富の金魚が宇宙へ飛び立ちました。これも何かの縁であると思いますので、ぜひ金魚同様、弥富の目玉産業になるように、県と連携して八穂・末広地区の開発をお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

次は防災に関してであります。

栄南学区にいち早く津波からの避難所を建設する決定をしていただき、ありがとうございました。弥富市におきまして海側からの浸水による被害は、あの伊勢湾台風だけであります。伊勢湾台風で亡くなられた方は、弥富市内で約360名であります。内訳は、栄南学区が280名、約78%、最も多く、続いて十四山地区36名、そして大藤地区33名となっております。3月議会において市長は、次の避難所建設は十四山地区と明言されましたが、大藤地区も十四山地区に続いて亡くなられた方が多い地区でありますので、このことを十分考えて以後の避難所建設を考えていただきたいと思っております。

避難所の建設といたしましても多額な建設費がかかります。そして、弥富市全地区に建てるとなると時間もかかります。そこで、民間の工場、倉庫等で5メートル以上の高さがある屋上を利用して簡易的な避難所を建設する場合、補助金を出すことを考えてはどうでしょうか。そうすれば避難所も身近になり、また避難所の数もふえ、建設費も安くて済みます。本来なら行政サイドが行う市民の生命を守ることを民間企業にお願いするわけですから、私はぜひ検討していただきたいと思っております。

現在、弥富市では、個人の家耐震補強に1戸当たり90万円の補助金を出しております。ことしの場合、5戸、つまり450万円計上しております。こういった関係でこちらの補助金

の検討をお願いしたいと思いますが、市側の答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

民間の施設の屋上等に簡易的な避難場所という形のお話かと思えます。昨年、避難所として協定を結んでいる施設から同様なお話がございました。一般市民の方が避難するために、屋外階段の設置希望がございました。話し合ってみましたけれども、やはり経費につきましては、基本的には市が全部持っていただきたいといった形のお話がございました。一般企業の場合ですと、従業員の方が逃げるといったこともございます。そういったことも考えれば、自己負担金のお願いも可能かもわかりません。ただ、外階段といいますが、非常に安価にできるかといいますと、これは高潮の場合はいいんですけど、津波の場合はその前に地震という可能性があります。その場合に液状化等の可能性もありますし、地盤沈下等の可能性があります。外階段をつけた段階において、実際に外階段が下がってしまったということになりますと、これは避難ができないと。せっかくつくったけど、避難できないといったような問題も出てくるかもわかりません。そのためには、支持層までのくいを打つといったような形のものを考えますと、これについても非常なる経費がかかるのではないかなということを考えております。

また、これをつくる場合ですと建築確認等の許可が必要になってまいりますし、それから屋上の強度、それからフェンス等の設置といったものがございます。また、設置後にその施設自体の所有権とか維持管理をだれがするかといったようなこと等、たくさん問題があるかと思っております。すぐ実施することは難しいと考えますけれども、今後の検討課題にさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 続きまして、栄南保育所及びのびのび園の園児の津波からの避難についてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

栄南保育所からでは多分栄南小学校へ逃げると思いますが、ちょっと距離もありますし、ましてや西尾張中央道を横断しなければなりません。園児の足では無理だと思いますが、市側の考えを示していただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

栄南保育所等の津波からの避難につきましては、現在のところ、栄南小学校としておりますが、本年度建設を予定しております（仮称）栄南地区集会所ができれば、そちらのほうを避難所として使いたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 栄南小学校も今度新しく建設される避難所ですね、南部コミュニティセンターの隣、ほとんど同じ場所なんです、栄南保育所から考えますと。私が言いますように、西尾張中央道を横断しなければならない、そして距離的にもかなりあります。小学生でもかなりきついと思いますので、園児ではなかなか無理だと思います。

そこで、私は先日、私どもの地区と、それから繰出地区、末広地区の区長さんをお願いしまして、栄南保育所のすぐ目の前、直線で300メートルほどの距離しかありませんが、一般の市側に非常に協力的な民間企業さんが見えます。そこで、一応我々町内の市民の避難場所としての協定を結んできました。その場合、少しお話をさせていただきましたが、すぐ裏に栄南保育所があります。この園児たちと一緒にここへ逃げ込ませてもらえないでしょうかと、そういうふうに私お願いしましたところ、快く引き受けていただきました。ただ、この協定につきましては、私どもがするわけにはいきませんので、市側と話し合いをしていただき、そういった避難ルートを考えていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 避難をする際には時間との闘いというのがあるわけでございます。そうした形の中で、私どもの公の施設の中で学ぶ子供たちをいかに安全に避難させるかというのは、それは大変大事な問題でございまして、その企業のほうにそのような方法がとれるということであるならば、また行政のほうとしても、地域の皆さん、そして保育所あわせて、また企業の皆さんをあわせて一度協議の場を持ちたいというふうに思っておりますので、そうした協議の場でどういう方向を見出していくか、あるいは経費の問題で、どのような私ども行政としては負担をさせていただかなきゃならないかということもあわせて考えていきたいと思っております。

十四山地区にもそのような企業がございまして、そちらのほうの企業につきましては、みずから会社でその階段をつくりますということもございまして、それはその従業員の皆様も避難をしていただくということになっております。

いろんなケースがございまして、協議の場を持ちながら、それぞれの課題をクリアしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府の有識者会議が3月末に公表しましたマグニチュード9クラスの巨大地震が発生したときの津波の想定高は、弥富市では3.6メートルであります。この高さの標示を街路灯または一般に目につく場所に標示してはどうか。ゼロメートル標示は、ことし、すべての同報無線に終わると思っておりますが、今、実際自分のいる場所の安全の確認ができるわけです。3.6メートルというのは一体どのぐらいの高さだということも確認しておか

ないと逃げる場所がわかりませんので、このような安全の確認ができる高さの標示をしてはどうかと思いますが、市側の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員のお話にございましたけれども、現在、市では海拔ゼロメートル標示を同報無線のスピーカーに取りつけるということで、業者まで決定した段階でございます。

現在、県ですとゼロメートル標示という形ではなくて、その建っている場所の標高を記載するというのが一般的になっておりまして、そういった形の標示の仕方に今後変えていく必要もあるのかなあということを現在考えております。

さて、御提案の3.6メートル標示ですが、3月31日に発表された数字でございます。この数字でございますけれども、現段階で沈下する高さも含めたものというような形のお話もいただいています。まだメッシュ自体非常に粗いものでして、まだこの3.6というものが適切かどうかというものの検証はされていないということでございます。今後、10メートルメッシュという形の中でこういった発表がされますので、その段階でひとつ考える必要があるのかなあということは思っております。

それで、3.6メートル標示のほうへ戻りますけれども、伊勢湾台風の高潮のときに3.89メートルということで、この図書館の前のところにもそういった標示がございます。これは、その場所にその津波高、この場合、高潮ですね、伊勢湾台風が高潮だから来たというものではございません。あくまでも伊勢湾の最高潮位の高さが来たとするこの高さだといったことの標示でございまして、その場所の実際のものではないということは、まず御理解いただけているものと思っております。

また、仮に3.6メートルという高さのものを標示した場合ですけど、こちらの外を見ていただくとわかると思いますけど、そちらでもそうなんですけれども、弥富市内ですとマイナス3メートルというような海拔のところがございます。それプラス3.3という形でありますと6.6、これは恐らく2階の屋根よりも高い位置になるかと思えます。現状がそうなるというものではないということをまず御理解いただいた上で、それを標示することによって、いたずらに不安だけが高まるのではないかといった心配もございます。どのような方法をとれば皆さん方により安全な場所を探していただけるかということは検討する必要がございますけど、現段階におきましてはこの3.6という標示をするという考えはしておりませんので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 続きまして、地下シェルターの考え方についてお伺いいたします。

弥富市は、海拔マイナスゼロメートル地帯であります。東日本大震災以来、津波に対する

恐怖が市民の間に広がりました。高い建物が少ない弥富市南部地区においてどうやって逃げるのかを考えていたとき思いついたのが地下シェルターでありました。高さばかりを求めるのではなく、逆転の発想で地下に逃げることでした。

2月の市議会議員選挙のとき、中日新聞が行った防災に関するアンケート調査の中でも私は地下シェルターの構想を書きましたので市民の皆さんもよく御存じのことと思います。田んぼの下にシェルターをつくるという発想です。田んぼはそのまま利用できますし、土地の購入もなく、建設費も安く済みます。この件を昨年5月の弥富市への提言メールにて提言しましたが、理解されずに、無理という回答でございました。

そんな中、ことしの4月に突如高知県が津波対策として地下シェルターの技術的検討に入ると日経新聞で発表されました。これは東海・東南海・南海の3連動地震が発生した場合、高知においては32メートルの津波高の想定を内閣府が発表し、高い建物の建設は無理と判断し、地下シェルターの検討に入るとのことです。

私は4月に高知県の防災課に電話し、問い合わせたところ、学者を交えて県の職員とあわせ10名程度で検討会を立ち上げ、ことしの秋までに結論を出すとの回答を得ております。私の考えを理解して下さる方があると思い、大変喜んだところでございます。物事は一方向からばかり考えるのではなく、時には逆の方向から考えると、つまり逆転の発想も必要ではないかと思えます。

5月30日の中日新聞でも地下シェルターとカプセル船の2案が大きく掲載されておりましたので、市民の皆様も見られたことと思えます。

その後、弥富市においてこの地下シェルターの検討についてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

ちょっとその新聞を披露させていただきます。これが日経新聞の地下シェルターの検討に入るという新聞でありまして、この大きいのは中日新聞の5月30日に発表されました地下に逃げるか箱舟に乗り込むかと、こういう2案でございます。こういったのを見られて弥富市としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

以前、議員のほうから市民の声というような形の中で御提案いただいたことは、私、承知しております。その際にも検討させていただきました。その段階では、いわゆる核シェルターといったようなものしか、私、見つけることができませんでした。地下シェルター、そういったものを発見することができませんでしたのでそういったお答えをさせていただいたというのが現実でございます。

さて、昨年4月に浦安市のほうに被害状況の視察に参りました。そのときに液状化が激し

かったわけなんですけれども、最も隆起してありましたマンホール、これは100トン貯蔵できる地下式の耐震性貯水槽でした。これが非常に隆起していたといったものでございました。

こういったことを考えますと、地下シェルターですと重みがないということでございますので、より隆起しやすいという問題点があるのではないかなということをおもいます。この場合、もし行うとするならば、地下の深層までくいを打って、そこで固定するといったことがないと、まずそれ自体が浮いてしまうと。津波の前の地震の段階で浮いてしまう可能性が非常に強いんじゃないかなあという懸念は持っております。

あと高知県の例がございましたけれども、恐らく高知県は海拔プラスのかなり高いところのものを含めた形の地下シェルターを考えていらっしゃるのではないかなあというふうに私は理解しております。

御存じのように、伊勢湾台風のときは、あの栄南地区ですと3カ月近く水没したといったような経験があるかと思えます。水の中に入ってしまった地下シェルターということで、その酸素の供給等も非常に難しい問題があるかと思えます。そういったことも総合的に考えますと、地下シェルターは、かなり費用的にもかかるかと思えます。

ちなみに、個人用の地下シェルターということで、こういったカタログがございます。これが大体5平米ですので、入って、よほど詰めて四、五人のところだと思いますけど、これで本体だけで約200万と出ています。これの大きいものをつくろうと思えば、価格的には違うものだと思いますけれども、そういった形で地下シェルターもかなり費用がかかるもんだなあというふうに思っております。

そういったことを総合的に考えますと、津波タワーのように地上式の構造物のほうが現実的な考え方ではないかなあというふうに考えておりますので、現段階におきましては、地下シェルターという選択肢は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） 地下シェルターは何日か水没と言われますけど、水はざあっと一過性で過ぎていきますので、一日地下にもぐっていれば、命さえ助かれば出てこれます。高いところ、出口は2メートル、3メートルのところをつくれば済むことです。以上、その点はつけ加えておきます。

次に、弥富市への意見箱及び提言メールについて質問いたします。

弥富市では庁舎入り口に意見箱があり、またホームページ上には市への提言メールコーナーがありますが、その状況について伺います。

まず1点目、1年間の提示件数、これは意見箱とメールに分けてお願いいたします。

2番目に、こういった内容のものが多いか。

3番目に、平成22年の集計では21年に比べて苦情の件数が14件から52件と非常に多くなっ



ていますが、これはこういった内容のものでしょうか。

4 番目に、政策作成の意思決定前に関係資料を公表し、広く市民から意見を募集して、その意見に対する市の考え方はホームページ上で公開されています。確かにパブリックコメントに対しては十分行っていると思いますが、一般の提言メールに対しては項目別に件数が表示されているだけであり、内容がわかりません。全部公開せよとは言いませんが、市の政策に採用され役立った件に関しては、公開して表彰するとか、報償金を出すとかしてはどうでしょうか。

5 番目に、メールの受信方法を自動配信システムに変更してはどうでしょうか。メールの提言者が市側に受け付けてもらったかどうかすぐ確認でき、安心であります。東海地方の自治体で議会改革が一番進んでいる鳥羽市との提言メールの比較を、実際、鳥羽市にメールにて確認しましたが、鳥羽市では自動配信システムになっており、提言者が市側に受け付けてもらえたかすぐ確認できます。弥富市でもこのようにしてはどうでしょうか。

これは資料なんですけど、これ私、木曜日に鳥羽市に提言メールをしまして、返ってきたのが翌週の月曜日であります。実質 1 日、2 日で回答が来ております。

以上 5 点、順次お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） それでは、平野議員の御質問にお答えいたします。

1 番目の意見箱と提言メールの 1 年間、この件につきましては、平成 21 年度からこの制度を始めさせていただいております。1 年間というのは 23 年度でもよろしいでしょうか。

7 番（平野広行君） はい。

秘書企画課長（山口精宏君） 23 年度、ホームページのほうにも件数等を表示してあるんですけども、市への要望につきましては、弥富市への手紙が 24 件、苦情が 17 件、意見、提案が 28 件、相談 8 件、質問 21 件、その他 10 件、手紙の計が 108 件でございます。御意見箱のほうは、1 階の階段下に設置してございます意見箱のほうに入れられた方の件数につきましては、要望が 17 件、苦情が 14 件、意見・提案が 2 件、相談はございませんでした。質問 2 件、その他 4 件、合計 39 件、2 つの計が 147 件ございました。

2 番目の 22 年度が苦情件数が非常に多いという御質問でございますが、中身につきまして、先ほどの苦情の中をまた細分化してちょっと調査したところ、騒音に関するものが 21 年に比べて 5 件ふえました。防災・安全関係が 1 件から 5 件、環境、騒音以外の悪臭、野焼き、振動などが 21 年が 1 件から 13 件にふえました。コミュニティーバス関係がなしから 5 件にふえました。市役所の対応に関するものが 10 件から 15 件、その他が 2 件から 9 件ふえたことになっております。特に環境関係と騒音関係のものが多くございました。

続きまして、御提案の意見に関する表彰とか報償についての制度でございますけれども、

特に今のところはございませんが、今後も住みよい活力あるまちづくりのために、市政の運営の参考として反映させていきたいと思っております。

これの公開につきましては、今後ちょっとどの分を公開するか検討させていただくことになると思いますが、氏名等も入っているものもございますので、プライバシー等のことも関係して検討してまいりたいと思っております。

それとメールの受け付けの自動配信の件につきましては、現在、自動配信の機能はございませんが、市民の皆様からいただきましたメールの結果については、回答不要としてお送りいただいた方以外につきましては、必ず御返事をさせていただいております。

受け付けの確認機能につきましては、ホームページのシステムの改修が必要でございますが、大幅な改修ではなく実現可能でございますので、ホームページを改修し、運用できるように対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。今見せようとしたのはこの自動配信システム、鳥羽市のものがございます。

続きまして、原付バイクのナンバープレートの件でございます。

弥富市のPRのために、原付バイクのナンバープレートに「きんちゃん」マークをつけてはどうでしょうか。昨年、これも私、提言メールにてこの件を提言しましたが、いろいろ問題が起きて難しいとの回答でした。その問題とは、具体的にどのようなことでしょうか。

岩倉市では、中日新聞でも紹介されましたように、いち早く「い〜わくん」のイラスト入り原付ナンバープレートを交付しております。この件に関しましてお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 御質問にお答えいたします。

きんちゃんマークをつけたナンバープレートの発行はどうかとの御質問でございますが、平成24年5月1日現在、市区町村のキャラクター等を使用したナンバープレート、いわゆる御当地プレートでございますが、これにつきましては、全国で36都道府県、120市区町村の自治体で発行されております。愛知県内では、豊橋市、知立市、岩倉市の3市が発行いたしております。

現在、弥富市では原動機付自転車、いわゆる原付バイク等のナンバープレートは、排気量50ccのバイクを初め、5種類発行いたしております。合わせて約2,000台、また年間につきましては、約330台のナンバープレートを発行いたしております。

きんちゃんマークつきのナンバープレートの型にもよりますが、金型からの作製となりますと、初年度に1,000枚発注するといたしまして約200万円の経費がかかります。金型が150

万円、それからナンバープレート、アルミと反射式のものがございますが、反射式のもので注文するということになりますと45万円、消費税抜きでございますが、約200万円の経費が必要となります。

現在使用しております金型を変えないできんちゃんマークを加えたナンバープレート代金だけでは、先ほど言いましたように、反射式のもので1,000枚で約45万、それからアルミのもので1,000枚で約35万円　これはいずれも消費税抜きの経費でございます　の経費が必要となりますので、市といたしましても、発行するかどうかの検討を今行っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君）　平野広行議員。

7番（平野広行君）　今のナンバープレートのお金の件ですけど、これも私、岩倉市のほうの税務課収納グループのほうへ確認をいたしました。そうしましたところ、当初、50ccを800枚、90ccを100枚、125ccを100枚、合計1,000枚、これを当初発注したということですが、業者のほうとしましては、先ほど言われました金型についてはサービスだそうです。そういうふうになっております。

そして、従来どおりのプレート1枚は、23年度は120円、そしてこの新しくい〜わくんを金型に打ち込んだスタイルのものでは350円ということだそうですので、そんなに費用は、私はかからないと思いますが、一度確認をしていただきたいと思います。

そして、あとややこしいというか、手続に要したものといたしますと、警察署に対して周知の依頼、それから愛知県の市町村会へ仕様書と文書を提出して全市区町村に周知のお願い、こんなことぐらいだそうです。そう込み入ったことはないと思いますのでお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君）　伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君）　先ほどの議員の御質問でございますが、経費については、議員がおっしゃられたように、アルミのもので1枚350円、1,000枚発注をいたしましたとして35万円でございます。金型につきましては、今まで発注をいたしておりますところに確認をさせていただきましたところ、金型を変える、今の発行しておるナンバーの型を変えないできんちゃんマークを加えてものについては金型の費用は要らないということで、350円の1,000枚で35万円ということでした。

ただ、金型をもとからきんちゃんマーク、金魚の形に変えるような形のものであれば金型として150万円がかかるよということでしたので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君）　平野広行議員。

7番（平野広行君）　先ほどの件ですが、こういう金型を変えずにやる、従来型のプレートで打ち抜きでやれると、こういうことです。ですから、金型の型枠代は要りません、サービ

スでという返事をいただいております。よろしくお願いいたします。

いろいろ多方面にわたり回答をいただきまして、ありがとうございました。

いずれにしましても、これからの地方自治は、地域協働が大事であると思っております。我々議員は、開かれた議会、そして市民の皆様から信頼され愛される議会を目指し、頑張っていくことをお約束いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで、暫時休憩をします。2時50分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いいたします。

5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、地域と国の将来を支える保育行政についてお尋ねいたします。

今、国と自治体の責任によります保育を放棄する子ども・子育て支援新システムから市の保育と子供を守ることにについて、初めにお尋ねいたします。

我が国には、「三つ子の魂百までも」ということわざがあり、20世紀後半の乳幼児研究の世界で最も広く知られていると言われております、アメリカで行われましたペリー就学前研究によりますと、三、四歳のときに質のよい保育を経験したグループと、そうした経験なしに就学したグループの間には、40歳までの追跡調査の結果、生涯賃金、失業率、犯罪率、大学進学率などに1.5倍から3倍ほどの差があり、質のよい保育がもたらす子供の長期的な発達における人生を変えるほどの影響と、社会経済が受け取る利益の大きさについては、今日では各国政府の共通の認識となっております。

弥富市では、旧町村時代から希望者全員の入所、必要な施設の整備、保護者の負担軽減への支援を行い、税源移譲などによりまして公立保育所への建設費補助金が廃止された後でも、弥生保育所の全面改築が行われ、白鳥保育所の全面改築のための設計委託料が予算化されるなど、先人の努力によってつくられてきた保育水準を後退させないという市長の繰り返しての議会での表明などもあり、全国的には大幅な後退が続く保育行政の中で、比較的頑張っております愛知県内の中でも、保育料も県平均の65%に抑えるなど、子育てするなら弥富でと広く知られるようになっております。

ところが、小泉政権以来の保育分野への企業の参入、民間委託の拡大、詰め込み保育など

の規制緩和が行われてきたこと、また今政府が2013年度から子ども・子育て新システムへの全面移行を目指していることなどが保育行政を大きく損なおうとしております。

先日の3党協議によりまして、総合こども園は撤回されましたが、もともと新システムの多くは自公政権時代に盛り込まれたもので、多くの問題が懸念されております。

このグラフをごらんいただきたいと思います。保育施設での死亡事故の件数でございます。赤ちゃんの急死を考える会が2011年3月につくったもので、1981年から90年の10年間の死亡事故は10名で、すべて認可外の子供施設でありました。91年から2000年の間に34名が亡くなっておりますが、このうちの6名は認可保育所、認可外の施設で28名でございます。2001年から2010年の間には一気に100名にふえまして、認可保育所でも6倍の36名、認可外施設でも64名と、2.3倍近くに急増しております。この中には、愛知県の碧南市の認可保育所の死亡事故もでございます。

2歳未満児の、はいはいなどの動きの子供には1人3.3平方メートルの部屋の面積基準がつけられておりますが、小さくて寝ているだけの子供の場合は1.65平方メートルの広さがあればいいということになっておりますが、当時、碧南市ではそのときの子供の状態からいって、18人しか保育できない部屋に26人が詰め込まれていたこと、県や碧南市がそれを認めていたこと、国の制度改悪によって市立保育所を社会福祉協議会に運営を移管していた中で、運営費を切り詰めようとして起こったものでございます。

子供の安全を第一としなければならない保育所で、こんなに多くの子供たちが犠牲になっているわけでございますが、新システムはこの発生が続いております詰め込み保育などを制度として認めることにしております。

また、市町村では、介護保険制度と同じように親の勤務状態や病気その他の事情によって保育所の利用時間を定め、利用券、または現金給付をするだけで、保育所探しや保育所との契約はすべて親の責任とするとしております。したがって、保育も子供が受けられるのは、親の勤務状態などによって半日だけだとか、1日置きだとかにされ、それを超えた保育時間はすべて100%の自己負担の徴収をするということが方向づけられ、介護保険と同じように、すべて自己負担となります。

乳幼児にとって、自分のことをよく知ってくれている保育士や、泣いたり、笑ったり、怒ったりしながらともに育て合っていく同世代の集団生活や諸行事が安定して行われ、安心した毎日が過ごせることが心身の健全な成長、保育にとって欠かせないものですが、その土台そのものが壊されることになりかねません。

不安定な保育所にしたら、多くの困難を乗り越えて必死に働き、子育てをしている世代をますます苦しめ、地域と国の将来を大きく脅かすものとなります。

全国の保育関係者や保護者の強い声に押され、ことし1月現在で32の都道府県議会と173

の市区議会で新システム反対や懸念を表明する意見書が採択されておりますが、賛成するというの是一件もありませんでした。

地域と国、子供たちの未来のためにも、ぜひ関係市町村長の皆さんとも協力しながら、児童福祉法によります国と市町村の責任によります現行保育制度を守るために、力を尽くしていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、保育行政につきましての御質問でございます。

今御質問の中にもございましたけれども、3党合意によりまして新しい子ども・子育て新システムということは、どうも今回流れそうだというような気配でございます。そうした形の中において、現行の保育園、そして幼稚園というような制度につきまして、より一層精査をしていくということにとどまるのではないかなあというふうに思っております。もし仮にこの子ども・子育て新システムが法案として通れば、我々としては保護者の皆様、そしてさまざまな私どもの保育園行政に対していろんなかわりがあるわけでございますけれども、そうしたことに対しては、しっかりと精査をしていきたいというふうに思っております。我々としては、今9つの保育所があるわけでございますけれども、しっかりとその辺のところの現行のあり方、改善すべきところは改善をするという方向で、市のほうとして考えていきたいというふうに思っております。

子ども・子育て新システムにつきましては、もう少し成り行き、動向を定めていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） 全面的な実施については、見送られることに多分なると思いますが、ただこの土台そのものは、小泉政権当時につくられたものでありまして、その内容の中で動いていることでございますので、ぜひ、今市長も注視していくというふうにおっしゃられましたが、よく見ていただく。同時に、もう既に財政的に言いますと、税源移譲やそういうことで、保育所そのものに対する、建設費に対しても、公立の場合は運営費についても一般財源化されているとか、辛うじて今民間の保育所の建設費と運営費ですね。国と県の補助制度があるわけですが、これもなくしていくということが言われておりますので、ぜひ国と市町村の責任で進めていくということについて、この土台を損なわないように、十分注視していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次は、保育士の過重負担の解消についてお尋ねいたします。

厳しい雇用状況で、共働き世帯が急増していること、地域の子供の減少なども急速に進みまして、子育て環境が大変悪くなっていく中で、最近の入所児の低年齢化が急増しております。3歳未満児の割合は、全入所児の約27%、保育所によって21%から36%という差はあり

ますが、保育士の配置基準を考えると、目の離せない乳幼児担当の保育士がどの保育所でも多数を占めていると思います。前年4月1日と比べますと、ことしの4月1日では勤務している正・副所長と正規保育士の数は94名となり、育児休業から復職された方がふえたことともございまして、幾らか増強されたとはいえ、大変です。

市長の1期目、就任された後には、正規保育士の極めて大変な仕事の緩和のために、一定の手だてがとられたとかございましたが、その後、行政改革の名のもとに、職員配置基準を入所児の数ぎりぎりに配置することになりまして、保育事業は基本的には正規保育士で賄うことが求められるものでありますが、市の事情によりまして、非正規保育士をたくさん採用していることなどもございまして、保育所運営上の負担が正規保育士に重くなり、一部事務を自宅に持ち帰るような事態も最近出ているように伺っております。

子供の命にかかわる仕事で、休憩も年休などもなかなかとりづらい職場であること、加えて、以前から入所児3歳であれば保育料が安いということが旧弥富町でも十四山村でもされていることから、途中入所時もあったり、あるいは正規雇用や今現在の雇用条件を切り下げないために、育児休暇などを早目に切り上げて復職する人たちもふえ続けております。そのために、低年齢児が増加することによります保育士不足も大変深刻な問題となっております。

こうした状況も考慮し、労働基準法に沿った年次有給休暇や生理休暇への対応や、年度途中で入所見込み、早期の職場復帰が見込まれる保護者の把握なども行い、入所申し込みを現在の入所の前の月として、申し込みがあった時点で職員が不足している場合は、必死になって臨時職員を探す。職員の補充ができなければ入所を断る、こういうことがないようにするためにも、また現在の過重な保育士の負担を解消するためにも、ぜひ一定の保育士の配置基準の見直しをされたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、保育士の配置は国の最低基準を守り配置しております。年度途中入所により基準を満たさなくなる場合は臨時保育士を採用し、基準を満たすようにし、1人で基準より多くのお子さんを保育するというようなことはございませんし、お子さんの状況によりましては、基準より多くの保育士も配置しております。

また、昼の休憩につきましては、今御指摘のとおりとりづらいところもございまして、臨時保育士と交代してとっております。

ただし、保育士の仕事につきましては、常に子供に事故がないよう気を配っており、神経を使うハードなものと思っております。今後も、保育士の配置につきましては、今までどおり適切に対応してまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） 多少は余裕があるようにと今おっしゃられましたが、以前はもう少し余裕があったわけですが、行革のときにほとんどぎりぎりに切り詰めたことが、大変現場の職員の皆さん苦勞されておりますので、この辺は、今言った年休にしたって、半分とれればいいほうだとか、生理休暇は一件も請求がなかったというんですが、請求できる雰囲気ではないんですよ、職場の状態から考えますと。そうすると、やはりそういう人員の適正配置というのは、もともと労働基準法で一定の年休やそういうものがとれるという条件が定められて職員配置がされているわけですが、多分弥富は、そこは抜かして、とりあえず職員の数があればいいということでございますので、この辺は、せめて行革で切り下げる以前の数字に戻す。特に、なかなか現場の保育士さんたちは、さっき課長もお認めになりましたように、相当無理をしているわけでありますので、ぜひここは市として十分お考えいただきたいと思いますが、再度御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） ただいま御指摘の年次有給休暇につきましても、そういったことを含めた勤務条件にも配慮してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） ぜひ十分な配慮をしながら、職員配置を続けていただきたいと思えます。

次に、保育を初めとする市の子育て支援が果たしてきた未来への投資と現実のまちづくりの土台を支えている役割を踏まえた、市の保育行政を前進させていただくという立場でお尋ねいたします。

地域社会のきずなが薄くなり、子育ての環境が劣化している中で、気になる子供が増加し続けており、保育と保育所の役割が一層大きくなっています。子供たちの状態は落ちついていて、保育所でしっかり育ってきている。特に他地域から転入してきてくださった小学校の先生の間から聞かされる感想です。

子育ては未来への投資、子供を大切には、私が議員にさせていただいた昭和43年以来、住民の皆さんや歴代の町長、市長、職員の皆さん、議員の皆さんなど一貫して手を携えて力を尽くしてきたことでございます。ゼロ歳児保育では、周辺の市町におくれをとっておりますが、それ以外では希望者全員が入所できること、県平均より35%安い保育料、飛島村に続いて県内で2番目に中学校卒業までの医療費無料制度の実現をするなど、名古屋駅に15分で行ける立地条件とあわせて、子育て世代の定住を促進させるものとなっております。

ゼロメートル災害に一番弱いまちとしてのハンディがある中で、平成17年に比べて22年度には尾張9市の中で5市が人口が減っておりますが、弥富市の人口は、当時の2町村と比べてですが、101.9%と、9市中2番で増加をしております。また、5歳未満児で見ますと、



2つの市が80%台に、当時の子供の数に比べて後退する。あるいは、3市が90%台の前半に後退する中で、99.86%とほぼ横ばいで、増加率では2位、人口に占める割合では9市中1位となっていることは、この間の市民の皆さん、住民の皆さんと行政が一体となって努力してきた結果として特筆すべきことだと思いますが、いかがでしょうか。

また、7つの小学校区に9カ所の公立保育所を持ち、私立の幼稚園や周辺市町の保育所も利用できる安定した子育て支援の仕組みは、人口と子供の減少防止のほかに、当初考えていなかった効果をあらわしております。不況と所得の減少の中で、税や社会保険料が引き上げられていることがデフレを一層ひどくしている中で、国や多くの市町が税収の大幅な落ち込みで苦しんでおりますが、弥富市は23年度の税収は75億円を超え、旧町村時代を含めて最高の税収となり、1人当たりの税収では、一宮市や江南市の市税と地方消費税を含む国などからの8つの交付金、地方交付税とその不足分を補てんするための臨時財政対策債の1人当たり合計額を超えるものとなっておりますが、その増収の一つの要因が、子育て支援制度の充実によって、働き盛り世代の定住が進み、個人市民税の落ち込みが他の市町に比べて少なくなっていること、個人市民税と法人市民税の減少を上回る固定資産税の増収にも大きく寄与していることです。

個人市民税では、平成17年の9市の比較では、9市というのは合併した町村の現状で、17年度の9市の合併後市町村は全部統合した計算をしておりますが、9市の比率では、弥富・十四山の合計で4位、金額では平均額を下回るものでしたが、23年度の見込みではトップの岩倉市とほぼ同額で、1・2位を争う状態となっております。

固定資産税は、景気後退のもとで苦しむ平島の区画整理事業などを子育て世代の流入が支え、全市的にも2世代住宅への建てかえなどが進んでいます。市街化区域農地の相続税対策としての子育て世代の増加に伴う人口増加が、賃貸マンション等の経営の下支えの力となっております。

税収を支えている固定資産税で見ましても、18年度以降の臨海部の企業立地によります税収の増加分の合計は、名港管理組合が企業に貸与している土地の固定資産税相当額として交付してくる分も合わせて、累計で17億5,000万円となりますが、これは基本的に直近の増加している分の合計額であります。

一方で、この間の家屋や工場等の設備の古くなったことによります減収分等を差し引いた固定資産税全体の増加分が約31億7,000万円あることを考えますと、臨海部以外の固定資産税の増加分が臨海部での増加を上回っていると考えていいと思います。

未来への投資として進めてきた子育て支援が、人口や子供の減少を食い止めるだけでなく、町の活性化や税収の向上にも大きな役割を果たしております。24年度は、16歳未満の年少扶養控除の廃止によりまして、市で子育て世代の市民税が1億2,000万円負担がふえることに

なっております。24年度保育料は、市民や議会の強い要請もあり、経済状況等も考慮されて、最終的には市長の決断によって保育料の値上げが中止されましたが、国の施策は子育て世代をさらに苦しめるものとなっております。幸い、弥富市は白鳥保育所の改築計画が進められるなど、学校・保育所の施設は当面の需要を十分満たす整備が終了することになります。この間の子育て支援が果たしてきた役割、位置づけ、子育てするなら弥富でというイメージをさらに発展させる市政活性化の役割をきちんと評価して、市の総合計画の中でも正しく位置づけていただく。とりわけ、保育料の値上げ問題やこうした問題を十分考慮しない中で、しかも税源移譲が行われて、以前に1億5,000万円ほど、国と県の運営費負担金がなくなったわけではありますが、税源移譲で最初の年に3億9,900万円ほどの移譲があり、現在では私は税収が減っておる中でふえておるといのは仕組みから来ておることだと思っておりますが、不思議に思っておりますが、5億円を超える税源移譲があることもありまして、こういう問題は中止された保育料値上げ案の提起のときには十分検討されずに行われたわけではありますが、こういうことも含めてきちんと、今弥富市の子育て支援がまちの将来や地域の将来、ひいては国の将来に果たしている役割を改めてきちんと評価をしていただいて、今後の保育行政を進めていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に、保育行政につきまして御質問をいただきました。私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

保育行政の中で、3つほどの課題があるかなあというふうに思っております。1つは、先ほど所管のほうからもお話をさせていただきましたけれども、保育士のあり方でございます。保育士の仕事が非常にタイトで、厳しい状況にあるわけでございますけれども、そういった形の中で、少なくとも臨時保育士というものを採用しながらやってきてはおるわけでございますけれども、なかなかその臨時保育士の採用につきましても思うようにいかないのがきょうこのごろでございます。

ハローワークであるとか、さまざまな形で、あるいは先輩の保育士さんのほうにも直接お電話をさせてながら、その臨時保育士に対して採用の確保をという形で考えておるわけでございますけれども、大変厳しい状況でございます。

こういった状況におきましては、来年度、平成25年度の保育士の採用に当たりましては、当初計画したよりも少し増員計画をしていかないと、なかなか臨時保育士があてがわれないというようなことに対して考えておるところでございます。これからしっかりと精査をしながら、保育士の増員計画を立てていきたいと思っておりますのが1つでございます。

それから待機児童というか、幼児をゼロにしていきたいということは、かねがね私としても、三宮議員等々の御質問に対してもお答えをさせていただいております。

そういった形の中で、一方では看板として、子育てするなら弥富でということを行っている以上は、待機乳児があってはならないということにも、裏腹の関係として持っているところでございます。そうした形に対して、これからも一生懸命努力していきたいというふうに思っております。

この辺のところにおきましては、ゼロ歳児ということに対して拡大をしたものですから、そのところに集中しているということが一つの要因としてあることもつけ加えさせていただきます。

それから保育料金の問題でございます。先ほど三宮議員のほうからは、さまざまな税収という形の中でも御質問いただきました。

確かに今、税収、ことし4月の段階では、23年度におきましては102%ほどの税収を納めさせていただくところでございます。しかし、唯一前年を下回っておるのが個人市民税でございます。個人市民税につきましては、やはり経済的な不況感、あるいは個人の所得が伸び悩んでおるとということに対して強く思っておるところでございます。このことが回復しない限りは、保育料という問題に転嫁することはなかなか厳しいなあと思っておるところでございます。平成25年度におきましては、一たん平成24年度と同様に据え置きを考えていきたいというふうに思っております。

しかしながら、三宮議員御指摘のとおり、今、保育行政の中における財政は、歳入と歳出のバランスが大きく崩れておることも事実でございます。三位一体改革のところから、私どもに対する補助金が大幅に減額になってきているということで、先ほど説明があったとおりでございます。しかし、そういった形の中で、私どもとしては税収を確保しながら、子育てという分野において大きな柱づくりをしているわけでございますので、平成25年度は現行のとおりでやっていきたいというふうに思っております。しかしながら、これは協議を重ねることによって、保育料の改正という問題につきましても、経済の復興のあり方ということにつきましても、よく検討しながら今後の課題にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そういうようなことで、弥富市の保育行政が後退しないように、議員の皆様のお力添えもいただきながら頑張っていこうというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） そのバランスということと言いますと、一番大きい問題はやっぱり国の税源移譲で、直接保育所の建設費や運営費の補助が公立の場合なくなったという問題があるんですが、愛知県の多くの市町は、ほとんど税源移譲分なんかとっくに吹っ飛んでしまっておるわけですね、税の減収で。弥富は、西部臨海工業地帯があったことも、要するに企

業立地の問題があったことでもあります。結構個人市民税の落ち込みは、9市の中で一番少ない状態だとか、あるいは固定資産税がふえる背景、あるいは平島などの区画整理、これは景気が後退する中でやったことですから非常に大変だったんですが、やっぱりこの子育て支援でたくさんの方が来てくださったことが大きな力になっておりますので、総合的な問題としてとらえていただくというんですか、東京都の江戸川区だったと思いますが、子育て支援では、あそこなんかとは財政状況が違いますから比較はできませんが、びっくりするような支援をやって、東京都の中ではずば抜けた子供の数の増加を図っておるんですよね。そういうことも含めて、ぜひこの問題は、バランス問題に限定せずに、市の活性化の中で果たしている役割と未来への投資ということも含めて、引き続いて御検討いただくことを強く求めて、この質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、障害者や高齢者の暮らしの願いにこたえる支援をとということで、幾つかお尋ねいたします。

病気や経済的な理由を主な原因に、毎年3万人を超える人々がみずから命を絶つという、他の先進国に例を見ない極めて異常な状態が、貧困と社会的格差がますます広がることとあわせて続き、ハンディを持つ人々のセーフティーネットがますます強く求められております。

弥富市では、4月1日現在で、身体障害者手帳と療育手帳、精神障害者福祉手帳の発給を受けている方が、先ほども1,800名近くあることが報告されましたが、またもう一方で介護保険の要介護認定と要支援認定を受けている人を合わせますと、こちらも、当然重複はあるわけではありますが、1,437名となっております。介護保険加入者のうち、本人も世帯もともに非課税の人が約18%、1,700名を超えており、他の所得と公的年金も合わせて80万円以下の収入しかない人が1,000人を超えておりますが、そのうちの90%を超える人々は生活保護を受けずに暮らしております。

健康で文化的な最低生活の保障、市民の命と暮らしを守るという立場から、必要な支援が行われるかどうかは、ハンディを持っている皆さんにとって死活問題となっております。

必要な人に必要な支援が行われることを求めまして、幾つかの点について具体的にお尋ねをいたします。

初めに、ことしの4月から障害者の皆さんのタクシー利用券が、利用者の皆さんや議会ともほとんど協議もなしに、自動車税の免除かタクシーチケットの選択制に変更されたことについてお尋ねいたします。

もともと自動車税の障害者減免とタクシーチケット制度は、独立したものであり、移動障害のある方は部位1カ所で6級以上の身障手帳のある方は、本人の車で本人が運転される場合には認められるものでございます。また、一定以上の重い障害がある場合には、障害者本人の所有の車で、同居の家族等が運転する場合に認められている制度でございます。

タクシーチケットは、それぞれの市町村で基準を決めて、ハンディを持っている人の移動手段を保障するためにつくられたもので、海部地区や西尾張地方では併用が今でも主流となっています。特に家族が運転する場合は、毎日、あるいは勤務している場合には、家族が昼間の通院などに移送することはほとんど不可能であります。また、現在のチケット利用状況を見ましても、22年度の利用数は、対象の障害者の方で考えますと、1人11枚程度の利用でありまして、そんなに過大なものではありません。ハンディを理由に日常生活や社会活動に健常者との差別をなくするという制度の趣旨から考えるなら、諸事情で自動車を利用できない人々や、駅や公共施設から当市の状況で大変離れている十四山だとか鍋田地区、こういうところの人たちに対しては割り増し交付をすることが強く望まれるものでございます。また、利用していた人に不利益が生じるような改正につきましては、事前の十分な調査と説明が行われて、納得の上で行うべきであります。まずもとに戻して、改善の協議をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つは、介護認定を受けている皆さんに年間24枚の高齢者タクシーチケットを交付しておりますが、これはつくられた経緯から、通院の支援ということで、通院支援に限定されております。しかし、年間24枚ということだとか、あるいは中にはもう身体障害者手帳を持たない重度障害の方が180名も市が認定をしていると、税金の控除の関係でね。そういう状況を考えて、少なくともこの人たちの利用については、そういう通院のみに限定せずに、障害者タクシーと、数が少ないこともありますので、似たような支援をして生活の質を少しでも上げていただくということについて、そういう方向で頑張ってもらいたいことが必要だと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

心身障害者福祉タクシー料金助成についての御質問でございますが、この事業は平成21年度から新たに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、平成22年度からは自動車税の減免を受けていない方には交付枚数を年間48枚に増加するとともに、利用可能枚数を1回の乗車につき2枚まで利用可能とするなど、皆様に利用していただきやすいよう見直しを図ってまいりました。しかし、今年度より自動車税の減免を受けている方は対象外とさせていただきます。その理由といたしましては、先ほど議員さんおっしゃいましたが、自動車税の減免は身体障害者が所有し、その障害者自身が運転使用する自動車、それから身体障害者などが所有し、専らその身体障害者の方々の通学・通院などのために生計を一にする方が運転する自動車を対象でございます。よって、自動車税の減免を受けておみえの方につきましては、障害者の方の移動手段である自家用車を所有されておまして、専ら障害者の方のために使用する目的で自動車税の減免を受けておみえであり、いわば既に減免という形で、行政

より移動支援を受けておみえになるわけでございます。この方から、今年度より対象外とさせていただきます。

市といたしましては、タクシー料金助成事業のほかにも心身障害者扶助料、精神障害者給付金など市の単独事業もございます。支給額は、他の市と比較をいたしましても充実していると考えております。また、市の支援といたしまして、子ども医療や配食サービスなど市独自の事業を充実させておりますので、自動車税の減免を受けてみえる方を対象外としたことにつきましては御理解をいただきたいと思っております。

なお、高齢者等福祉タクシー料金助成につきましては、現在は医療機関に治療のための通院に限られておりますが、平成25年度からは見直しをさせていただく予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮十五郎議員。

5番（三宮十五郎君） タクシーの利用の場合、身体障害者の方はいろいろハンディを抱えておりますから、例えば本人が自動車税の減免を受けている場合でも、調子が悪ければ当然、免除しておっても利用できない場合もありますし、ましてや先ほども申し上げましたが、家族が運転するという場合に、実際に家族の方が勤めている場合、昼間の利用なんていうのはほとんど不可能ですね、現実の問題として。しかも、使われる割合が、全部の対象者に比べても、先ほど課長がおっしゃられたように、改善して、使いやすいようにということである配慮いただいても、せいぜい平均すると、22年度の実績が11枚程度ということから考えますと、理屈の上ではどちらか受けておるからいいだろうというんですが、そういうふうにはいかないところがあるということについても、十分、この点についてはほかの質問がありますので繰り返しますが、例えば足の関節の1つがふぐあいがあって、正座できない程度で、歩行には全く関係ない場合でも、下肢の場合は6級の手帳が出ますから、この場合は自分で運転するということが使えるわけですので、同じ制度じゃない関係もありますし、さっき申し上げましたようなハンディのある人たちが利用するということが言うと、やっぱり困ったときにサポートする仕組みというのは残していくべきではないか。特に海部地区では、完全に併用が主流ですよ。ここについてもよく御考慮いただいて、御検討いただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、身体障害者手帳が入手できないために、必要なサービスから除外されている問題を解決することについてお尋ねいたします。

深刻な医師不足や制度の不備から、身体障害者手帳の取得のための診断書を書いてもらうことができず、必要なサービスから除外されている人が少なくありません。医師不足と障害者手帳取得のための診断書は、診断にかなりの時間がかかるにもかかわらず、病院の収入は3,000円前後という診断書料だけでございますので、とてもどの病院にとっても、私も知り

合いの開業医のドクターに何とかということで相談してみたんですが、予約をしていただいて、余裕があれば受けるけれども、とても、日常的に来られたら、私たちの仕事みんなできなくなりますというような状況があります。したがって、ずうっと、これは弥富だけじゃなくて、この周辺の医療機関、大手も小さいところもみんな同じような問題を抱えております。

弥富市の場合、23年度の確定申告のために、介護認定者のうち重度障害に相当する1・2級相当の特別障害者手帳と、それ以下の普通障害用の証明書につきまして、1・2級の手帳を持っている人は必要ではありませんので、名簿でわかっているからです、それを除外して780名の方にこの税金の控除のための証明書の発給について照会をしたところ、460名の方から申請があり、160名が特別障害者1・2級相当で認定をされ、289名が普通障害の証明書の発給を受けております。前年もその前も、ずうっとこのところ同じような状態が続いておるわけでありましたが、やっぱり最大の理由は、今の医師不足、それから費用が極端に安いということがネックになっております。

身体障害者手帳があれば、3級の人は保険対象の医療費が無料になり、障害の内容によって、国だとか県だとか市から、または両方から手当が支給されますが、こうしたサービスから除外され続けております。特に所得の低い人々にとって、こうした条件下に置かれているのに、診断書を書いてもらえないためにサービスから除外されるというのは、これも本当につらいことであります。ぜひ次のことについてお考えいただきたいと思いますので、幾つかの項目でお尋ねさせていただきます。

せめて、各医療機関には、現在治療中や手術の後の患者については、可能な限り障害者手帳のための診断書を書いていただけるよう依頼をしていただくこと。それから、行くのが大変なんですけど、熱田の健身会館で、今やっているかどうかちょっと私も確信がありませんが、ここで曜日を決めて、障害の部位ごとに手帳を発給のための診断書を書いていただく、こういう事業がされているようでございますが、江南市などは社会福祉協議会の車でそういう該当者を送迎して、手帳の受給をしてもらうということもやっておりますが、こういう県のサービスが活用できる余地があるかどうか、確認をいただきたいと思います。

それから、なかなか今の状態、私はすぐに解決できないことだと思いますので、市町村の介護認定の証明によって、例えば障害者の医療無料制度につきましては、県と市の共同の制度でありますので、双方が認めれば障害者医療の無料制度に取り入れることができますし、それから自動車税等につきましても、県と町の制度でありますので、私はこれは県と市がその気になればできるのではないかと思いますけど、県の制度として、この障害者医療など、あるいは障害者サービスの無料制度の中に、こういう状態がずっと続くという前提なら、組み入れていただくような協議をしていただくことが必要ではないか。それができない場合、例えば弥富市の場合につきましては、精神障害者福祉手帳の1・2級だとか、それから自立支

援医療の対象の人につきましては、後期高齢者医療制度では、これは市の単独の無料制度に今していますよね、後期高齢者医療制度の方については、そういうことを考えると、せめてこの精神障害者福祉手帳の1・2級相当の方については、後期でない方も市の無料制度に組み入れていただくこと。

あるいはもう1つは、行政のほうはいろんなデータを持っていますが、例えば介護で寝たきりの人たちが国の特別障害者の手当の対象になるかどうかは、本人たちは全くわからないわけですよね。そうすると、市のほうでそういうことが該当だと思えるような方については、ぜひ調査をしていただいて、在宅の方は多分対象になると思うんですよね。そういう情報提供をして、必要な措置をとっていかとか、特に県が65歳以上の新たな重度障害の人を除外している中で、国の制度に該当する人が利用できれば、これはまたその人たちにとっては大変大きな助けになりますので、そうした問題について、市として今どういうことができるか、どういうふうにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 三宮議員の御質問にお答えします。

1点目の診断書の依頼につきましては、診療機関のほうへ依頼をかけたいということで考えております。

また、診断書を出していただけるかとの2点目の御質問につきまして、制度につきましては現状としては確認しておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目の、要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書が交付された方に福祉医療制度の適用ということにつきまして、この障害者控除対象者認定書は、高齢者の所得税法の取り扱い及び高齢者の地方税法上の取り扱いに基づく要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書であり、要介護度及び認定調査員の調査票によるものでございます。

障害者福祉法による福祉の措置は、一定程度以上の障害を有する者に対して行われており、個々に措置を行うに当たり、あらかじめ障害の程度を認定し、障害者手帳が交付されています。

また、診断書の発行につきまして、海南病院のほうへ確認しましたところ、海南病院が発行する診断書につきましては、患者から申請があれば、2週間をめぐりに発行するとのことでした。ただし、症状が固定していない場合は、症状が固定してからになるとのことでした。

福祉医療制度につきましては、現行医師の判断に基づく手帳の等級等により適用しており、市独自の障害認定による給付は考えておりません。御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 口ではいろいろきれいごとで幾らでも言えるんですが、事態はそんな



な状態では全くない。だから、寝たきりやいろんな人たちがみんな障害者の診断書を書いていただくことができない状態。例えば20年の制度が変わる前に、そういう大きい病院で、糖尿病で足を切断した人が身体障害者手帳を書けていただきました。しかも、御丁寧に、糖尿病の担当の内科医と書いて、肢体の整形と両方の医師が印を押して、今のその人の切断の部位だけでいくと4級なんです。ところが、えそで切断したわけですから、補装具なんかつけられませんからね。片足で立てない場合は身障2級になるんですね。それを4級と書いて送る。県のほうは県のほうで、何の不信も持たずに4級を認めて、4月以降に私どもはその診断書を見せていただいて、これはおかしいといって別の医師にお願いして書いていただいて送ったら、即2級になるわけですよ。だから、本当に、私のところへ来たってまともな診断書はとて書けませんよと言っておるとしか考えられないようなことが現実に行われております。足の悪い人が、せめて病院の直近の駐車場にとめたいということをお願いしたら、きょうはどこの駐車場にとめてきたと聞いて、それだけ歩いてこれるなら、とて診断書は出ませんというんですが、全く違うんですね。

今言ったように、わずか1時間か、場合によっては1時間半も検査したりでかかることで、3,000円ぐらいしか病院に収入がないことをやっておったら、今の時期に病院としては仕事できないんです。だから、この問題は、私は当面解決せずにはずうっと続いていく問題であって、そうしたら愛知県と市が共通の制度でありますので、ここで協議をして、愛知県と市が決める。国の補助金をもらっておるわけじゃないわけでしょう。あるいは弥富市の上乗せ制度にしたって、市が独自で判断してやっていることですよ。だから、そういう問題として考えないと、解決できればいいですよ。私は、この問題は当面解決できないと見ています。そんなに今のドクターの状態が余裕があるなんてとて考えられませんし、そんな3,000円や5,000円の診断書で病院が受けるとも考えられません。

そういう状況だということをよく御理解いただいて、対応していただきたいと思いますが、ちゃんと海南病院なり何々の病院が言っておるといことで済む問題ではないと思いますが、その辺の御認識はいかがですか。

議長（佐藤高君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 現状といたしまして、福祉医療としまして、市単独部分、子ども医療、それから後期高齢者福祉医療、精神障害者医療につきまして、子ども医療につきましては現行の形で、後期高齢者福祉医療につきましては、確かに手帳でなく、やっている部分がございます。それは、あくまでも医師の診断書ということでやらせていただいております。当然、精神障害者医療につきましても同じでございますけれども、そういう意味で現行としては医師の診断、もしくは手帳ということで考えさせていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 制度の不備で同じような障害を持っている人たちが、しかも1人2人でもいかんのですが、相当大量にそういう状況に置かれているという状態は、私は市にとっても県にとっても重大な問題だと思うんですよね。だから、このことについては、ぜひ一度本当に実態についてもきちんと御調査をいただいて、そして本当にそういうものであれば対応をお願いしたいし、それから特に国の特別重度障害の手当ですね。これについて、私は寝たきりの人たちというのは、ほとんど該当するのではないかと思います、その辺は実際の現在の受給者の状況等から見ていかがでしょうか。ちょっと具体的に御答弁は課長のほうからお願いしたいと思いますが。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

寝たきりについては、税法上は特別障害者扱いということになっていると思います。それで、三宮議員の言われる障害者控除認定書に基づいて障害者認定をするよということにつきましては、私ども行政の判断では、見ただけでわかる場合もありますし、体の中のこともございしますので、判断がつきにくいことが多々ございしますので、やっぱりこれは医師の証明に基づく証明が必要かと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしておるのは、今の介護を受けている寝たきりになっているような人が、国の特別障害の対象になる状態の人があるのかなのかということをやっと、実際にわかっておる方からお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長、時間がありませんから、簡潔にお願いします。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） お答えいたします。

私ども介護高齢課のほうで、申請に基づき、普通障害と特別障害の控除証明を出させていたいただいておりますが、これは今私どもがその基準としているのは、出現率というものをデータの的にとりまして、それに基づいて特別障害と普通障害の証明を出させていたいただいております。ということでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 全然質問の答えになっておりませんので、私がお尋ねしておるのは、常時介護を受けるような障害の状態にある人については、特別障害者手当が出るというふうになっておりますが、その具体的な中身については私たちはわからんものですから、弥富でも何十人という方が毎年受給しておるわけですが、寝たきり老人の人たちが対象に、その障害の程度にもよると思うんですが、基本的になるのかどうかということについては、どなたもおわかりになりませんか。

議長（佐藤高清君） 時間ですので、最終答弁にします。

民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） その件については、再度確認いたしまして、後ほど報告させていただきます。

5番（三宮十五郎君） では、時間が来ましたので終わりますが、非常に大事な問題ですので、現状をきちんと把握していただいて、市の判断を求めたいと思いますので、ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は4時から行います。よろしくお願ひします。

~~~~~  
午後3時50分 休憩
午後4時00分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いいたします。

15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、服部市長の政策展開の進捗状況検証について、順次質問してまいります。

服部市長の政治姿勢、政策展開を問うとき、3月議会でも述べたように議会での質疑、提案のみに終わることのないように、常にスピード感と決断力による取り組み状況、進捗状況、すなわち実行・実現状況を議会として常に厳しく見詰め、チェック、検証していくことが最も重要であると思うのであります。

今までにも、議会での質疑だけで、取り組み、実行が進んでいないことがよくあり、私の質問、政策提言に対しても、市長の答弁には説得力がないことがよくあり、私の質問、政策提言に対して、言いわけ、言い逃れとしか受けとめることができないようなこともあり、お互いに不信感の一つにつながっていくように感じておるところであります。

このような状況を真摯に改め、有言不実行ではなく有言実行、実現を求めていかなければ弥富のためにはならないと考えるのであります。そのため、同じようなことを質疑しているように見られるかもしれませんが、私の政策提言は、弥富市、弥富市民にとって重要な政策であると確信をいたしておりますので、正しく進捗状況をチェックして、一つ一つが着実に実行、実現していくようにしたいと思います。そのような観点から、昨年度の議会を初め本年3月議会における質疑、提言した課題内容を中心に市長の取り組み姿勢、進捗状況をチェック、検証し、実行、実現に向けてお互いに努力してまいりたいと思っております。

そこで、まず最初に土地改良団体の改革問題の取り組みについて質問をいたします。

先回、時間がなく十分議論することができなかつたために、農家の過剰な経費負担軽減問題の本質について議論をしたいと思ひます。

まず、農家の経常経費負担が大きい根本的な原因については、市長もおよそ御理解をいただいたとは思ひますが、どのように受けとめておられるか、再度、最初にお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清水君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問について、お答えを申し上げます。

前段から、いろいろ御指摘をいただくわけですが、行政、私どもが担当させていただき政策の実現、あるいは実行ということに対しては、さまざまな分野にあるわけですが、それが民生事業であったり、あるいは教育事業であったり、開発事業等々でございます。そうした形の中において、私も今まで市民との協働という精神のもと、議会の御承認をいただきながら、一つ一つその課題を職員ともどもクリアしてきたところでございます。

佐藤議員に対して申し上げるまでもなく、行政の政策課題の実現というのは、時間をかけなければできないような問題、そしてまた、時間をかけてもなかなかできない、進まないというような問題もあるわけでございます。そういった形の中において、さまざまな課題において御理解をいただければというふうに思っているわけでございます。決して、その状況の中で、言いわけを言っているとか、言い逃れを言っているということではございません。そういったことに対してお言葉をいただくならば、いささか私といたしましても不快感を感じるところでございます。

佐藤議員、今までの政策提言は、重要な政策であることは私も思っているところでございます。そして、最初の土地改良の問題につきまき経常賦課金が高いということにつきまきしては、今現在、さまざまな経常賦課金、排水賦課金、あるいは用水の賦課金等々で10アール当たり7,112円という形になっております。この問題につきまきしては、農業の環境が極めて厳しい状況の中、あるいは米価という問題がなかなか厳しい中、この経常賦課金の問題につきまきしては、一考を要していかなきゃならないということについては同感でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清水君） 佐藤博議員。

15番（佐藤博君） 大体理解をしていただいておりますけれども、その取り組みについては、私はスピード感を持ってやるのが大事だと。最近、市長もスピード感ということをよく言われるようになったわけでありまき。

そこで、先回、排水負担金20%減額したと答弁をされましたが、20%は結局、市の予算で肩がわりをしただけではありまきませんか。これは根本的な解決にはなっていないと私は思うのでありまき。

排水事業関係には、一般排水事業と、ゼロメートル以下の弥富市のような排水対策事業としての地盤沈下対策事業とか湛水防除事業等、いろいろな事業がありますが、これらすべての排水事業は、農業者だけの問題ではなく、弥富市全体の問題であり、直接弥富市が対応すればよい事業であると私は確信をいたしております。

土地改良団体の主たる目的、事業は、農業生産基盤の整備及び開発であります。本来の基盤整備事業は終わっていても、私が以前から指摘してきているように、土地改良団体には旧態依然とした多数の職員がおり、その職員に対する給与、退職金積み立てなど、過剰な経費負担が課せられているのであり、これが問題なんです。これをどうするかということが、私はスピード感を持って対処することでなければならないと、このように思っております。

市街化区域の区画整理事業においても、事業が終結すれば組合は解散をし、その後は市が直接維持管理しているのであります。現在、土地改良団体が行っている業務、土地改良団体がなければできない業務とはどのようなことが、具体的に示していただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良事業における趣旨、目的ということにつきましては、佐藤議員が申されたとおりでございます。農村、農業の整備基盤事業を主たる目的としているわけでございます。

その事業が終わったというふうな解釈をしていただいているようでございますが、私は決してそうではないというふうに思っているところでございます。何も問題をすりかえる意思はございませんけれども、昨年3月11日東日本大震災を一つの教訓として、国を挙げて防災・減災ということに対して対策が講じられているところでございます。政府もことしに入りまして、国の4次補正という形の中で800億の補正予算を計上したところでございます。これは、新しい政権にとって初めてのことでないかというふうに思っております。いわゆる土地改良事業ということに対する防災・減災が非常に重要だと、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業等々が非常に重要だということが改めて見直されているというふうに思っているところでございます。

愛知県には、その800億のうち40億が参りました。そして、平成24年愛知県の予算といたしまして140億計上されておるわけでございますので、平成24年度の合計は180億の予算で、土地改良事業が県のほうの予算として来ているわけでございます。これは平成21年度、新政権が入る前の予算と同額というような状況でございます。そうした形の中において、私どもといたしましても、伊勢湾台風から五十数年を経過し、整備された用水・排水施設の老朽化が目立つところでございます。そういう状況の中において、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業というのを国費、県費という形の中で助成をいただきながら、しっかりと基盤整備をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

市では、鍋田土地改良区、弥富土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区という形の中において、湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業を実施しているところでございます。土地改良事業でないとなかなかできるものではないというふうに確信をしているところでございます。

これらの事業におきましては、農家の皆様にも同意をいただき、そして各土地改良区の申請による事業でございますので、ある意味では県営の各事業として実施いただいているところでございます。今後、ゲリラ豪雨であるとか、あるいは自然災害という市民の皆様のご生命、財産を守る上において大きく貢献していかなくちゃならない、整備事業を進めていかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

具体的な事業につきましては、開発部のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

土地改良区が行っております業務、事業について御説明をさせていただきます。

土地改良区につきましては、土地改良事業計画定款及び規約の定めによることによりまして排水施設の新設、改修及びかんがい施設の改修、並びに維持管理等を行っております。

また、このような施設につきましては、改修等事業において、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区におきまして、県営湛水防除事業、地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業等が実施されております。

今年度におきましては、まず最初に湛水防除事業でございます。鍋田2期地区におきまして排水機場の更新、新孫宝地区におきまして排水機場の場内整備、大神場地区で排水機場の工事を行っております。

続きまして、地盤沈下対策事業におきましては、木曾川用水地区・稻荷末広地区での用水路の改修工事。

3つ目といたしまして、緊急農地防災事業におきましては、鍋田3期地区で排水路改修のための測量調査設計、稲元地区におきましては排水機場の更新。

4つ目といたしまして、特定農業用管水路特別対策事業でございます。通称特特事業と申しておりますが、これにつきましては、本部田南地区での排水路の改修、狐地三好地区での測量調査設計を予定しております。これらの事業につきましては、土地改良法に基づきまして、農家の皆さん方の同意をいただき、土地改良区の申請により事業を行い、愛知県において県営の各種事業を実施していただいております。それと、弥富土地改良区を初めそれぞれの土地改良区におきましては、単独土地改良事業として、用排水機場の整備、排水路整備の事業も行っております。

土地改良区は、農業を営む上で必要な農業用水の維持管理や排水路の整備・管理だけでなく、混住化が進展しております当地区の農地や雨水、各家庭からの雑排水等を土地改良区に依存しているのが現状でございます。市民の皆様方の生命・財産を守る上で、大きく貢献していただいております。

また、社会情勢が大きく変化する中、農地や農業施設等は、食料の安定供給に欠かせない大切な基盤でもございます。美しい環境などの維持、また保全等多面的機能を有する大切な資源でもございます。今年度より市内43集落、14地区におきまして、農地・水保全管理支払交付金事業も行っております。

このように、地域の皆様とともに土地改良区が大きくかわり、地区の環境保全にも貢献していただいております。このように土地改良区は、非常に公共性の高い事業を実施する団体でございますので、現在行っております事業と業務について御説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） この予算が、たまたま農水省で土地改良区という形に編成されておるだけであって、これは一般の排水事業と同じようにやることはできないのかということです。私は、例えば市街化区域の中であれば、全部市が当然行っておるわけでありまして。ただ、国土交通省とか農水省とかというような予算区分が行われておるだけであって、市が直接、直轄でやったら別にいいわけじゃないかなと思うわけです。それぞれの地域において、それぞれの地主なり、それぞれの関係者に市が対応すればいいことであって、土地改良団体でなければできないというように限定することこそ、私は不自然ではなからうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議員のおっしゃることはよくわかっておりますが、ただ、現在の土地改良法に基づきまして土地改良区が設置されております関係上もございまして、こういった事業に対して、市も何らかの形で補助してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） それじゃあ、土地改良区がなかった場合にはどうするんですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 土地改良区がなかった場合についてでございますが、現在私どものほうは合併準備会というのを設立して、一日でも早い合併を望んでおりまして、再度作業部会のほうで検討させていただいて、いきなりなくすのではなくて、徐々に合併をして考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） それは、結局農家の負担軽減のために土地改良区の合併をして、職員数を減らしていくということでしょう。別に何も市が直接、直轄事業としてやっても私はいんじゃないかと思うんです。

そういう点で、私の考えておるのは、用水事業は受益者負担。したがって農家が負担をすべきであります。しかし、排水事業は農家だけの排水じゃないんです。全体の排水なんです。だから、私は市が直轄でやれば良いという考え方を持っておりますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 経常賦課金を構成する用水賦課金と排水賦課金があるわけでございますけれども、議員おっしゃるとおりで、排水に対する賦課金というのは市全体で今後は持つべきであろうという形の中で、昨年私は排水賦課金に対して20%の削減をさせていただいたところでございます。また、これは全体の予算との絡みがあるわけでございますけれども、平成25年におきましても、また再度検討していきたいというふうに思っております。排水賦課金というものにつきましては、生活雑排水も含めて、用水路にいろんなものが流れるわけでございますので、市全体という形の中での考え方については賛成をいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 大体御理解をいただいたと思いますが、これからのあり方としては、排水事業は市が直轄としてやるべきです。湛水防除事業であろうと、あるいは地盤沈下対策事業であろうと、私はたまたまこういう事業が起こった経緯を知っておりますが、農水省の予算で始めたために土地改良団体ということでやってきたんです。今は時代感覚からして、市が直接やるべきだと思っております。

ですから、用水事業だけは、やっぱり受益者負担ということで考えていくべきだと私は思いますので、その点についてはおおむね御理解はいただいたと思いますので、用水関係だけでやっていただければいいと思うんです。

そこで、今、土地改良団体の合併問題について、開発部長のほうから3月の議会で合併問題の協議が行われるというように言われたわけではありますが、特に、今、土地改良団体の合併問題について考えるとき、それぞれの土地改良団体に多額の財産とか預金、特に今は転用決済金などの処理があるわけがあります。これが障害になって、なかなか合併が難しいというように私は理解をしておるところであります。特に、海部土地改良区においては、聞くところによりますと十数億円という転用決済金があると言われております。3月議会において、合併協議会ができると答弁がありましたが、このような問題等について、どの程度問題点の核心協議が進められているのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。



開発部長（石川敏彦君） お答えします。

以前にも御指摘をいただいておりますが、土地改良区の改革、中でも合併問題でございますが、3月26日に弥富・鍋田・十四山・孫宝排水の4土地改良区の合併準備会を立ち上げまして、規約の規定、合併スケジュール、合併に関する協議事項等の説明をさせていただいております。また、5月28日には、第1回の作業部会で部会長の選任、また合併に向けての作業部会検討内容の概要について協議がされました。

次回の作業部会でございますが、7月19日に予定して開催し、以後年6回ほどでございますが予定して、資料作成から統合整備に向けての検討会を行う予定でございます。この検討内容につきましては、維持管理計画の作成に伴う施設調書等の資料の収集及び整理、定款、規約等の作成、選挙区、総代、役員の定数の検討、組織及び運営に関する事務所の場所等でございますが、これらに関する事、経費の賦課基準に関する事、財産に関する事、職員、給料等の現状の把握、合併の方法、時期、その他合併推進に関する事等、合併に向けての課題、問題点は多いと思っておりますが、推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 大体合併の見通しはどの点に思っておられるか、その点について。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 合併の問題につきましては、これからそれぞれの土地改良区の団体、そしてまた土地改良区そのものの、それぞれの役員の構成がございます。そうした形の中で、しっかりと協議をしていかなきゃならないわけでございます。土地改良区そのものが芽生えた歴史というものも大変長い歴史があるわけございまして、そういった形の中において、時間もかかるだろうというふうに思っております。

しかし、農家の経常賦課金、そういった形の中での提言ということにつきましては、合併と同時並行的に進めながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。大変厳しい農業環境でございますので、経常賦課金のまず軽減ということも含めて、これを進めていきたいというふうに思っております。

今、具体的にいつまでに合併協議をするということにつきましては、そのスケジュールをしておるところではございません。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） これはスピード感を持ってやるべきことだと思っております。今、農家の方は、もうからん、もうからんと言いながらも、経常賦課金が大変高いんですよ。だから、その経常賦課金を軽減するためには、合併をいかに早く進めるかの問題なんです。難しい、難しいという言いわけではなかなか進まんと思っておりますから、速やかにやるように。そし

て、もし合併が進まないようなことであれば、この土地改良団体への補助金も一部凍結してはどうかと、そのぐらいの覚悟で推進されることを私はまず要望として伝えておきます。

続いて、昨年の6月議会において私が示した各土地改良団体の職員数、農家の過剰な賦課金問題に対して、服部市長は、海部土地改良区の職員の人数について、非常に多いかなあというふうに思っております、これは議事録にも残っております、と感想答弁がありました。

服部市長は、海部土地改良区の理事であります。海部土地改良団体の職員の数、過剰な人件費、1反2,400円という過剰な賦課金問題等に対して、服部市長は海部土地改良区に対しての取り組みを示されたかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、多額な転用決済金の使途についての考え方、明確な方針を示されたかどうか尋ねます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海部土地改良区につきましての御質問でございます。

職員数等々におきます私の発言ということでございますけれども、確かに私はそのとおり、その御質問に対しては答えた記憶はしっかりしておるわけでございますけれども、そのときにもう少し、私として軽率だったのは4市1町1村というような非常に広域的な面積である、あるいは耕作面積におきまして5,000ヘクタールを超える耕作面積を海部土地改良区は管理していただいております。そうしたことにおいては、さまざまな事業を執行する上において、職員の数というのは必要であろうというふうに思っているところでございます。

しかし、その内容につきましては、それぞれが精査していかなきゃならないというふうにも思うわけでございます。正職員が必ずしも正しいということではないんじゃないかなというふうに思っております。この辺のところにつきましては、まだ自分の意見としても申し上げていきたいというふうに思っております。

そして、経常賦課金の問題でございますけれども、賦課金の問題につきましては、先ほども言いましたように4市1町1村という状況でございます。その中での弥富市は、一つの自治体ということにすぎませんので、こういったような問題につきましては、まず海部土地改良区の内部から、この賦課金についてのお話、協議がされるべきであろうというふうに思っております、私から申し上げることでもないというふうに思っております。

また、転用決済金の使途につきましては、石川のほうからお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、転用決済金について御説明をさせていただきます。

農地転用後に残った農地、すなわち農家の方々が負担を受けます土地改良施設費用等の負

担を担うために行うものでございまして、負担の公平さを図るために必要というふうにお聞きしております。

また、転用決済金の使途につきましては、海部土地改良区に確認しましたところ、転用決済金の管理運営規定がございます。これに基づきまして、転用決済金は特別会計において積み立てをし、必要に応じて一般会計へ繰り出し、事業費、負担金、運営事務費、施設維持管理費、償還金等に充当するというふうになっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 市長が、海部土地改良区の構成団体が非常に大きいわけで、内部からということですが、市長自身も海部土地改良区の理事ですよ。理事というのは、理事者側で運営者ですよ。そこが問題を取り上げなければ、どこが取り上げるんですか、これは。だから、理事であるなら理事として、弥富においてはこういう問題も出ておるんだから、一遍この海部土地改良区の経常賦課金、あるいは人件費というものについての検討が必要ではないかという提言をされてもいいんじゃないかと私は思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御意見として承っておきます。

経常賦課金という問題につきましては、それぞれの土地改良区が今大変厳しい農業環境という形の中でお考えをいただけるというふうにも思っております。そうした中で、私のほうからそういう発言はさせていただきますけれども、そういった形の中で協議の場があるかどうかにつきましては、この場では答えることができないというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） ぜひ、話題にのせていただいて、改革に取り組まなければ、だれも黙っておったんでは全然改革はできません。この問題についても、私は以前から農家の方々から言われておっても、なかなか言い出す人がなかったから、私は3年前からこの問題を言い出したわけです。真剣にひとつ取り組んでいただきたいと思います。

先日、庁舎改築等特別委員会で、みよし市と岩倉市を視察しました。岩倉市では、土地改良団体は解散したと聞いてきました。尋ねてみますと、私の考えていることと同様に、本来の事業は終わっており、農家の人件費負担が問題となり、排水事業等は市が対応することで土地改良団体は解散したとのことであります。ここと弥富市とは、多少は事情は違うと思います。排水事業は、弥富は非常に重要です。みよし市あたりでは、排水事業は弥富ほどは大きな事業ではないと思っておりますが、一応そういうようなことで解散をしておるんです。

今、方向性としては土地改良団体の解散、土地改良団体がもうなくなっているところもかなり出てきておるように、この愛知県だけではなくて全国的にそういうようなことも聞いておりますので、一応開発部長には事前に通告しておきましたが、大体調査をされたかどうか

お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

解散されている場所等につきまして、私のほうで確認させていただきまして、平成24年3月30日付で解散しました岩倉土地改良区、先ほど議員が言われたとおりでございます。事業が完了いたしまして、今後の計画もなく、土地改良区の事務局は市役所の中でございます。ということもございまして、現在は都市整備課の職員が兼務し、土地改良施設の管理はもともと市で行っていったというふう聞いております。また、賦課金の徴収につきましても、していなかったという経緯もございまして、解散に及んだというふうにお聞きしております。

また、ほかにも事例がございまして、岡崎市にございます葵土地改良区の解散が平成23年12月13日。続きまして、瀬戸市の鳥原土地改良区につきましては、平成24年2月8日に解散したというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そういうふうに、時代の傾向としては、土地改良団体が過剰な経費負担にみんなあえいであるということは事実なんです。ですから、弥富でも一遍に解散はできないかもしれませんが、将来に向けては市でやるという考え方でぜひ取り組んでいただきたいと思いますというわけであります。

ところが、私が一番問題にしたいのは、特にこの海部地区では、土地改良団体存続の基本的な問題として常に感じることは、選挙支援問題が見え隠れするということでもあります。農家の方々も、最近ではその点について矛盾を感じておられる方が多くなってきました。しかし、歴史の中で、選挙運動は予算とか補助金問題と関連がつけられて、もうからない、もうからないと言いながらも、土地改良の役員が認めたこと、頼みに来たことには反対できないという、仲間意識が強いというか、自分が役員になったときのことを考えてか、矛盾を感じていながら追従をしてやってきたという慣習が1つあるわけであります。

そこで、時代は移り変わったのであります。この海部土地改良団体を初め土地改良団体の本質にメスを入れなければ、農家の負担軽減には至らないのであります。私は、前から申し上げておりますように、最終的には土地改良団体職員は整理・清算をし、市の職員で対応するようにすることであると主張してまいりました。また、このことに対して、多くの農家の方々も、ぜひそうしてもらいたいという要望を私は聞いております。役員の方からも聞いております。しかし、前県議であり、現在海部土地改良区の理事長である浜田氏が、市の職員にしたら選挙に使えなくなると反対していたことも、この土地改良団体の役員の方から私は直接聞いたのであります。昨年の県会議員選挙にも浜田氏が候補者を擁立し、土地改良団体が中心になった選挙であったことは事実であります。また服部市長も、この選挙に奔走し、

以来、土地改良団体の支援を受けるように変わってきたとも言われております。

こうしたことを考えていくと、何がいいとか悪いとかということではなくて、やっぱり農家の立場に立った土地改良団体に変えていくことが非常に重要なことではないかと思えます。服部市長も、そうした点で、この選挙問題よりも市民、とりわけ農家の利益を優先にし、事業の終わった土地改良団体の改革に取り組むべきではないかと思えますが、その考え方が市長にあるかどうか、お尋ねをします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良と選挙というような御質問でございますけれども、いわゆる予算をつけるとか補助金を出すとかいう形の中で、その見返りとして後援会等々に対して政治活動をしているのではないかとございまして、私は、この佐藤議員の発言に対しては少し理解できないところがあるわけでございまして。

最初に言いましたように土地改良事業という、いわゆる農村農業整備事業というのが、国で考え、そして県で考え、それぞれの市町村の役割として、安心・安全の住民の財産・生命を守るという大きな大名目があるわけでございまして。そうした形の中において、さまざまな形で基盤整備事業を実行していかなくちゃならないということをまず原則的にお考えいただきたいというふうに思っております。

佐藤議員、首長の時代はいかがだったでしょうか。やはり土地改良事業という形の中での必要性をお感じになられ、そして、ある意味では政治連盟という一つの団体として、個人の立場ということも含めて選挙活動があったのではないかなというふうに理解するところでございまして。

私も、どここの団体に応援をしていただいて選挙をするということは、ある意味では選挙の常道であるということをおっしゃっているところでございまして。それは、組合活動が組合の候補者を擁立するのと基本的には同じであろう。どここの団体、どここの政治連盟という形の中で選挙をとる形の中においては、あるべきことであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、事業が終わったという形で土地改良をおっしゃっているわけでございましたが、最初にもお話ししたとおりでございます。国のほうが、いま一度防災・減災という立場の中で土地改良事業をしっかりと見直していこう、あるいは市民の財産・生命をしっかりと守っていこうということの中で、その必要性を説いているわけでございまして。そして必要だから、そこに予算をつけているわけでございまして。そういう状況の中で、私たちがこれからまだまだ基盤整備事業をやっつけていかなくちゃならないところがたくさんあるわけでございまして。御理解をいただきながら、私としては必要なところにはお金をつけていくという原則は変えたくありませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 今も申し上げたように、ここ20年ぐらいの間に土地改良団体の使命というのは随分変わったんです。昭和34年の伊勢湾台風後、約30年間、土地改良団体は非常に重要な役割を果たして仕事をやってきました。しかも、土地改良団体をつくったときには、当然行政が指導してつくってきたわけでありまして。

ところが、もう今では、ほぼその目的は達しておるということでありまして。ですから、今、私が申し上げておるのは、土地改良団体は、もう今では以前とは大きく違った状況にあるということ。これがまた、米価の問題や米の生産調整の問題や何かで農家の環境が大きく変わっておるんだから、その変化に対応するようにしてしっかりと農家の利益を守ってやるようにすることが大事なことだということをおは申し上げておるのであって、以前できたときには、恐らく行政と、特に政治家と土地改良団体が一体的であったことは事実であります。しかし、もう今ではそういう時代ではありません。その点だけをしっかりとつけ加えておきます。

さて、きょうも問題になりました土地の有効活用の取り組み状況について、ちょっと質問をしたいと思っております。

先日、私は土地の有効活用について、弥富市としてどのような地域をどのように活用すべきか、総合計画と関連して検討協議されてはどうかということをおは申し上げてきたわけでありまして、その後の経過、進捗状況について検討されたかどうか、その点について質問をいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の土地活用ということにつきましては、次の時代を担うという意味において大変重要なことでございます。私たちは平成21年度に、いわゆる西部臨海工業地帯の背後地といたしまして、八穂地区、そして東末広という形の中で、都市計画マスタープランをのせたところでございます。そういう状況の中で、私どもとしては西尾張ブロックの中での企業誘致という定めの中で、都市計画マスタープランを策定していったわけでございます。

昨年12月には、いわゆるアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区というのが愛知県知事から発表があり、川崎重工が企業として、そして弥富市が一つの自治体として認可されたわけでございます。こういう形の中で、私たちとしては、この土地活用という形については、次の弥富を担う中で大変重要な位置づけがあるわけでございます。話をしましたように、企業庁のほうへ二度足を運ばせていただきました。何とか企業庁の御努力によって、一緒になってこの土地活用をしていただけないかということで御相談に参ったわけでございます。そうした状況の中においては、午前中にもお話をさせていただきましたけれども、1つ

は、いわゆる昨年3・11の東日本大震災という状況の中で、新たな造成をしていかないとなかなか土地として利用できない。そしてもう1つは、耕地という形の中で、農業振興地域ということの中で、農地法を外すという形については、極めて厳しい状況にあると。

しかしながら、これも県の具体的な今後のさまざまな航空宇宙産業に対する考え方、そういったことに対してもお話をさせていただきながら、この計画について進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 午前中に平野議員から質問があって答弁されておりますので、重複は避けたいと思いますが、私は、南部地区だけでなく、北部地区でも、特に市街化の隣接したところにおいても、この前の3月議会で申し上げたとおりです。ですから、できるだけ、今の耕作放棄地、こんなものが多いようなことでは、弥富市として大変恥ずかしいことだと思いますので、そういうようなことがないように活用することを真剣に考えていくべきだと。そのためには、私は前にも申し上げたように、ひとつ新しい市街化区域に編入をしようとするようなところについての今の固定資産税の減免措置とか、あるいは市街化調整区域でも活用ができるように整理されるまで5年間なら5年間、減免措置をとるとか、そういうようなことが非常に重要でないかと思っておりますので、その点について検討はしていただけるかどうか、再度お尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 議員の御質問にお答えをいたします。

市街化区域に隣接している地域で、新たに区画整理など都市基盤整備を進め、市街化区域に編入しようとする場合、あるいは市街化区域に編入できなくても、開発して市街化区域のように土地が有効に活用できるようにした場合には5年間固定資産税の減免措置をとり、その間に有効に活用できるようにしていく考えということでございます。

また、土地活用を促進するために、新たに固定資産税の減免の条例制定との御質問でございますが、市街化区域に編入されれば、農地の課税につきましては、議員御存じのように特定市街化区域の宅地並み課税を平成24年度から実施をいたしておりますので、それに基づきまして軽減率を用いて軽減措置が講じられますが、編入されなければ軽減措置はありません。なお、企業立地奨励措置などの観点からではありますが、他市町村にては、新たに事業所を新設した場合に、いろいろな適用要件がすべて該当した場合、固定資産税の課税免除の適用を行っている自治体がございます。

また、弥富市といたしましても、弥富市企業立地の促進に関する条例による交付奨励金によりまして、新たに立地する企業に対して固定資産税相当額の奨励金を交付しておりまして、有効活用のために、新たな固定資産税の減免の条例制定につきましては、今のところ考えて

おりませんので御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 時間がありませんので簡潔にいきます。

できれば、そういう土地活用の有効活用をするために、やっぱり政策として条例等を作成していく、これはもう西部臨海工業地帯等でやったわけですから、それに類してやることは必要だと思いますので、こういう問題については、今後また議論をしていきたいと思います。

続いて、私は昨年9月議会において、現状の市街化区域内の整備が進まない市街化区域の拡張は不可能であり、特に前ヶ須東勘助地区の現状について、弥富市の責任をただしたことに対して、市長は次のように答弁をしておられます。

土地区画整理事業は、減歩率が高くなるので難しい。しかし、市としてはこのままほうっておくわけにもまいりませんので、この状況を注視し、先日、私もこの地域をしっかりと見させていただきました。これからは、地域に配慮した低未利用地の宅地化に向け、公共下水道、あるいは道路の開業等を進め、前ヶ須地区の基盤整備に努めたいというふうに考えておるところでございます。現状では、なかなか区画整理事業を進めることは難しいということを再度申し上げて答弁いたしますというような答弁がございました。

そこで、市が、現在東勘助地区において道路整備をされているような事実は一向に見当たりませんが、市長の答弁のような市としての基盤整備、とりわけこの道路整備が進んでいるのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

前ヶ須東地区の基盤整備ということでございますけれども、弥富市の事業としては行っておりません。

この地区の基盤整備、特に道路整備におきましては、やはり議員言われますように民間による宅地開発事業で実施されている状況でございます。この場合ですけれども、やはり開発事業ということで、愛知県の許可が必要ということで、愛知県の指導を受けながら開発基準に照らしまして、道路の配置や道路幅員等につきまして、弥富市と民間事業者と協議を進めまして整備を進めているところでございます。

また、公共下水道事業ということで、今後、計画的に事業を進めていく予定をしております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 下水道事業を進めていくということだけど、道路のないところに下水道事業が進むはずはないんだ。そういうあいまいなことを言っておってはいかんということ、いいですか。



そこで、関連して155号の南伸問題とあわせて尋ねておきます。

先日、議会全員とともに大村知事、平井技監に155号線の南伸の事業認可を陳情しました。その後、県から何らかの連絡があったかどうか、答弁があったかどうか。また、市長は今までも大村市長によく陳情してきたと議会で答弁しておられます。よく陳情がされているようであるならば、今回議会の全員が参加して陳情に出かけたということであり、現状からしてそろそろ何らかの方向性が示されてもいいように期待もしていましたが、市長の内容説明の陳情のみに終わり、大村知事の表情は儀礼的な対応であったと私は感じました。このような状況について、市長はどのように感じ、受けとめておられるのかお尋ねします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

名古屋第3環状の南伸につきまして、全員の議員の皆様にご協力いただきまして大村知事のほうへ陳情に出向いていただきまして、心から感謝申し上げます。

知事の受けとめ方というふうな御質問でございますけれども、陳情が終わった後でございますけれども、技監とお話をする機会をいただきました。そして、技監は、今現在進めておる境のところからの南伸を進めていくというのが県の基本的な考え方であるということをお聞かせいただいたところでございます。私といたしましては、技監から知事へそのようなお話が事前にあったのではないかと、これは推測でございますけれども、思っているところでございます。

いずれにいたしましても、いわゆる境からの北伸と、そして南前新田からの南伸ということにつきましては同じ意味での非常に大切なことでございますので、今後とも関係機関に対して陳情をさせていただこうと思っております。地元の国会議員、そして愛知県のさまざまな関係団体、そういった形の中で、この道路計画につきまして同時に進めていくということが基本だろうというふうに思っておりますので、今後とも、議員各位の御尽力をいただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） まあ、現状は変わっていないということです。

そこで、私も陳情が終わってから、平井技監に要請をしました。ところが、そのときに言われたことは、市街化区域でありながら道路網もないところであり、区画整理にあわせて155号線の整備をしなければ困難でしょうねという答弁がありました。そこで、私も経験上、以前から区画整理を進言してきたが、市長が減歩率が大きいために区画整理はできないと本会議で明言したために、これから用地買収をするのは非常に困難ですわと。しかし、議会も全力投球をしようということになっておるのでよろしく頼むと、みんなでひとつ頑張りたいというようなことで言ってきたわけでありませう。

しかし、いずれにしても、ここのところは、いつかは事業認可がおりると思っております。しかし、事業認可がとれても、多分弥富市が用地確保をすることになります。この155号線の用地を取得するためには、155号線用地のみを買収することになれば、ふぞろいの残地が多くできることになり、この残地処理をどのようにするのが、これから用地買収の大変困難な問題になると私は思っております。この残地は恐らく国も買い上げをすることはないと思います。そうした中で、果たしてこの今の現状で155号線の用地買収はできると市長は感じておられるかどうか、尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお言葉を返すようで大変申しわけございませんけれども、この名古屋第3環状の問題につきましては、昭和48年に都市計画決定がされ、道路計画が策定されたところでございます。あれから40年たつわけでございます。私は、去年、おとし、この区画整理事業について、現状の中で、耕地もない、あるいは減歩率も高くなるという形の中で、区画整理事業は極めて難しいだろうというふうにお話をさせていただいたところでございます。今までに、既に約8,000平米の道路計画用地があるわけでございますけれども、そのうちの3筆が買収をされております。そのままになっておるわけでございます。ある意味では、これもいかにというふうに思うわけでございます。

しかしながら、私どものまちの中におけるこの名古屋第3環状の南伸というのは、非常に重要な道路になるというふうに思っております。現在、私どもといたしましては、あくまでも前回議員と同様にお話しをいただきましたこの道路に対する前ヶ須工区の事業認可をいただきたい、この一心でございます。そして、その事業認可がいただければ、私は土地取得特別会計という形の中で先行取得することもやぶさかではないというふうに思っております。そうした形の中で、5年後にはきちっと県のほうで精査をしていただいて、この名古屋第3環状の南伸ということについて、私は現実的にしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、また議員のお力添えをいただくわけでございますけれども、前ヶ須工区における事業認可がおりればというふうに思っておりますので、繰り返し繰り返し陳情に上がりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） これね、どんどんと今でも売られておるんですよ。もう間もなく、155号線用地のほかのところは恐らく売られていってしまう。そして、今の行きどまり道のところになる。事業認可がなければいけないというようなことで、いつまでもほうっておいたら、恐らく事業認可がおりたときには、ほとんど用地の取得は難しいと、私はそう思っています。これは、建設経済委員会で一度よくみんなで話し合いをしたいと思っております。

そこで、最後に1つだけ申し上げておきたいと思いますが、この前、現状の見直し発言、この政策等の進捗状況についてお尋ねをいたします。

先回、このいろいろの現状の見直しについての話があり、スピード感を持ってという話がありました。そこで、今、議会としても定数問題、あるいは報酬問題等は、今度の20日くらいにはほぼ方針が決まるわけではありますが、現在、市として報酬審議会は開催されたのか、あるいは行政改革委員会は開催されているのか。あるいはまた、先般問題になった十四山中学校のあり方に端を発して、小・中学校のあり方について協議はされているのか、その点について最後にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私のほうから、特別職報酬審議会についてお答えをさせていただきます。

まず、弥富市特別職報酬審議会について御説明をさせていただきますけれども、公平・公正な立場で、市議会議員の議員報酬の額や市長、副市長、教育長の給料の額について調査・審議し、市長に意見の申し出を行っていただく市長の附属機関でございます。

前回開催されました審議会は、幅広く市民の意見を反映できるよう、市内の公共的団体の代表者10名で審査されておりましたが、このたびは市長の方針を受け、審議会における市民参加の充実をより図るため、公共的団体の代表者8名と公募委員2名で構成される審議会の開催を準備しております。現在、公募委員2名を広報、ホームページで募集している期間中でございますので、報酬審議会の開催につきましてはこれからになります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 答弁の最中でありまして、時間延長ということで、本日の会議時間は一般質問を続けるため延長したいと思いますので、御了解をお願いいたします。

山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 行政改革推進委員会についてお答えいたします。

行政改革推進委員会につきましては、合併後、弥富市として5回開催しておりますが、19年、20年に2回、平成23年に2回開催し、御審議いただいたところであります。

現状の見直しということにつきましては、この行政改革大綱に基づき、実施計画取り組み状況として実施内容をホームページにより公表させていただいております。それぞれの計画に沿って見直し、改善を進めているところであり、現状の行政改革実施計画を進めることが最重要であると考えております。

行政改革は、日々事務事業の中で取り組みながら行っていくものであり、職場の中においても、そのように取り組んでおります。開催につきましては、集中改革プラン、行政改革大綱策定、改定の都度開催いたしてまいりました。今後も、大綱策定や実施計画の見直しが必要

要となってきた場合に開催してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 市内の小・中学校の適正配置の経過と進捗状況についてお答えをいたします。

さきの議会で佐藤議員にもお答えをしましたように、市内の小・中学校につきましては、単に子供の教育を行う場ではなく、地域のコミュニティーの核でございまして、災害時の避難所となるなど重要な役割を持っております。それぞれの地域で親しまれ、伝統と歴史ある学校となっております。したがって、小・中学校の適正配置につきましては、大変難しい課題でございます。教育委員会としては、通学区域の再編や統廃合を含む適正配置計画につきましては、慎重に事を運ばなければならないと思っておりますのでございます。

また、十四山中学校におきましては、平家建て武道場の建設を計画しておりましたが、地元から、昨年3・11東日本大震災を教訓に、この際、防災機能を持ち、避難所ともなる施設を考えてほしいという声がございます。さらには隣接する十四山体育館の老朽化問題も浮上してまいりました。

一方、十四山中学校の生徒数は減少傾向にございまして、将来、全体で5学級以下となる過少規模校となる見込みでございます。そこで、望ましい中学校のあり方を検討する必要があると考えまして、このたび十四山地区の小・中学校3校のPTAの役員の方々に、現在の中学校の状況と将来の生徒数の推移などを説明いたしまして御意見を伺ったところでございます。その結果、いずれの小・中学校も、現在の3中学校は存続し、十四山中学校の生徒が増加するような施策を講じてほしいという意見が圧倒的でございます。例えば、現在の校区設定の中で、隣接地域などを限定した中学校選択制とかいう方法も一つでございますし、十四山中学校の生徒数を増加させる方法はないかといったような御提案もございました。

十四山中学校を他の中学校へ統合することにつきましては、賛成という意見は皆無でございました。

以上の結果を先月の定例教育委員会で報告いたしまして、今後さらに検討を継続するということになりまして、もう少し時間をいただきまして、小・中学校の適正配置につきましては、その方向性や手法がまとまった段階で議員の皆様方に報告の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） いずれにしても、とにかく難しいから先送りではなくて、やっぱり難しい問題こそ真剣に取り組むべきであって、総合計画が絵にかいたもちにならないように、ひとつ頑張ってお互いにやっていただきたいと。私たちも、そのためには努力をしていきたいということを申し上げて質問を終わります。以上です。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩し、5時10分から鈴木みどり議員の質問で終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。暫時休憩します。

~~~~~

午後5時02分 休憩

午後5時11分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いいたします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東海地震、東南海地震、南海地震などの南海トラフの巨大地震発生の心配が高まっています。来るべき広域大規模災害への備えを確かなものにしていくために、地域の力を持続的に高めていくことが大切です。

昨年の3月11日以降、私たちは地震や津波の怖さを改めて知りました。そして、防災や減災に対してとても関心を持つようになりました。また、弥富市は伊勢湾台風で大きな水害を経験しています。弥富に住むだれもが水害に対して敏感になっていると思います。

初めの質問として、白鳥学区防災公園についてお聞きします。

前回3月議会において、市長から栄南学区の次には十四山地区に防災公園をつくるというお話を突然お聞きし、びっくりしました。3年前に、白鳥学区に防災広場をつくるために土地取得費として1億円以上の予算が可決したと伺っています。なぜ、そのとき白鳥に防災公園をと考えられたのですか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

なぜ白鳥に防災公園を考えたかという御質問でございます。

白鳥地区と申し上げましても、特に佐古木から、1号線から北、それから関西本線の南の分につきましては、広場のような施設がないというのが現状でございます。そういったことをかんがみまして、今申し上げた地区に防災公園をつくるということが適切かということで選定させていただいております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 本来なら、白鳥が先に防災公園をつくっていただければよかったんですね。土地取得がうまくできなかったとお聞きしていますが、その後交渉はされていますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 幾つかの候補地を検討いたしました。希望の用地交渉がうまくいきませんでした。また、ほかの候補地につきましても、各所当たりましたけれども、納税猶予の関係があるというようなこともございまして、具体的な交渉に入れなかったというのが現実でございます。

また、その後、昨年の大震災が発生いたしました。避難場所のあり方というものが、根本的な考え方が変わってきたというのが現状でございます。そういったことを検討する中で、現在におきましては土地の広さ等もございまして、そういったことも含めまして、土地交渉が中断しているのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 新しくつくっていただいた防災マップには、現在弥富市で指定されている避難所は、白鳥学区では、弥富北中学校、白鳥コミュニティーセンター、白鳥小学校の3カ所しかありません。それに比べ、十四山地区においては幾つもの避難場所があります。1次開設避難所の十四山スポーツセンターを初め、2次開設避難所では十四山総合福祉センター、西部・東部小学校、十四山中学校、海翔高校、十四山保育園、愛知海部農協十四山店など8カ所もあります。津波・高潮緊急避難所においては、十四山支所、孫宝排水機場、長寿の里など、さらに4カ所もあります。

平成23年4月現在では、人口数、白鳥学区5,723人、十四山地区5,737人とほぼ同じ人口です。なぜこのような状況で白鳥学区が後回しになってしまったのかをお聞きします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほども答弁いたしましたけど、昨年の東日本大震災以降、避難所というものの考え方が変わってまいりました。この1つとしましては、高さが必要だということは3月議会でも申し上げたとおりでございます。御存じのように、本年は栄南地区に避難場所を建設いたします。考え方としましては、まず海に近いところから対応していこうといったような考え方をしております。といったことございまして、次の選定場所といたしましては、十四山地区を考えさせていただいたというのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 佐古木・又八・楽平地区に防災公園はできるのでしょうか。関西本線から南に関しては、公共の建物や一時避難所場所さえありません。大きな災害が発生した場合、高潮、津波もそうですが、どこに逃げたらいいのか。これは住民の方がそう言っていました。どこに逃げればいいのか。これは住民の方がそう言っていました。どこに逃げればいいのか。これは住民の方がそう言っていました。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 当地区に限りませず、市内全域を見渡したとき、避難場所のない地域が多くあることは事実でございます。承知しております。

最も避難時間、避難に使える時間が短い津波被害でも、弥富市への到達は90分程度と予想されております。要援護者の方など避難に時間がかかる方もあるかと思いますが、地元の防災会でも避難方法の検討をお願いしたいと思っております。

また、白鳥保育所が完成したときには、避難所として指定してまいります。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 災害時には、ほとんど歩いての避難になると思っております。小さなお子さんのいる家庭や、高齢の方や、体の不自由な方は、避難しようと思っても、一番近い避難場所でも関西本線を越えて白鳥小学校まで行かなければなりません。災害というものは、何が起こるかわかりません。今、市として、今後白鳥学区の防災広場についてどのように考えていますか。また、つくると考えてみえるなら、どこの場所に防災公園をとお考えですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 全体を見渡したとき、白鳥学区を見渡したときでございますけれども、先ほど申し上げました1号線から関西本線の間というもので考えるのが適切かと思っております。ただ、土地の取得がなかなか難しいということでございます。その中で、先ほど申し上げましたように高さを求めるということになりますと、現在、前回ですと約5,000平米ほどの面積がございましたが、それより小さい面積でも可能な場合もあるかと思っております。そういったことも勘案しながら、場所の選定をしてみたいと思っております。

また、佐古木地区におきましては、現在マンション等、高層建築の建物でございますけれども、津波、高潮緊急避難場所という形の協定は結べていないのが現状でございます。市としても、再度お願いするつもりでございますけれども、やはり地元の方の協力というのが非常に大きなものと思っております。地元の方と協力しながら、防災会、自治会でございますけれども、そういったところの避難場所としての確保といったことも今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

佐古木にも高いマンションなどありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

土地取得交渉には、やはり根気と努力と誠意が必要だと思っております。佐古木・又八・楽平の住民の方にも安心して暮らせるよう、一日も早く高さのある防災公園をお願いしたいと思います。

続いて、自主防災についてお尋ねしたいと思っております。

東日本大震災以後、私たちは本当に防災意識はとて高くなりました。希薄化していた地域社会も連帯感に基づくコミュニティー活動も広がってきたのではないかと思います。そして、災害のとき、何もしないで助けを待つのではなく、命を守るために、みんなが協力して

自分たちの地域は自分たちで守ろうという地域の連帯意識は大切なことです。

今、弥富市では48の自治会で自主防災組織があるとお伺いしました。しかし、その内容には大きな差があるとお聞きしました。現在、弥富市では各自治会の自主防災組織の推進を働きかけていると思いますが、市側として自主防災組織を立ち上げることにに関して、何かアドバイスなどはしていますでしょうか。例えば訓練内容など、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、結成に関しましては、4月の当初に行います区長会の席で結成に関するお願いをしております。現在48カ所ございますけれども、まだ未結成のところもございます。そういったところに対して働きかけを行っております。

また、相談に関してはどうかというようなお話でございました。結成時に限らず、自主防災のいろんな訓練等も含めたものの相談でございますけれども、なかなか防災課としても人手がないということで、非常に深いところまでお話しできているかということ、御不満もある部分はあるかと思いますが、そういったことの相談には積極的に乗らせていただいているということでやっております。

また、原則といたしまして、結成する段階では総会をもって、皆さんが自主防災の会員であるといった認識をしていただきたいといったことがございます。その場合、役員に対する相談も当然ございます。それから、総会の場での相談もございます。そういった場合ですと、市の職員が出向いて説明をさせていただくといったこともやらせていただきます。現実には、役員会とか総会での説明ということもさせていただいておりますので、積極的に御利用願えたらと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

自主防災組織を持つ自治会では、多くは年1回の訓練をしています。年1回の訓練でも、それをきっかけとして防災に関心を持っていただくことは、大変貴重なことだと思っております。災害時には、まず自分の命を守り、そして家族を守る。自主防災で地域の命を守り、財産を守る。自助、共助、公助の防災協働社会を地域全体に広め、いざというときにみんなが力を合わせて助け合えるよう、そのために何をすべきかを学ぶ機会があるといいと思うのですが、いかがでしょうか。例えば、出前講座をしていると聞きましたが、どのような内容をお話しされるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 何をするかということでございます。

先ほど出ました出前講座、これも自主防災会からお呼びいただく場合もあります。各種団



体からお呼びいただく場合もあります。そういった中で、お話をいろいろさせていただいております。

内容でございますけれども、まず自主防災会ですと、共助の部分のお話をさせていただいております。それから、当然でございますけれども、弥富市の現状といったものについてもお話しさせていただいております。また、各団体に関しましては、自助の部分の話もさせていただくというのが一般的な形になっております。そういった機会をとらえていただきまして、いろんなことを学んでいただくというものの一つだと思います。こんな話が聞きたいというようなお話がありましたら、こちらのほうも勉強させていただいて行かせていただきますし、適切な講師があれば紹介させていただくということもさせていただいております。また、訓練等でございますけれども、やはり共助部分ですと一番大切なのは隣近所の安否確認というものが大切かと思っております。そういったことにつきましても、出前講座等でお話しさせていただいております。そういったものが訓練につながるといういいなという事は思っております。なかなかそれが現実的につながっていかないというところがジレンマでございますけれども、今後もそのような形で進ませていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

災害が発生した場合に自主防災組織の力が発揮できるよう、自主防災でどのようなことを訓練したらいいのか、男性の役割、女性の役割などを決めておくといいと思うのですが、せっかくの機会ですので、もし出前講座などでされるときは、そういう内容も含められたらどうかと思います。いかがですか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今までの講座につきましては、そういった男性の役割、女性の役割というところまでのきめ細かいお話はさせていただいたことはございません。非常に参考になりますので、今後、そういったことも取り入れさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） 自主防災の女性の参加率はどうか、市のほうは把握していますか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 率というものは確認してございません。

ただ、先ほど申し上げましたように自治会全体が一つの防災会だというような考え方をまずしていただきたいと思います。そういった考え方をしますと、女性の参加率云々という話ではないかなと思っております。

それで、参加率の問題はとらえてございませぬが、実際に地区の防災訓練等を見させてい

ただく段階では、かなりの方が女性で参加していただいております。現状としては、そのような形になっています。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

各地域では、女性の参加も各班長さんになった場合に、女性の参加の方もお見えになると思いますが、訓練内容に女性も参加できるようなものがあると、もっとたくさんの方に参加していただけるのではないかと思います。震災など、災害が起こるときは、いつ起こるかわかりません。日中家族がばらばらになっている状況では、日常の生活圏内にある主婦層の自主防災活動も充実させなければいけないと思います。男性も女性も、また家族で参加していただけるよう地域全体に呼びかけ、充実した訓練内容なども指導していただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御提案の件につきましても、今後取り組みをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 弥富市の自主防災組織がそれぞれの地域を守ることができるよう、地域住民と行政との協働で、今後もさらなる御指導をお願いしたいと思います。

続いてですが、避難所についてお聞きしたいと思います。

弥富市において、避難所の運営についてお聞きします。

大きな災害があった場合、多くの市民は避難生活を送らなければいけないこととなります。阪神大震災や東日本大震災では、その避難所生活でのさまざまな問題点や課題が出てきました。

そこでお聞きしますが、市としての避難所設計はどのように考えていますか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは、避難所の運営に対する設計という形の考え方でよろしいでしょうか。

3番（鈴木みどり君） はい。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階におきましては、なかなかそういったものができ上がっていないというのが現状でございます。

そういった避難所の運営、それからレイアウト等も必要になってくると思います。そういったものに関しましてマニュアルづくりを今後行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） もし避難所を設計する場合、女性や子育て家庭、障害者など、被災地での避難所生活が少しでも安心・安全にできるよう配慮することが重要だと思います。どうかその点を含めてお考えいただきたいと思います。

内閣府男女共同参画局のホームページでは、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について、地方公共団体に働きかけています。避難所生活においては、女性に配慮した避難所の運営として、プライバシーを保護できる仕切り、男性の目が気にならない更衣室、授乳室、入浴設備、男女別トイレの設置、乳幼児のいる家庭用エリアなどの設定を依頼しています。これについてはどのようにお考えですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階では、避難所の確保や一般的な運営を行うといったことが中心になっております。なかなかきめ細かいところまで進んでいないというのが現状でございます。今回の大震災は女性に限らず、高齢者や障害を持った方の避難所での生活が問題になっております。議員の質問にありました問題点、各種いただきました。この中で、特にトイレの問題が重要なのかなあとこのことを思っております。これにつきましては、本年度、既存のトイレにかぶせて使えるような形の便袋といったものを購入いたします。また、その後、間仕切り等、保管スペースがかなり要するということもありまして、なかなか難しい問題があるわけでございますけれども、そういったものの対策について、順次対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木みどり議員。

3番（鈴木みどり君） これから避難所計画や避難所運営については、考えていただきたいと思います。子供や高齢者など、日ごろ地域にすることが多い女性、主に主婦などの意見を取り入れることがとても必要です。また、医療や福祉の専門職の意見を取り入れることも必要かと思えます。また、避難所では、男性の役割、女性の役割なども決めておくことスムーズな運営ができるのではないかと思います。避難所での生活がパニックにならないよう、また、避難所の衛生管理など課題はいろいろあると思うのですが、その上でのリーダーの養成も必要に思えます。この点については、どうお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所の運営の問題でございますけれども、避難所ごと、その施設ごとに、だれがリーダーになるかといったことはなかなか重要なことですが、なかなか決め切れていないところがございます。施設によっては、施設管理者の方がリーダーの役を指名されることもございます。また、場所によっては、地域の役員の方をお願いする場合も当然出てまいります。そういった中で、どのような形の運営をしていくかというような、先ほども言いましたマニュアルづくりの中でそういったことも対応していけたらなと思って

おりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） これから、いろいろと課題が多いのですが、避難所計画を立てられる上では、そのための防災会議だとか避難所運営については、ぜひ女性の意見を取り入れていただきたいと思います。

最後に、弥富市の防災・減災のあり方に関しまして、市長の御意見をお聞きして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

白鳥学区におきまして、防災公園の計画を予定したところ、その実現について地区の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことについて、この場をかりましておわびを申し上げる次第でございます。

ことは、栄南学区におきまして、周辺対策費の活用というようなことも含めまして、この24年度に計画をしまっているわけでございます。また、十四山地区におきましては、今年度、その場所を決定し、来年度、その避難場所、あるいは避難タワーという考え方のもとで計画を進めていきたいと思っております。これは、今、国の補助率が2分の1という形で交付金制度がございます。そして、翌年からは交付税措置という形の中で、これも5割以上が交付税措置になるのではないかという形のものが考え方としてありますので、できるだけ早くその白鳥学区におきましても、手続をするために早く場所を決定していきたいというふうに思っているところでございます。そうした形の中で、御迷惑をかけているということに対しておわびすると同時に、一日も早く避難場所という形の中でしっかりとした計画を立てていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私どもは大変環境的にも厳しい地域でございます。さまざまな災害に対して、これはただ単に地震とかそういう災害だけではなくて、いわゆる風水害であるとか、あるいはゲリラ豪雨という形の中で、さまざまな心配をしておるわけでございます。特に3・11の東日本大震災を一つの教訓として、それぞれの課題を一つ一つクリアしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

再度、白鳥学区に対しましては、早急にその計画場所を設定しながら手続を開始していきたいというふうに思っておりますので、この場をかりまして御案内申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

早急の白鳥学区の防災広場をお願いします。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 本日の一般質問はこれまでとし、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日の会議は、これにて散会いたします。時間延長に対し、御協力ありがとうございました。

~~~~~

午後5時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 川瀬知之

同 議員 鈴木みどり

